

---

高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究  
(高等学校の現状に係る調査・分析に係る調査研究)

インターナショナルスクールに対する国際的な認証団体の  
認証評価について

---

(調査報告書)

株式会社富士通総研  
令和5年度事業

## 目次

|                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| 1. 調査の実施方針(目的、対象、調査事項、調査方法) ----- | 1 -  |
| 1.1. 調査の目的 -----                  | 1 -  |
| 1.2. 調査対象 -----                   | 1 -  |
| 1.3. 調査事項 -----                   | 1 -  |
| 1.4. 調査方法 -----                   | 2 -  |
| 2. 調査結果の概要 -----                  | 3 -  |
| 2.1. 認証団体の組織概要 -----              | 3 -  |
| 2.2. 認証に関わる評価手順 -----             | 3 -  |
| 2.3. 認証に関わる評価項目・認証基準 -----        | 4 -  |
| 2.4. 各国／州の学校教育制度と認証制度との関係 -----   | 5 -  |
| 3. WASC -----                     | 7 -  |
| 3.1. 認証団体の組織概要 -----              | 7 -  |
| 3.2. 認証に関わる評価手順 -----             | 9 -  |
| 3.3. 認証に関わる評価項目・認証基準 -----        | 11 - |
| 3.4. 各国／州の学校教育制度と認証制度との関係 -----   | 17 - |
| 4. CIS -----                      | 21 - |
| 4.1. 認証団体の組織概要 -----              | 21 - |
| 4.2. 認証に関わる評価手順 -----             | 22 - |
| 4.3. 認証に関わる評価項目・認証基準 -----        | 23 - |
| 4.4. 各国／州の学校教育制度と認証制度との関係 -----   | 33 - |
| 5. NEASC -----                    | 37 - |
| 5.1. 認証団体の組織概要 -----              | 37 - |
| 5.2. 認証に関わる評価手順 -----             | 38 - |
| 5.3. 認証に関わる評価項目・認証基準 -----        | 40 - |
| 5.4. 各国／州の学校教育制度と認証制度との関係 -----   | 44 - |
| 6. COBIS -----                    | 48 - |
| 6.1. 認証団体の組織概要 -----              | 48 - |
| 6.2. 認証に関わる評価手順 -----             | 49 - |
| 6.3. 認証に関わる評価項目・認証基準 -----        | 51 - |
| 6.4. 各国／州の学校教育制度と認証制度との関係 -----   | 59 - |

## 1. 調査の実施方針(目的、対象、調査事項、調査方法)

### 1.1. 調査の目的

高等学校においては、全ての高校生が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けられるよう「共通性の確保」を図りつつ、生徒一人一人の特性等に応じた多様な可能性を伸ばすための「多様性への対応」を併せて進めることによって、高等学校教育の質の確保・向上を目指すことが求められる。文部科学省では、「共通性」と「多様性」の観点から高等学校教育の在り方に関する検討<sup>1</sup>を進めている。

本調査研究は、このような状況を踏まえ、我が国の初等中等教育機関において国際化に対応した教育内容を充実させることに資するよう、インターナショナルスクール<sup>2</sup>に対する国際的な認証団体による認証評価について、認証の仕組みや、認証を通じて保証する教育の質の内容等を把握・整理する。その際、中学校及び高等学校段階について、それぞれ分析を行うことを目的としている。

### 1.2. 調査対象

国際的な認証団体として、日本のインターナショナルスクールが認証を受けている団体のうち、以下<sup>3</sup>を対象とする。

- Accrediting Commission for Schools, Western Association of Schools and Colleges:  
西部協会学校認証委員会(ACS WASC。以降、「WASC」との記述を併用する。)
- Council of International Schools:  
インターナショナルスクール協議会(以降、「CIS」との記述を併用する。)
- New England Association of Schools and Colleges:  
ニューイングランド協会(以降、「NEASC」との記述を併用する。)
- Council of British International Schools:  
英国インターナショナルスクール協議会(以降、「COBIS」との記述を併用する。)

### 1.3. 調査事項

#### 1.3.1. 主な調査事項

調査目的に照らし、以下を主な調査事項とする。

- 認証団体及び認証に関する事項
  1. 認証団体の組織概要(組織・評価の目的、沿革、評価対象、会員・認証校数など)
  2. 認証に関わる評価手順
  3. 認証に関わる評価項目・認証基準
  4. 認証団体の本部所在国／州の学校教育制度と認証制度との関係

各調査事項は、認証団体がインターナショナルスクールを対象として行う認証評価についての関連事項を記述する。

#### 1.3.2. 各調査事項の調査範囲や記述方法など

##### 1.3.2.1. 調査事項「3. 認証に関わる評価項目・認証基準」

評価項目・認証基準の内容の整理と可視化の一助として、4つの認証団体に共通の「団体基準の共通分類」を設けている。団体基準の共通分類は10あり、「学校／学習目的、組織、教職員、施設等リソース、教育一カリキュラム、教育一学習と指導、教育一評価、教育一他、コミュニティ、ウェルビーイング」である。各認証団体の評価項目・認証基準の整理において、「団体基準の共通分類」と各認証団体の評価項目・認証基準を対応づけ、その分類順で各認証団体の基準内容を記述している。

なお、各認証基準のうち、生徒の寮生活に関する基準は、日本の教育制度(学校教育法、学習指導要領、学校設置基準等)での取扱いが限定的であるため、対象外としている。

##### 1.3.2.2. 調査事項「4. 認証団体の本部所在国／州の学校教育制度と、認証制度との関係」

本項で対象とする学校種は、インターナショナルスクールが、米国では、「外国人学校や国際学校は、一般に私立学校に分類され」<sup>4</sup>、英国では、外国人の生徒が通う学校は、独立学校に分類される<sup>5</sup>ため、その学校種について記述している。すなわち、公立学校等は主な対象としていない。

## 1.4. 調査方法

主に公開情報を用いて調査を行った。特に、本調査対象の認証団体と対象国／州政府のホームページ(以降、「HP」と記述する。)、及び公開資料を第一の参照元とした。認証団体の認証基準は、主に以下の資料を翻訳して記述している。引用箇所は、各認証団体から許可を得られた範囲や表記レベルで記述している。

### ●WASC

- ・ACS WASC International Initial Visit Procedures, 2021 Edition(<https://www.acswasc.org/initial-visit-process-and-procedures/>)
- ・ACS WASC Bylaws and Policy Manual. June 2023 (<https://acswasc.app.box.com/s/kjmkmgpg5aw3xpypjg57mbxthn8bwgf>)

### ●CIS

- ・CIS INTERNATIONAL ACCREDITATION Evaluation Framework (※CIS に依頼し、資料を開示いただいた。)

### ●NEASC

- ・Accreditation Pathways for International Schools ([https://www.neasc.org/sites/default/files/2022-12/98\\_neasc-cie\\_pathways\\_final.pdf](https://www.neasc.org/sites/default/files/2022-12/98_neasc-cie_pathways_final.pdf))
- ・ACE2 LEARNING GUIDE and ECOSYSTEM 2.0 ([https://www.neasc.org/sites/default/files/2024-05/ace\\_ecosystem\\_and\\_guide\\_doc\\_252\\_r2024-04.pdf](https://www.neasc.org/sites/default/files/2024-05/ace_ecosystem_and_guide_doc_252_r2024-04.pdf))
- ・Quick Reference to the Foundation Standards Evidence and Indicators(※NEASC に依頼し、資料を開示いただいた。)

### ●COBIS

- ・COBIS Patron's Accreditation and Compliance Standards Revised Summer 2020 ([https://www.cobis.org.uk/uploaded/The\\_Patron's\\_Accreditation/COBIS\\_Accreditation\\_and\\_Compliance\\_Standards.pdf](https://www.cobis.org.uk/uploaded/The_Patron's_Accreditation/COBIS_Accreditation_and_Compliance_Standards.pdf))

また、公開情報における一部の不明事項について、認証団体への問合せを実施した。

<sup>1</sup> 中央教育審議会。高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ。文部科学省。2023。  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/091/toushin/mext.00021.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/091/toushin/mext.00021.html)

<sup>2</sup> 「インターナショナルスクール」は、本調査では、「主に英語により授業が行われ、外国人児童生徒を対象とする教育施設」とする。

<sup>3</sup> 団体の記述順は、日本における認証校の数の多い順である。

<sup>4</sup> 末藤美津子。世界の外国人学校。福田誠治・末藤美津子【編】。東信堂。2005。p.51

<sup>5</sup> 佐藤千津。世界の外国人学校。福田誠治・末藤美津子【編】。東信堂。2005。p.102, この資料に、「イギリスにおいては、一定の基準を満たし「学校」と認められた教育施設は、それがイギリス市民を対象とするものであっても、また外国人を対象とするものであっても、法的あるいは制度的には一律に「独立学校」として分類される。」とある。

## 2. 調査結果の概要

### 2.1. 認証団体の組織概要

- 4つの認証団体ともに、政府機関ではない民間の非営利組織である。世界規模で活動を展開し、認証評価対象には初等中等教育の学校を含む。認証評価の目的には、学校の教育と運営の質保証と学校改善の支援がある。
- WASC は、米国の地域認証団体の1つであり、カリフォルニア州に本部を置く。米国西部地区やアジア地域における、初等中等教育の学校と中等教育後の教育機関を中心に認証評価を行う。会員数は5,000校以上である。認証校のうち、公立の約9割、私立の約7割は米国内の学校であり、インターナショナルスクールは200校以上である。  
学校が信頼できる学習機関であることを公に証明し、学校の教育プログラムと運営を継続的に改善することを認証評価の主な目的とする。1962年設立の非営利法人であり、理事会監督下の委員会が認証基準を定め、認証ステータスを付与する。
- CIS は国際教育推進を目的として1965年に設立された ECIS (European Council of International Schools、インターナショナルスクール欧州協議会) を母体とし、会員校の増加に対応するために2003年に新たに設立された。米国デラウェア州の非営利法人であり、主に初等中等教育の学校を対象に認証評価を行う。会員は120か国、1,500校以上であり、400校以上の中等教育学校を認証している。  
評価の目的は、教育の質を評価すること、学校が教育プログラムの質と改善をベンチマークできるようにすることである。理事会(理事5名以上9名以下で構成)が事務局長や委員会の委員任命などを行い、会員資格の承認は事務局長が行う。
- NEASC は米国の地域認証団体の1つであり、マサチューセッツ州に本部を置く。米国ニューイングランド地区と世界90か国以上における、幼稚園(Pre-K)から12年生を中心に認証評価を行う。認証校は1,500校以上(うち、約78%が米国内)あり、公立は約43%、独立は約35%、国際教育は約22%である。  
認証評価の目的は、学校と提携し、認証や専門家による支援、ベストプラクティスの追求を通じて、全ての生徒に対する質の高い教育について、評価し支援し促進することである。1885年設立の非営利法人であり、理事会監督下の国際教育委員会がインターナショナルスクールを担当し、訪問チームの報告書のレビュー等を行う。
- COBIS は、主に英国外の英国学校(2歳から18歳まで)を対象とし、学校改善のための認証などの会員校への支援を行う。英国ロンドンに本部を置き、世界80か国以上の290校以上が会員である。  
組織の目的は、会員を支援し英国内外において特に政府、教育当局、教育団体に対して、会員の利益を代表すること、会員校に認証を通じて最高水準の品質保証を提供すること等である。1989年設立の非営利法人で、理事会はインターナショナルスクールの校長や政府関係者、教育専門家で構成している。

### 2.2. 認証に関わる評価手順

- 4つの認証団体に共通の評価手順として、自己学習の準備、自己学習、学校訪問、訪問結果の評価と継続的な改善活動、との流れで以下が行われる。
  - ・自己学習プロセスでは、認証基準に基づき、自らをまず点検・自己評価する(COBIS は「学校訪問前の支援」段階で行われる)。
  - ・学校訪問プロセスでは、同業者(教育専門家)で構成されたチームが学校を訪問し、現場を観察し自己学習の結果をレビューする。その後、訪問結果の評価と継続的な改善活動が行われ、3～6年の周期で再評価となる。
  - ・認証評価を受ける前提として、学校運営許可を含め、所在国／地域の法的要件を満たしているかが確認される。(NEASC では「基礎基準」段階で行われる。)

- WASC では、認証評価を受ける際の参加資格として、インターナショナルスクールの場合、学校運営許可を含め所在国／地域の法的要件を満たすことに加え、生徒のウェルビーイングに関する方針や手続きを定めること、学校の目的においてグローバル・コンピテンシー育成を含むこと、指導言語が英語であること、カリキュラムが国際的であること、等がある。  
評価手順は、「初回訪問プロセス」、「自己学習プロセス／自己学習訪問」、「フォローアッププロセス」と進み、高い評価が得られた場合は6年間の認証ステータスとなる。初回訪問プロセスは、WASC の認証評価チームが学校訪問し、自己学習プロセスに進むか否かについて委員会の許可を得る。自己学習プロセスは、学校の全ステークホルダーが関与し、認証基準を基に、生徒への学習の影響などを自己評価し行動計画を策定する。また、WASC の認証評価チームが学校訪問し、自己学習結果の検証と更なる改善勧告を行う。フォローアッププロセスは、認証評価チームの報告を基に、委員会が認証ステータスを決定し、学校は毎年、行動計画の進捗を WASC に報告しレビューを受ける。
- CIS では、認証評価を受ける際の参加資格として、学校運営許可を含め所在国／地域の法的要件を満たすことに加え、ウェルビーイングと児童保護、及びグローバル・シティズンシップと異文化学習に取り組んでいること、質の高い学習と教育に取り組んでいること、等がある。  
評価手順は、「予備評価」、「自己学習プロセス」、「チーム評価」、「年次認証評価」と進み、5年ごとに再評価となる。予備評価では、学校が提出した予備評価のための報告書から、学校の準備状況の評価する。自己学習プロセスは12か月以上行い、学校の強みと改善領域を特定し、改善に向けて行動し報告書を提出する。チーム評価では、評価チームが学校訪問し、生徒、保護者を含め学校関係者と面会し、報告書内容の評価・分析する。年次認証評価では、認証校は、学校改善に関する年次認証報告書を提出する。
- NEASC では、認証評価を受ける際の参加資格として、インターナショナルスクールの場合、学校での指導とコミュニケーションの主要言語が英語であること、学校の国際性を示せること、等がある。  
評価手順は、複数あるアプローチのうち、最も一般的な、ACE ラーニング・パスウェイの場合、「基礎基準」、「準備」、「内省」、「外部レビュー」と進む。新規認証の場合この手順は少なくとも約3年を要し、5年ごとに再認証となる。  
学校は「基礎基準」と「準備」の各段階で報告書を提出し NEASC の訪問を受ける。「基礎基準」では、所在国／地域の法的要件を満たしていることも確認される。「内省」段階は、学習コミュニティ全体が参加し、認証基準を基に1年間以上かけて自己評価を行う。「外部レビュー」段階は、NEASC の訪問チームが「内省」をレビューし、その結果から認証を決定する。学校は毎年、継続的改善についての年次報告書を提出する。
- COBIS では、認証評価を受ける際の参加資格として、カリキュラムが英国または英国のインターナショナルスクールで認められるものであること、所在国の法律に従うこと、等がある。  
評価手順は、「学校訪問前の支援」、「学校訪問」、「訪問後の結果検討」、「継続フォロー」と進み、5年ごとに再評価となる。学校訪問前の支援では、COBIS は学校担当のリード改善パートナーを決め、認証基準に照らした証拠提出の指導等、学校訪問に向けた支援を行う。学校訪問では、3日間の訪問において、コンプライアンス基準や認証基準を満たしているかについて学校を観察等し評価する。訪問後の結果検討では、訪問後6週間以内に、認証チームの報告、質保証委員会の審査、理事会の承認が行われ、学校はその検討結果を受け取る。継続フォローでは改善勧告に対する進捗状況を毎年確認、5年後に再評価となる。

## 2.3. 認証に関わる評価項目・認証基準

- 各認証団体の評価項目は、下表の「団体基準の共通分類」に全ての項目を配置でき、大枠として共通している。4つの認証団体に共通で、各評価項目には複数の基準が設定されており、学校は、各基準を満たしていることの裏付けとなる情報を提示する必要がある。
- WASC のインターナショナルスクール向け評価項目には、下表の A～E の5つのカテゴリーがあり、それぞれに1つ以上の基準がある。各基準には1つ以上の指標と指標に関する質問があり、学校はその質問に答え、裏付けとなる情報を提示し、基準内容が効果的に行われているかについて評価を受ける。
- CIS の評価項目には、下表の A～I の9つのドメインがある。各ドメインには複数の基準があり、中核基準とその他基準に分類され、各基準には4段階のルーブリックが設定されている。認証校となるには、中核基準における4段階のルーブリックの3段階目であるチーム評価基準を満たす必要がある。
- NEASC のインターナショナルスクール向け評価項目には、下表の6つの基礎基準と10の学習原則がある。各基礎基準は指標と必要な証拠のセットで構成される。学習原則は、学校に対し、より現代的ア

プローチとしての学習と教授法への移行を促すものである。学校は裏付けとなる情報を提示し、基礎基準と学習原則の内容が効果的に行われているかについて評価を受ける。

- COBIS の評価項目には、下表の 10 の基準がある。1～6 はコンプライアンス基準であり、認証校となるには、7～10 の COBIS 認証基準を含めた 10 全ての基準を満たす必要がある。10 の基準には、更に複数の基準が設定されており、それぞれの基準を満たしていることを示す複数の証拠が提示されている。「基準 1.安全保護と安全な採用」が、第一番目に設定されていることに、評価項目としての特徴がある。

各認証団体の評価項目

| 団体基準の<br>共通分類 | WASC<br>カテゴリー              | CIS<br>ドメイン                | NEASC<br>基準、学習原則                                | COBIS<br>基準                  |
|---------------|----------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------|
| 学校／学習<br>目的   | A. 生徒の学習のための<br>組織         | A. 目的と方向性                  | 基準 1. 学習構造【1a】<br>原則 1. 学習目的<br>原則 6. 研究、内省、行動  | 5. 理念と価値観                    |
| 組織            |                            | B. ガバナンス、オーナーシップ、リーダーシップ   | 基準 2. 組織構造【2a, 2c】<br>原則 8. 学習のためのガバナンスとリーダーシップ | 4. ガバナンス<br>8. 学校におけるリーダーシップ |
| 教職員           |                            | F. スタッフィング                 | 基準 2. 組織構造【2b】                                  | 1. 安全保護と安全な採用                |
| 施設等リソース       |                            | G. 施設、設備、テクノロジーシステム、補助サービス | 基準 4. 財務、施設、リソース<br>原則 9. 学習空間と時間               | 3. 施設                        |
| 教育－カリキュラム     | B. カリキュラム、指導、<br>評価        | C. カリキュラム                  | 基準 1. 学習構造【1b】                                  | 5. 理念と価値観<br>7. 学習と指導        |
| 教育－学習と指導      |                            | D. 教育と学習                   | 原則 2. 学習の次元<br>原則 4. 学習の視点<br>原則 5. 学習者の自律性と関与  |                              |
| 教育－評価         |                            |                            | 原則 3. 学習の証拠                                     | 7. 学習と指導                     |
| 教育－他          | C. 生徒の社会情緒面と学問面の支援         | —                          | —                                               | 10. 課外活動、エンリッチメント、エンゲージメント   |
| コミュニティ        | D. 学校文化・児童保護・保護者／コミュニティの関与 | H. コミュニティと家庭との連携           | 基準 5. 倫理的実践<br>原則 7. 包摂、多様性、公平性、帰属意識            | 9. コミュニケーション                 |
| ウェルビーイング      |                            | E. ウェルビーイング                | 基準 3. 健康、安全、セキュリティ<br>原則 10. 学習コミュニティのウェルビーイング  | 2. 生徒の福祉                     |
| 寮生活           | E. 寮生活                     | I. 寄宿舍、ホームステイ              | 基準 6. 寄宿舍／寮                                     | 6. 寄宿舍                       |

## 2.4. 各国／州の学校教育制度と認証制度との関係

### ●米国

(本調査対象の認証団体が本部を置く州：カリフォルニア州、デラウェア州、マサチューセッツ州)

米国は州によって学校教育制度が異なる。本調査対象の認証団体が本部を置く3つの州では、私立学校が認証評価を受けることは任意としている。一方で、各州とも私立学校に対する規制は限定的であり、インターナショナルスクールにとって認証団体の認証を得ることは、教育と運営の質が信頼に足ることを対外的に示す方法の一つとなっている。

- ・カリフォルニア州教育省は中等教育の公立・私立学校に対して認証評価を行わない。WASC は州教育省 HP に認証団体として個別に掲載され、事実上、州に代わって認証を行う第一の機関となっている。

- ・デラウェア州教育省は中等教育の公立・私立学校に対して認証評価を行わず、州 HP において CIS に関する個別の記述は確認できない。一方で、CIS は学校認証における世界のリーダーとしてどの国の教育制度にも依らずに、各国の教育省などに認知されていると述べている。
- ・マサチューセッツ州教育省は中等教育の公立・私立学校に対して認証評価を行わない。NEASC は州教育省 HP に認証団体として個別に掲載され、州における認証を行う第一の機関となっている。また、州教育省は、地域の公立学校と同等の運営や指導のレベルと見なされた場合に私立学校を承認するとしつつも、私立学校に対する規制は限定的である。

●英国(イングランド<sup>6</sup>)

イングランド教育省は、国内のインターナショナルスクールには独立学校に適用する教育・運営基準に基づく査察を義務付けており、国外の英国学校には独立学校とほぼ同様の基準に基づく任意の認証制度(BSO 制度)を設け、各学校の査察結果報告書を公開している。

COBIS は、BSO 制度において認証の手配と準備を支援する組織であり、また、BSO での認証を通じて COBIS 認証を取得する方法を用意している。英国外のインターナショナルスクールにとって COBIS 認証校となることは、英国の教育と学校運営の水準を満たしていることを保護者に示す方法の一つとなっている。

---

<sup>6</sup> 本調査は、英国の全人口の8割以上を占めるイングランドを対象としている。

### 3. WASC

ACS WASC(Accrediting Commission for Schools, Western Association of Schools and Colleges):西部協会学校認証委員会

#### 3.1. 認証団体の組織概要

(要約)

WASC は、米国の地域認証団体の1つであり、カリフォルニア州に本部を置く。米国西部地区やアジア地域における、初等中等教育の学校と中等教育後の教育機関を中心に認証評価を行う。会員数は5,000校以上である。認証校のうち、公立の約9割、私立の約7割は米国内の学校であり、インターナショナルスクールは200校以上である。

学校が信頼できる学習機関であることを公に証明し、学校の教育プログラムと運営を継続的に改善することを認証評価の主な目的とする。1962年設立の非営利法人であり、理事会監督下の委員会が認証基準を定め、認証ステータスを付与する。

##### 3.1.1. 認証団体の概要

WASC(Accrediting Commission for Schools, Western Association of Schools and Colleges、西部協会学校認証委員会)は、米国の地域認証団体の1つであり<sup>7</sup>、カリフォルニア州バーリンゲムに本部を置く。

認証評価の対象は、カリフォルニア州、ハワイ州、グアム、アジア太平洋地域及び世界であり<sup>8</sup>、宗教学校を含めた初等中等教育の学校、中等教育後(postsecondary)の教育機関を中心に認証評価を行う<sup>9</sup>。

##### 3.1.2. 会員／認証校数

会員数は5,000校以上であり、2022～2023年間の地域別会員数<sup>10</sup>は、カリフォルニア州(4,249校)、ハワイ州(357校)、他州(104校)、太平洋諸島(118校)、アジア(305校)、中東(22校)、ヨーロッパ(9校)、アフリカ(4校)、インド(4校)、メキシコ／中米(3校)、オーストラリア(2校)の計5,177校である。

認証校数<sup>11</sup>は下表のとおりである。WASCのHPにおける学校一覧での検索結果(2024年3月25日時点)であり、カリフォルニア州の認証校は米国の認証校の約88%を占める。学校種別では米国の認証校は、公立2,141校、私立515校、宗教1,023校で、認証校全体に対して、公立と宗教は約97%以上、私立は約66%を占める。

また、WASCがサービスを提供しているインターナショナルスクール<sup>12</sup>は597校であり、認証校(検索枠の学校名に「International」を入れて検索)は全体で229校が確認できる。

図表 W1. 国／州・学校種別(※a)の認証校数

|             | 認証校全体 | 公立学校  | 私立学校 | 宗教学校  | 左記3つの学校種計 |
|-------------|-------|-------|------|-------|-----------|
| 認証校全体       | —(※b) | 2,159 | 785  | 1,060 | 4,004     |
| 米国          | 4,863 | 2,141 | 515  | 1,023 | 3,679     |
| (カリフォルニア州)  | 4,273 | 1,817 | 438  | 948   | 3,203     |
| 中国(香港は含まない) | 60    | 1     | 53   | 1     | 55        |
| 韓国          | 27    | 1     | 22   | 4     | 27        |
| 日本          | 22    | 0     | 17   | 5     | 22        |
| シンガポール      | 16    | 0     | 15   | 1     | 16        |
| 英国          | 1     | 0     | 0    | 0     | 0         |

※a:本調査に関連する学校種のみ抽出した。中国、韓国、シンガポール、英国は日本との比較として掲記した。なお、日本の学校教育制度との比較として良く取り上げられる、カナダ、ドイツ、フランスは、検索プルダウンに設定がない。

※b:検索条件には学校名/機関名、カテゴリー、国、州/地域等があり、カテゴリーには、公立学校(Public School)、私立学校(Private School)、宗教学校(Religious School)の他、チャータースクール(Charter School)、成人教育(Adult Education)、補習教育(Supplementary Education)等がある。但し、いずれかの条件入力が必要であり全体の数は検索できない。また、検索条件に「インターナショナルスクール」はない。

### 3.1.3. 沿革

WASC は、米国内の地域認証団体のうち、設立年が最近であり、「1962 年に、4 年制のカレッジと大学、2 年制のカレッジ、中等学校に関する認証評価を行う機関として、6 つの専門職協会、すなわち西部カレッジ協会、カリフォルニア州ジュニアカレッジ協会、カリフォルニア州中等学校管理職協会、カリフォルニア州独立学校協会、太平洋セブンスデียดベンチスト協議会、西部カトリック教育協会によって設立」<sup>13</sup>した。

なお、地域認証団体の起こりは、7.2.1.5 項のとおりである。

### 3.1.4. 目的

WASC の使命は、「公立・私立の初等・中等・高等教育機関の会員校が、全ての生徒(student<sup>14</sup>)に対して、公正・包摂で、高いレベルの厳格な学習機会へのアクセスに焦点を置いた、厳格かつ適切な自己評価と相互評価への取組を支援し、質の高い継続的な学校改善を推進し検証する」<sup>15</sup>ことである。

認証評価の主な目的は「学校が信頼できる学習機関であることを公に証明すること、生徒の学習を支援するために、学校のプログラムと運営を継続的に改善すること」<sup>16</sup>である。

### 3.1.5. 組織体制・財務基盤

#### 3.1.5.1. 組織体制と委員

WASC はカリフォルニア州非営利公益法人法に基づく非営利法人である<sup>17</sup>。理事会(Board of Directors)は、委員会(Commission)の議長、副議長、委員長、及び監査、財務、委員指名を担う会議体の長で構成される<sup>18</sup>。委員会は、認証基準を定め、認証ステータスを付与<sup>19</sup>する。委員は 35 名以内で<sup>20</sup>、委員会は年に3回と必要に応じて開催<sup>21</sup>する。

委員は、カリフォルニア州とハワイ州の教育省や公立・私立・宗教などの学校、教員、PTA、一般市民を始め太平洋諸島や東アジア地域の学校関係者から構成されている。

#### 3.1.5.2. 委員選抜方法

認証評価チームメンバーは、WASC の教育専門家データベースから選抜する。公立・私立の教員、管理職、大学教授、教育委員会など、様々な経歴を持ち、教育の動向や諸課題に精通している。また、WASC が実施する研修に参加する義務があり、認証評価プロセスを熟知し、訪問チームメンバーとして期待されることを理解する<sup>22</sup>。

認証評価チームメンバーはボランティア活動として行っており、「彼らの仕事に対しては、旅費や宿泊費など必要経費以外は支給されない。大変な負担になる仕事であるが、評価スタッフとして選ばれることの名誉と仕事を通じて得られる貴重な経験が報酬となっている」<sup>23</sup>。

#### 3.1.5.3. 協力団体

WASC は、ACSI、CIS との共同認証を行う<sup>24</sup>とともに、下表を含め多くの団体と協力して活動している。

図表 W2. 協力(affiliation)団体

| 団体名 (HP <sup>25</sup> 掲載順)                                                                           | 団体略名   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| Golden State Association of Christian Schools<br>(part of American Association of Christian Schools) | AACS   |
| Association of Christian Schools International                                                       | ACSI   |
| Association of Christian Teachers and Schools                                                        | ACTS   |
| American International Accreditation Association of Schools and Colleges                             | AIAASC |
| American Montessori Society                                                                          | AMS    |
| Association of Waldorf Schools of North America                                                      | AWSNA  |
| Bureau of Jewish Education of Greater Los Angeles                                                    | BJE    |
| California Association of Independent Schools                                                        | CAIS   |
| Council of International Schools                                                                     | CIS    |
| Council of British International Schools                                                             | COBIS  |
| Council on Occupational Education                                                                    | COE    |
| Christian Schools International                                                                      | CSI    |
| East Asia Regional Council of Schools                                                                | EARCOS |
| Hawaii Association of Independent Schools                                                            | HAIS   |
| International Baccalaureate                                                                          | IBO    |
| National Independent Private Schools Association                                                     | NIPSA  |

| 団体名 (HP <sup>25</sup> 掲載順)                         | 団体略名                     |
|----------------------------------------------------|--------------------------|
| National Lutheran School Accreditation             | NLSA                     |
| Pacific Union Conference of Seventh-Day Adventists | Pacific Union Conference |
| Western Catholic Educational Association           | WCEA                     |

### 3.1.5.4. 財務基盤

財務基盤としては、「WASC 学校評価委員会の活動資金は、基本的には学校が適格評価を維持するための年間手数料で賄われている」<sup>26</sup>。認証評価の料金は、カリフォルニア州・州外学校や太平洋諸島などの地域や学校種により分かれており<sup>27</sup>、インターナショナルスクールに対する料金は以下のとおりである。料金表のうちの青色文字部は、中等教育のインターナショナルスクールが、認証評価を受けの際に最低限必要となる料金(合計\$5,890)である<sup>28</sup>。

図表 W3. WASC 2023-2024 料金表(インターナショナルスクール)<sup>29</sup>

|                                                             |                  |              |
|-------------------------------------------------------------|------------------|--------------|
| ○申請時                                                        | *現地訪問経費の払い戻しも含む。 |              |
| ・申請手数料(返金不可)                                                |                  | \$500.00     |
| ・初回訪問前手数料*                                                  |                  | \$790.00     |
| ・初回訪問手数料*                                                   |                  | \$1,600.00   |
| ・WASC/CIS 準備訪問手数料*                                          |                  | \$1,060.00   |
| ○年会費(認証候補校や認証校)                                             |                  |              |
| ・初等教育                                                       |                  | \$1,680.00   |
| ・中等教育                                                       |                  | \$1,940.00   |
| ○訪問委員会の現地訪問時                                                |                  |              |
| 現地訪問の実費に加え、以下の管理手数料を支払う。                                    |                  |              |
| ・中間訪問、試用期間訪問、進捗訪問、自己評価/更新訪問、特別訪問<br>(訪問委員会の現地訪問2名を含む)はそれぞれ: |                  | \$1,060.00   |
| ・重要変更訪問(各サイトごと)                                             |                  | \$640.00     |
| ・控訴または復位訪問                                                  |                  | \$1,160.00   |
| ・訓練料                                                        |                  | \$1,000.00/日 |
| ○評価手数料                                                      |                  |              |
| 訪問の延期、訪問委員会の再構成、または訪問委員会の50%が配置された後の訪問のキャンセルに対する評価手数料       |                  | \$740.00     |

## 3.2. 認証に関わる評価手順

(要約)

WASC では、認証評価を受ける際の参加資格として、インターナショナルスクールの場合、学校運営許可を含め所在国／地域の法的要件を満たすことに加え、生徒のウェルビーイングに関する方針や手続きを定めること、学校の目的においてグローバル・コンピテンシー育成を含むこと、指導言語が英語であること、カリキュラムが国際的であること、等がある。

評価手順は、「初回訪問プロセス」、「自己学習プロセス／自己学習訪問」、「フォローアッププロセス」と進み、高い評価が得られた場合は6年間の認証ステータスとなる。初回訪問プロセスは、WASC の認証評価チームが学校訪問し、自己学習プロセスに進むか否かについて委員会の許可を得る。自己学習プロセスは、学校の全ステークホルダーが関与し、認証基準を基に、生徒への学習の影響などを自己評価し行動計画を策定する。また、WASC の認証評価チームが学校訪問し、自己学習結果の検証と更なる改善勧告を行う。フォローアッププロセスは、認証評価チームの報告を基に、委員会が認証ステータスを決定し、学校は毎年、行動計画の進捗を WASC に報告しレビューを受ける。

### 3.2.1. 対象の学校種・参加資格

認証評価の申込みは、学校種や地域別に、カリフォルニア州の公立及びチャータースクール、私立及び宗教学校、インターナショナルスクール、太平洋諸島の学校、等に分かれている<sup>30</sup>。

本調査は、インターナショナルスクールが対象であるが、米国では「外国人学校や国際学校は、一般に私立学校と分類される」<sup>31</sup>ため、米国の学校教育制度での取扱いを見る上で、私立及び宗教学校での該当箇所を併せて掲記する。

認証評価を受ける際の条件として、下表に WASC 共通と、学校種別にインターナショナルスクールと私立及び宗教学校を記述している。インターナショナルスクールは、WASC 共通や私立及び宗教学

校と比べ、より細かく要件が記述されており、申込み時に必要な書類も多い。

インターナショナルスクールの認証評価の参加資格は、学校運営許可を含め所在国／地域の法的要件を満たすことに加え、生徒のウェルビーイングに関する方針や手続きを定めること、学校の目的においてグローバル・コンピテンシー育成を含むこと、指導言語が英語であること、カリキュラムが国際的であること、等がある。

図表 W4. 認証評価の参加資格(WASC 共通、学校種別)

| 参加の条件<br>(摘要) □:WASC 共通 <sup>32</sup> 、○:インターナショナルスクール <sup>33</sup> 、●:私立及び宗教学校 <sup>34</sup> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 提出書類                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法的要件                                                                                           | <p>□所在する管轄区域の法的要件を満たす。</p> <p>○インターナショナルスクールは、学校が所在する国(地域・全国)の法的要件を満たす。学校を認可する法的機関の記載が必要である。</p> <p>学校は独立した統治、リーダーシップ、予算、カリキュラムなどを持っている。</p> <p>●カリフォルニア州の学校は、教育法への準拠を示す宣誓供述書を提出し、州教育省に登録する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>・学校運営許可証</p> <p>・州教育法への準拠宣誓供述書</p>                                                                    |
| 学校運営の最低要件                                                                                      | <p>□学校は少なくとも2学期目に入り、生徒、教員、管理職が揃っている。生徒が6名以上である。学校のプログラムは、少なくとも2つの学年レベルを含む。(新設校は例外。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                          |
| 生徒のウェルビーイング                                                                                    | <p>○学校は、生徒を虐待やネグレクトから守り、成長・育成において安全で安心な環境を提供するための方針と手続きを活用している。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>・児童保護方針書</p> <p>・健康、安全、緊急時の方針と手順書</p>                                                                 |
| 学校の目的とプログラム                                                                                    | <p>□明確な目的を策定し、目的を達成するためのカリキュラム計画とともに、公表している。</p> <p>○学校は、明確な目的(信念、コア・バリュー、ビジョン、使命、学校全体の学習成果)を策定し、公表している。</p> <p>□学校の目的に沿った入学者受入方針がある。</p> <p>□目的に合ったカリキュラムが文書化され、適切な課外活動計画がある。</p> <p>○学校は、グローバル・コンピテンシーを備えた生徒を育成するという目的に相応しい、適切なカリキュラムを策定している。</p> <p>○生徒や教員が、米国内や他国の同種の学校への転校を容易にするような、学習コース、採点、パフォーマンス評価、報告手続きである。カリキュラムは国際的であり、米国や世界の英語圏のカレッジや大学への入学に必要な最低要件を満たしている。米国や他の英語圏で一般的なプログラム(カリキュラムや課外活動を含む)を志向している。プログラムには、所在国/地域の歴史、文化、言語を扱う学習コースを含む。</p> <p>○バイリンガル校であっても、指導の大部分は英語である。</p>                                                                                      | <p>・ビジョン、使命、学校全体の学習成果書</p> <p>・入学者受入方針書</p> <p>・カリキュラム説明書</p> <p>・従業員ハンドブック</p> <p>・英語による指導の割合に関する資料</p> |
| 学校統治、教職員                                                                                       | <p>□学校の発展段階に合った運営組織、施設、学習コース、人員配置である。</p> <p>○学校の統治は、所在国／州の政府のみに従うのではなく、学校の利用者、すなわち生徒、保護者、教員のニーズに込えている。</p> <p>□職位に適格な管理責任者(chief administrative)と指導リーダー(instructional leader)がいる。</p> <p>□全教科、全プログラム／全学年において、適格な指導スタッフ(instructional staff)がいる。</p> <p>○教員の大半は英語に堪能であり、その他の言語のポテンシャルもある。さらに、適格なスタッフは、リーディング、ライティング、リスニング、スピーキングの各分野において、英語習得を促進するための訓練と経験を積んでいる。</p> <p>□生徒の達成目標に対する進捗(progress)測定のための評価計画を含む全体計画を策定している。</p> <p>○生徒がグローバル・コンピテンシーを確実に身につけられるよう、学校全体の学習成果や学問基準を達成するための進捗測定の実践計画やアプローチを含む、学校全体の行動計画を策定している。</p> <p>□学校は、継続的な財務の安定が合理的に保証されるよう、適切な財務基盤を構築している。</p> | <p>・入学者数に関する資料</p> <p>・理事会運営方針書</p> <p>・校長の資格に関する資料</p> <p>・学校行動計画書</p>                                  |

※参加の条件と提出書類の対応は、主なものに配置している。

### 3.2.2. 評価手順

評価手順は、初回訪問プロセス、自己学習プロセス／自己学習訪問、フォローアッププロセスと進み、高い評価が得られた場合は6年間の認証ステータスとなる。初回訪問プロセスは、WASCの認証評価チームが学校訪問し、自己学習プロセスに進むか否かについて委員会の許可を得る。自己学習プロセスは、学校の全ステークホルダーが関与し、認証基準を基に、生徒への学習の影響などを評価し行動計画を策定する。また、WASCの認証評価チームが学校訪問し、自己学習結果の検証と更なる改善勧告を行う。フォローアッププロセスは、自己学習結果を基に、委員会が認証ステータスを決定し、学校は毎年、行動計画の進捗をWASCに報告しレビューを受ける。

図表 W5. 評価手順とその主な内容 <sup>35</sup>

| 評価手順                                                     | 評価手順の主な内容                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初回訪問プロセス<br>(Initial Visit Process)                      | <p>○学校は、WASCのHPより認証の申請を行い、WASCは学校が参加資格を有している可能性がある場合、初回訪問報告書の書式を送付し、学校は報告書を提出する。</p> <p>○WASCの認証評価チーム(2名程)で1～2日間、学校を訪問し、学校が提出した報告書とWASCの認証基準を基に、学校の目的・プログラム・運営を確認する。</p> <p>○学校訪問者は学校の改善事項を含む報告書をWASC委員会に提出する。WASC委員会の許可後、自己学習プロセスに進む(以降、学校は3年以内に自己学習を完了する。)</p> |
| 自己学習プロセス/自己学習訪問<br>(Self-Study Process/Self-Study Visit) | <p>○自己学習プロセスは、学校における全てのステークホルダーが関与する。</p> <p>○学校は、目的と学校全体の学習成果を明確にする。</p> <p>○学校は、認証基準を基に、プログラムやその生徒の学習への影響を評価する。</p> <p>○改善事項に対する行動計画を策定し、行動計画を支える学校文化の構築に取り組む。</p> <p>○WASCの認証評価チームは3日半(人数は学校規模により異なる)学校訪問し、自己学習結果や認証基準に基づく検証と更なる改善勧告を行う。</p>                  |
| フォローアッププロセス<br>(Follow-Up Process)                       | <p>○WASCの認証評価チームは、報告書と推薦を委員会に提出する。委員会は認証ステータス(認証、認証候補、認証保留)を決定する<sup>36</sup>。</p> <p>○学校改善においてWASCの追加的支援をほとんど必要としないと評価されたインターナショナルスクールの場合、認証ステータスは6年間で、3年目に2日間の間中訪問を受ける<sup>37</sup>。</p> <p>○学校は、行動計画の進捗状況を毎年評価し、必要に応じて計画を改良する。年次報告書などでWASCに進捗報告しレビューを受ける。</p> |

### 3.3. 認証に関わる評価項目・認証基準

(要約)

WASCのインターナショナルスクール向け評価項目には、5つのカテゴリーがあり、それぞれに1つ以上の基準がある。5つのカテゴリーは、「A. 生徒の学習のための組織」、「B. カリキュラム、指導、評価」、「C. 生徒の社会情緒面と学問面の支援」、「D. 学校文化・児童保護・保護者／コミュニティの関与」、「E. 寮生活」である。

各基準には1つ以上の指標と指標に関する質問があり、学校はその質問に答え、裏付けとなる情報を提示し、基準内容が効果的に行われているかについて評価を受ける。

#### 3.3.1. 認証に関わる評価項目

WASCの認証評価は、前述3.1.4項に記述のWASCの使命をもとにした、以下<sup>38</sup>をコンセプトとしている。

- ・生徒は、どの程度うまく学び、成果を上げているか。
- ・学校は、継続的な改善プロセスを通じて、全ての生徒の高い成果とウェルビーイングを支援するために可能な限りのことをしているか。

インターナショナルスクール向けの評価項目は、以下<sup>39</sup>5つのカテゴリー(category)があり、カテゴリー別に1つ以上の基準(criterion)がある。

- カテゴリーA: 生徒の学習のための組織(Organization for Student Learning)
- カテゴリーB: カリキュラム、指導、評価(Curriculum, Instruction, and Assessment)
- カテゴリーC: 生徒の社会情緒面と学問面の支援  
(Support for Student Social-Emotional and Academic Growth)
- カテゴリーD: 学校文化、児童保護、保護者／コミュニティの関与

(School Culture, Child Protection, and Parent/Community Involvement)  
○カテゴリーE: 寮生活(Residential Life) ※該当する場合

下表は評価項目と認証基準と基準の主な内容の構成である。例えば、カテゴリー「A. 生徒の学習のための組織」には、7つの基準としてA1～A7があり、そのうち、「団体基準の共通分類」の「学校／学習目的」に対して、学校の目的とその改善に関する「A1.学校目的基準」と「A5.学校改善プロセス基準」を対応させている。

「団体基準の共通分類」は、本調査における4つの認証団体に共通的な評価項目・認証基準の分類であり、基準内容の整理・可視化の一助として設けており、各認証団体の評価項目・認証基準を対応づけ、その分類順で各認証団体の基準内容を記述している。

図表 W6. 評価項目・認証基準と基準の主な内容

| 団体基準の<br>共通分類              | WASC<br>評価項目                 | WASC 基準                                                                    | 基準の主な内容<br>※基準内容を要約している。                                                          |                                                            |
|----------------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 学校／<br>学習目的                | A. 生徒<br>の学習の<br>ための組<br>織   | A1. 学校目的基準                                                                 | ● 学校は教育機関としての目的を確立していること、目的はグローバル・コンピテンシーを反映し、生徒一人ひとりの教育プログラムの基礎となっていること(A1)      |                                                            |
|                            |                              | A5. 学校改善プロセス基準                                                             | ● スクールリーダーシップは学校行動計画を実施し、学校コミュニティを関与させ、共同説明責任を果し、学校改善を促進していること(A5)                |                                                            |
| A2. ガバナンス基準                |                              | ● 学校の統治機関は、学習成果を支援する方針を採用し、実施を専門スタッフへの委任し、結果をモニタリングしていること(A2)              |                                                                                   |                                                            |
| A3. スクールリーダーシップ基準          |                              | ● スクールリーダーシップは、学習成果達成に向けた行動を促進し、スタッフに権限を与え、生徒の学習に対する責任と説明責任の共有を促していること(A3) |                                                                                   |                                                            |
| A4. スタッフ基準                 |                              | ● 適格なスタッフとリーダーシップであること、専門的学習を通じた継続的改善の体系があること(A4)                          |                                                                                   |                                                            |
| 組織                         | B. カリ<br>キュラム、<br>指導、評<br>価  | A6. リソース基準                                                                 | ● 学校を維持する十分なリソースがあり、学校の目的と学習成果に効果的に使用していること(A6)                                   |                                                            |
|                            |                              | A7. 継続するリソース計画・実施・モニタリング基準                                                 | ● 計画外の将来ニーズを含め、学校のプログラムと運営の持続可能性を確かにする計画を実施していること(A7)                             |                                                            |
| 教職員                        |                              | C. 生徒の<br>社会情 緒<br>面と学 問<br>面の支援                                           | B1. 生徒は何を学ぶか                                                                      | ● 生徒一人ひとりに挑戦的で一貫性があり、学校の目的と望ましい成果に関連性がある、国際的なカリキュラムを提供すること |
|                            |                              |                                                                            | B2. 生徒はどのように学ぶか: 生徒の取組                                                            | ● 全ての生徒が望ましい成果を達成するために、関連する挑戦的な学習体験に取り組んでいること(B2)          |
| B3. 生徒がどのように学ぶか: 生徒中心の指導基準 |                              |                                                                            | ● 指導と学習に関する最新研究を基に、高レベルで多様な学習体験を設計し実施していること(B3)                                   |                                                            |
| 施設等<br>リソース                | B4. 報告と説明責任プロセス              |                                                                            | ● 学校と生徒のパフォーマンスデータを収集・分析する評価プロセスは効果的で正当であること、評価結果をステークホルダーへ定期的に報告していること(B4)       |                                                            |
|                            | B5. 生徒と教員による継続的な評価           |                                                                            | ● 学習・指導において、多様な継続的評価を取り入れ、生徒は自分が何を知っているのか、何を知る必要があるのかを理解できること、教員は指導方法を修正できること(B5) |                                                            |
| 教育一カリ<br>キュラム              | D. 学問<br>面と社会<br>情 緒面<br>の支援 | C1. 生徒の学問面と社会情 緒面での成長への支援基準                                                | ● 学問面と社会情 緒面における生徒のニーズを満たす機会を提供すること                                               |                                                            |

| 団体基準の<br>共通分類 | WASC<br>評価項目                                   | WASC 基準                      | 基準の主な内容<br>※基準内容を要約している。                                          |
|---------------|------------------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| コミュニ<br>ティ    | D. 学校<br>文化、児童<br>保護、保護<br>者／コミュニ<br>ティの関<br>与 | D3. 保護者／コミュニティ<br>の関与基準      | ● 保護者やコミュニティの関与のために、幅広い<br>ストラテジーを用いていること                         |
| ウェルビー<br>イング  |                                                | D1. 学校環境基準<br><br>D2. 児童保護基準 | ● 学校は、安全で健全な育成環境であること<br>(D1)<br>● 学校には効果的な児童保護プログラムがある<br>こと(D2) |

注：カテゴリーE:寮生活は除く。

### 3.3.2. 認証基準<sup>40</sup>

認証基準について、上表の団体基準の共通分類（以降、「共通分類」と記述する。）の順に、その内容を説明する。

各認証基準には1つ以上の基準の重要なポイントを示す指標(Indicator)と、指標に関する枠組み質問(Indicator Framing Question)（以降、「指標質問」と記述する。）がある。学校はその質問に答え、裏付けとなる情報を提示する。認証基準や指標質問の多くは、それぞれの内容が実施されているか否かに留まらず、どの程度・どのように効果的に実施しているか、実施の手続きやプロセスは明確か、関係者で共有しているか、といった実施状況の具体を確認する記述となっている。

#### 3.3.2.1. 共通分類－目的

学校の目的に関連して、「A1.学校目的基準」と「A5.学校改善プロセス基準」がある。「A1.学校目的基準」は、学校は教育機関としての目的を確立していること、目的はグローバル・コンピテンシーを反映し、生徒一人ひとりの教育プログラムの基礎となっていること、が主な内容である。「A5.学校改善プロセス基準」は、スクールリーダーシップは学校行動計画を実施し、学校コミュニティを関与させ、共同説明責任を果し、学校改善を促進していること、が主な内容である。

##### A1. 学校目的基準(School Purpose Criterion)

学校は、教育機関の信念と理念を反映した明確なビジョンと使命(目的)を確立している。この目的は、学校全体での学習成果により、さらに明確に定義される。学校全体での学習成果は、グローバル・コンピテンシーを反映し、生徒一人ひとりの教育プログラムの基礎を形づくっている。

この内容に加え、指標質問には、学校コミュニティへ学校の目的と学習成果を伝えているか、目的声明の作成・改訂に学校コミュニティが関与しているか、等がある。

##### A5. 学校改善プロセス基準(School Improvement Process Criterion)

スクールリーダーシップは、(a)(b)(c)の業務を指導(guide)し、継続的かつ革新的な学校改善を促進する。(a)全ての生徒の質の高い学習に焦点を当てた学校行動計画の実施、(b)学校コミュニティの関与、(c)学校行動計画の実施とモニタリングに対する共同(collective)説明責任。

この内容に加え、指標質問には、学校行動計画は学習成果、グローバル・コンピテンシーや学校の全リソースと整合し、学校コミュニティの活動指針となっているか、等がある。なお、学校コミュニティにはスクールリーダーシップ、スタッフ、生徒、保護者が含まれる、とある。

#### 3.3.2.2. 共通分類－組織

学校組織に関連して、「A2.ガバナンス基準」と「A3.スクールリーダーシップ基準」がある。「A2.ガバナンス基準」は、学校の統治機関は、学習成果を支援する方針を採用し、実施を専門スタッフへ委任し、結果をモニタリングしていること、が主な内容である。「A3.スクールリーダーシップ基準」は、スクールリーダーシップは、学習成果達成に向けた行動を促進し、スタッフに権限を与え、生徒の学習に対する責任と説明責任の共有を促していること、が主な内容である。

##### A2. ガバナンス基準(Governance Criterion)

学校の統治機関(governing authority)は、(a)学校の使命とビジョンに合致し、学校全体の学習成果(グローバル・コンピテンシー)を支援する方針を採用し、(b)これらの方針の実施を専門スタッフ(professional staff)に委任し、(c)その結果をモニタリングする。

この内容に加え、指標質問には、理事会の選定・構成・任務、理事(候補を含む)の専門能力開発、理

事会の役割と責任を明確にする文書化された方針と手続き、子供の安全と福祉を確保するための方針と手続き、学校の統治機関／オーナーシップの役割と専門スタッフとの関係、ステークホルダーの意思決定への関与、学校方針と学校の目的との関係、学校の進捗状況のモニタリングにおける学校の統治機関／オーナーシップの関与、等がある。

### A3. スクールリーダーシップ基準 (School Leadership Criterion)

スクールリーダーシップは、(1)学校全体の学習成果(グローバル・コンピテンシー)の達成に学校のエネルギーを集中させる行動を容易にするための意思決定を行い、(2)スタッフに権限を与え、(3)グローバルな環境での生徒の学習に対するコミットメント、参加、説明責任の共有を奨励している。

この内容に加え、指標質問には、文書化された方針とハンドブックでリーダーシップとスタッフの責任の定義する、児童保護に対するリーダーシップの責任、等がある。

### 3.3.2.3. 共通分類－教職員

学校の教職員に関連して、「A4.スタッフ基準」がある。適格なスタッフとリーダーシップであること、専門的学習を通じた継続的改善の体系があること、が主な内容である。

### A4. スタッフ基準 (Staff Criterion)

適格(qualified)なスタッフとリーダーシップが、生徒が望ましい成果、例えば、生徒の学問水準(academic standard)、学校全体の学習成果、グローバル・コンピテンシー、生徒の学習ニーズなどの達成を支援(facilitate)している。生徒のパフォーマンスデータ、生徒のニーズ、リサーチ調査に基づく方向づけや実施中の専門的学習を通じて、継続的改善のための体系的なアプローチがある。

この内容に加え、指標質問には、適格な人材に関する方針と手続き、採用・訓練(training)・行動規範における児童保護措置(Child Protection Safeguard)、専門的な成長を促すための指導(supervision)と評価、等がある。

### 3.3.2.4. 共通分類－施設等リソース

学校の施設等リソースに関連して、「A6.リソース基準」と「A7.継続するリソース計画・実施・モニタリング基準」がある。「A6.リソース基準」は、学校を維持する十分なリソースがあり、学校の目的と学習成果に効果的に使用していること、が主な内容である。「A7.継続するリソース計画・実施・モニタリング基準」は、「計画外の将来ニーズを含め、学校のプログラムと運営の持続可能性を確かにする計画を実施していること、が主な内容である。

### A6. リソース基準 (Resources Criterion)

学校が使用できるリソースは、学校のプログラムを維持するのに十分であり、学校の目的と学校全体の学習成果(グローバル・コンピテンシー)の達成のために効果的に使用している。

この内容に加え、指標質問には、学校の目的・望ましい成果・学校全体の行動計画を支援するためのリソース配分、財務慣行・予算編成・年次監査・受託者責任、安全で機能的で、手入れの行き届いた施設、施設建設と設計における児童保護方針とその適用、十分に適格なスタッフを支援・維持する十分なリソース、教材と設備(equipment)の取得・維持に関する適切な管理、がある。

この基準に対して、日本に所在するインターナショナルスクールの自己学習報告書を例示する。この学校は WASC と国際バカロレア機構の共同認証を受けており、WASC の学校ディレクトリにカテゴリー「私立学校」として登録されている。同校では、日本の私立学校法に基づく学校法人会計基準による財務運営を行っていること、内部監査と外部監査を行っていること、所管の地方公共団体からインターナショナルスクールとして補助金を受けており監査が義務付けられていること、施設の維持管理を委託している事業者について、施設改修事業者を通じて国や地方当局のガイドライン準拠を確認し当局に報告していること、日本の労働安全衛生法に基づき産業医を設置していること、教材の取得と維持の手続きがあること、学校行動計画書や教員アンケート、専門能力開発ハンドブック、等を提示している。

### A7. 継続するリソース計画・実施・モニタリング基準

(Ongoing Resource Planning, Implementing, and Monitoring Criterion)

学校の統治機関／オーナーシップとスクールリーダーシップは、計画外を含む将来ニーズに直面しても、学校のプログラムと運営の持続可能性を確かにする責任ある計画を実施している。

この内容に加え、指標質問には、長期(long-range)リソースに向けた広範かつ協力的な計画、適切な報酬・人員配置・準備金、学校の財務計画とニーズについて、コミュニティや政府当局へ情報提供、等がある。

この基準に対して、前述 A6 で例示した学校では、学校行動計画書、準備金が十分であること、日本私立学校振興・共済事業団の加入条件変更が教員採用に影響すること、等を提示している。

### 3.3.2.5. 共通分類—教育—カリキュラム

学校のカリキュラムに関連して、「B1. 生徒は何を学ぶか」がある。生徒一人ひとりに挑戦的で一貫性があり、学校の目的と望ましい成果に関連性がある、国際的なカリキュラムを提供すること、が主な内容である。

#### 「B1. 生徒は何を学ぶかについての基準(What Students Learn Criterion)」

学校は、生徒一人ひとりに挑戦的で一貫性(coherent)があり、関連性のある国際的なカリキュラムを提供しており、学校の目的と望ましい成果を生徒が達成すること、すなわち、学校全体の学習成果、グローバル・コンピテンシー、学問水準、生徒の学習ニーズ、を充足している。

この内容に加え、指標質問には、カリキュラムの垂直・水平調整(カリキュラムは全学年・全教科・全コース・全プログラムにわたって横断的・縦断的であるか)、全ての生徒のカリキュラムへのアクセス、スタンダードに基づいたカリキュラムと学校全体の学習成果に対する生徒の理解、生徒の学習の進捗(progress)状況を評価し、モニターするためのパフォーマンス測定、生徒の学習への影響に関するプログラムによる追跡研究、がある。

### 3.3.2.6. 共通分類—教育—学習と指導

学校の学習と指導に関連して、「B2. 生徒はどのように学ぶか: 生徒の取組(engagement)」があり、全ての生徒が望ましい成果を達成するために、関連する挑戦的な学習体験に取り組んでいること、が主な内容である。「B3. 生徒がどのように学ぶか: 生徒中心の指導基準」は、指導と学習に関する最新研究を基に、高レベルで多様な学習体験を設計し実施していること、が主な内容である。

#### B2. 生徒の学び方と取組(How Students Learn: Student Engagement)

全ての生徒が、学校全体の学習成果、グローバル・コンピテンシー、学問水準、生徒のニーズにおける望ましい成果を達成するために、挑戦的で関連性のある学習体験に取り組む。生徒が自分自身のニーズと関心事を支持する(advocates)ようになっている。

この内容に加え、指標質問には、パフォーマンスレベルについての生徒の理解、生徒の見取り(observation)と生徒のワークの検証(生徒は、批判的・創造的思考、問題解決、知識の習得、知識・スキルの応用と移転を含む、高レベルの学習をどの程度示しているか。)、教室内外での生徒の発言とフィードバックについての機会、がある。

#### B3. 生徒がどのように学ぶか: 生徒中心の指導基準

#### (How Students Learn: Student-Centered Instruction Criterion)

専門スタッフは、a)指導と学習に関する最新研究の知識を適用し、b)学校全体の学習成果、グローバル・コンピテンシー、学問水準、生徒の学習ニーズに合致する、高いレベルの学習に生徒を積極的に関与させ、様々な学習体験を設計し実施している(テクノロジーの活用を含む)。

この内容に加え、指標質問には、研究に基づく(学校全体での)計画プロセスと専門的協働の適用、研究に基づく知識の指導内容や授業設計・実践への適用、等がある。

### 3.3.2.7. 共通分類—教育—評価

教育の評価に関連して、「B4. どのように評価(assessment)を使用しているかについての基準: 報告と説明責任プロセス」と「B5. どのように評価を使用しているかについての基準: 生徒と教員による継続的な評価」がある。

「B4. 報告と説明責任プロセス」は、学校と生徒のパフォーマンスデータを収集・分析する評価プロセスは効果的で正当であること、評価結果をステークホルダーへ定期的に報告していること、が主な内容である。「B5. 生徒と教員による継続的な評価」は、学習・指導において、多様な継続的評価を取り入れ、生徒は自分が何を知っているのか、何を知る必要があるのかを理解できること、教員は指導方法を修正できること、が主な内容である。

#### B4. どのように評価を使用しているかについての基準：報告と説明責任プロセス (How Assessment Is Used Criterion: Reporting and Accountability Processes)

スクールリーダーシップとスタッフは、評価結果を収集・分類(disaggregate)・分析するために、効果的で正当(valid)な評価プロセスを継続的に使用している。学校と生徒のパフォーマンスデータは、学校全体の学習成果、グローバル・コンピテンシー、学問水準、生徒のニーズにおける望ましい成果の達成に向けた生徒の進捗(progress)状況を含め、全てのステークホルダーに定期的に報告されている。

この内容に加え、指標質問には、学年内及び学年間の生徒の進捗(progress)及びパフォーマンスレベルの決定・モニタリング・報告の一貫性、学校全体の継続的な改善、学校全体での意思決定と指導リソース配置(allocation)に関する情報提供のための評価結果の使用、評価プロセスの整合性(integrity)を維持するためのセキュリティシステム、等がある。

#### B5. どのように評価を使用しているかについての基準：生徒と教員による継続的な評価 (How Assessment Is Used Criterion: Continuous Assessment by Students and Teachers)

教員と生徒は、進行中の指導／学習のプロセスの中に、多様な継続的評価(continuous assessment)の戦略を頻繁に組み込む(integrate)でいる。その結果、生徒は自分が何を知っているのか、何を必要とするのかを理解し、望ましい成果に向けた生徒の進捗を改善するために教員は指導を修正することができている。望ましい成果には、学校全体の学習成果、グローバル・コンピテンシー、学問水準、生徒の学習ニーズが含まれている。

この内容に加え、指標質問には、生徒が自身の進捗を管理しモニタリングすることを、教員がフィードバックを通じて支援することの影響、等がある。

### 3.3.2.8. 共通分類－教育－他

教育に関連して他に、「C1.生徒の社会情緒面と学問面の支援基準」があり、学問面と社会情緒面における生徒のニーズを満たす機会を提供すること、が主な内容である。

#### C1. 生徒の社会情緒面と学問面の支援基準 (Student Social-Emotional and Academic Support Criterion)

生徒には、学問面と社会情緒面のニーズを満たす支援システムが提供されている。生徒は学校やコミュニティで、学校全体の学習成果、グローバル・コンピテンシー、学問水準、生徒のニーズにおける望ましい成果の更なる達成のための活動と機会／プログラムが提供されている。

この内容に加え、指標質問には、個人に合わせたアプローチと戦略、カリキュラムと課外活動の整合性、等がある。

### 3.3.2.9. 共通分類－コミュニティ

コミュニティに関連して、「D3.保護者／コミュニティの関与基準」があり、保護者やコミュニティの関与のために、幅広い戦略を用いていること、が主な内容である。

#### D3. 保護者／コミュニティの関与基準(Parent/Community Involvement Criterion)

スクールリーダーシップは、保護者やコミュニティの関与が、学校の文化や生徒への支援体制の確立に不可欠であり、関与を確実にするために、幅広い戦略を用いている。

この内容に加え、指標質問には、一貫した保護者の関与(協力の文化を築く上で、英語を話さない保護者やオンラインでやりとりする保護者を含め、保護者を生徒の学習プロセスにおける積極的なパートナーとして一貫して適切に関与させる戦略とプロセスなど)、コミュニティのリソースの使用(生徒の学習を支援する上で、所在国やコミュニティの専門サービス、パートナーシップなど)、がある。

### 3.3.2.10. 共通分類－ウェルビーイング

ウェルビーイングに関連して、「D1.学校環境基準」と「D2.児童保護基準」がある。「D1.学校環境基準」は、学校は安全で健全な育成環境であること、「D2.児童保護基準」は、学校には効果的な児童保護プログラムがあること、が主な内容である。

## D1. 学校環境基準 (School Environment Criterion)

学校は、安全で健全な育成環境であり、学校の目的を反映し、互いの違いを尊重し、公平さを重んじ、児童保護に取組、信頼、思いやり、専門性、サポート、そして全ての生徒に対する高い期待をもつことを特徴とすること。

指標質問には、この基準内容の実施状況の具体を確認する質問である。

## D2. 児童保護基準 (Child Protection Criterion)

学校には効果的な児童保護プログラムがあり、これには児童虐待の明確な定義、ステークホルダー向けの方針・実践・訓練、所在国の法律と文化的背景に沿った報告手続きが含まれていること。

この内容に加え、指標質問には、児童保護の定義(ICMEC(International Centre for Missing & Exploited Children)の基準との整合性など)、児童保護方針・実践・(文書化した)ガイドライン、児童保護のための教育プログラム、児童保護の開示についての報告、等がある。

## 3.4. 各国／州の学校教育制度と認証制度との関係

(要約)

米国は州によって学校教育制度が異なるため、WASC が本部を置くカリフォルニア州の学校教育制度と認証制度との関係について記述する。

カリフォルニア州教育省は中等教育の公立・私立学校に対して認証評価を行わない。WASC は州教育省 HP に認証団体として個別に掲載され、事実上、州に代わって認証を行う第一の機関となっている。また、私立学校に対する規定は限定的であるため、WASC の認証を得ることはインターナショナルスクールにとって学校の教育と運営の質が信頼に足ることを対外的に示す方法の一つとなっている。

## 3.4.1. 米国／カリフォルニア州の学校教育制度

米国では教育制度は州の専管事項とされ、各州が州憲法に基づき独自に定める。WASC が本部を置くカリフォルニア州では、カリフォルニア州教育省(California Department of Education。以降、「CDE」と記述する。)は公立学校を監督(oversee)<sup>41</sup>している一方で、NPS(Nonpublic nonsectarian schools)と呼ばれる、公立学校の障害のある生徒にサービスを提供する専門の私立学校を除き、私立学校を規制(regulate)または監視(monitor)する法的権限はない<sup>42</sup>。

下表は、カリフォルニア州教育法(California Education Code<sup>43</sup>。以降、「EC」と記述する。)など、カリフォルニア州での初等中等教育の私立学校に係る主な法規等<sup>44</sup>を抜粋している。私立学校への規制として、毎年宣誓供述書を提出すること、地域の事業条例や建物の使用要件、健康・安全、消防に関する法に従うこと、従業員は指紋を司法省に提出しバックグラウンドチェックを受けること、等がある。

図表 W7. 私立学校に係る法規等の主な内容

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校運営許可<br>(Permission to Operate) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校が初めて開校する場合、単一の州機関が管轄することではなく、運営開始前に、地域の事業条例や建物の使用要件を十分に調査する必要がある<sup>45</sup>。</li> <li>・認証は任意である。CDE は公立学校も私立学校も認証していない。認証は、様々な認証団体によって行われている。WASC は私立学校の認証を行う確立された組織の例である。WASC の認証は一般的に、認証校が授与する単位や修了書が、大学や将来の雇用主に受け入れられることを確かにするものである<sup>46</sup>。</li> <li>・学校の登録は必須である。私立学校は EC § 33190 に従い、宣誓供述書を毎年提出しなければならない<sup>47</sup>。宣誓供述書には、学校情報として、生徒の年齢範囲・生徒数・卒業生数・ハイスクール修了書を発行するか・スタッフ数・適用される免税などを記載する<sup>48</sup>。</li> <li>・承認(approval)と免許の交付(licensing)は行わない。カリフォルニア州では、私立学校を認可、規制、監督する州機関はない(NPS を除く)<sup>49</sup>。</li> </ul> |
| カリキュラム <sup>50</sup>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校は州のカリキュラムに従う必要はない。生徒に提供する全てのカリキュラム、指導、教材は私立学校が選択する。但し、フルタイムの私立学校としての法定基準を満たすには、EC § 48222 に従い、州の公立学校で義務付けられているいくつかの学問分野の指導を、同程度の深さまで行わなければならない。CDE のウェブサイト、カリキュラムのガイドライン<sup>51</sup>がある。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|       |                                                                                                                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教員資格  | ・教員免許は任意である。EC § 48222 では、私立学校の教員は「教える能力のある者」とのみ規定している。但し、多くの私立学校の教員は、カリフォルニア州の教員免許 (teaching credential) を持っている <sup>52</sup> 。                                                                     |
| 健康と安全 | ・管轄区域等の健康・安全法、消防法 (zoning, health and safety code, fire code) などに従う必要がある <sup>53</sup> 。<br>・EC § 44237 に従い、私立学校の職を希望する応募者 (employee) は、司法省に指紋を提出し、学校が機密の犯罪記録のサマリーを入手できるようにしなければならない <sup>54</sup> 。 |

上表に以外に、公立学校への転校の際、私立学校からの単位を受け入れることを義務付けていないこと<sup>55</sup>、私立学校の単位やハイスクール修了書の有効性について CDE は判断する役割はなく、受け入れ機関によって決定されること<sup>56</sup>、障害のある生徒における特定のケースを除き、私立学校の授業料 (tuition) に公的資金を提供する制度はないこと<sup>57</sup>、についての記述がある。

### 3.4.2. 米国／カリフォルニア州の学校認証制度

#### 3.4.2.1. 学校認証制度と WASC の位置付け

米国では、初等中等教育機関の認証団体の承認 (recognition) についての連邦法や規則は特になく、連邦教育省は初等中等教育の学校認証を行う認証機関を認定する権限を持たず<sup>58</sup>、初等中等教育を対象とした認証制度に直接的に関与していない。外交官や企業の勤務者などの民間人の子弟のための海外の学校に対しては、米国国務省 (U.S. Department of State) の海外学校局 (Office of Oversea Schools) が管轄しており<sup>59</sup>、WASC は海外学校局と緊密に連携している<sup>60</sup>。

カリフォルニア州においては、図表 W7 に記述のとおり認証は任意であり、CDE は公立・私立学校ともに認証を行わず、様々な認証団体によって行なわれる。WASC は認証団体の一つではあるが、CDE の HP に個別に記述があり、学校の認証を行う代表的機関である。

公立高校に対しては、CDE と WASC は共同で評価手順を作成している。この評価手順は州の学校の学校改善策を特定・実施し、説明責任を支援し、生徒の成果達成に資するものとなっている。WASC の認証は法律で義務付けられている訳ではないが、2018～2019 年において公立学校やチャータースクールを含む 978 件の認証のための学校訪問が行われている<sup>61</sup>。

私立学校に対しては、CDE は学校を監督する権限がないことから、認証制度のみならず説明責任制度 (EC § 52050) における認証評価も行っていない。但し、図表 W7 に記述のとおり、CDE の HP において、「WASC によって認証された私立ハイスクール修了書は、一般的に大学に受け入れられる」<sup>62</sup>と掲載されている。

これらのことから、CDE と WASC の認証評価は「州の認証評価 (全部あるいは一部) の代替と認める制度的調整など、両者の関係づけが図られて<sup>63</sup>」との見解どおり、事実上、州に代わって認証を行う第一の機関となっていると捉えられる。

#### 3.4.2.2. 学校認証制度の効果

認証を受けることの第一義的效果は 3.1.3 項の目的に記述のとおり、学校が信頼できる学習機関であることを公に証明し、生徒の学習を支援するために学校のプログラムと運営を継続的に改善することである。加えて、認証校になることの効果として、次の記述がある<sup>64</sup>。

- ・カリフォルニア大学では適格評価校の生徒の修得科目しか認めていない。
- ・非適格評価校の生徒は助成金や奨学金をもらえない。  
例えば、カル・グランツ (Cal grants) とカペル・グランツ (Pell grants) など。
- ・非適格評価校出身の生徒は軍隊に入れないことがある。
- ・教師が転職するとき、非適格評価校であれば、そこでの経験が評価されないことがある。
- ・生徒の転校に際し、適格評価校間であれば生徒が得た単位は、特に公立高校間、公立と私立高校間で、より容易に移動できる。

これらのことから、WASC 認証の効果は、学校が保護者や生徒から学校を選択される上で、重要なものとなっていると考えられる。

なお、米国では、初等中等教育の全ての段階を通じて、「修了 (卒業) (graduation)」という場合、

通常ハイスクール修了(卒業)」を意味し<sup>65</sup>、日本と異なり、前期中等教育機関と後期中等教育機関は接続されている。

<sup>7</sup> WASC HP. “ACS WASC Overview”. <https://www.acswasc.org/about/acs-wasc-overview/>

<sup>8</sup> Ibid.

<sup>9</sup> WASC. “SECTION 2 PURPOSE”. “ACS WASC Bylaws and Policy Manual”. 2023. p.1

<sup>10</sup> WASC HP. “WASC Words Newsletter”. <https://secure.smores.com/h1jcw>

<sup>11</sup> WASC HP. “Directory of Schools”. <https://directory.acswasc.org/new/>

<sup>12</sup> WASC HP. <https://www.acswasc.org/>. この資料に、「International Schools currently served by ACS WASC」は597校とある。

<sup>13</sup> 笠沙知章. アメリカにおける学校認証評価の現代的展開. 浜田博文編著. 東信堂. 2014. p.44

<sup>14</sup> 本調査は、「1.1. 調査の目的」に記述のとおり、中等教育を取り扱うことから、本認証団体に係る以降において、固有の文脈や特に記述のない限り、「student」は「生徒」と訳す。

<sup>15</sup> WASC HP. “ACS WASC Mission Statement”. <https://www.acswasc.org/about/acs-wasc-mission-statement/>

<sup>16</sup> WASC. “ACS WASC Philosophy”. “ACS WASC International Initial Visit Procedures 2021 Edition”. p.1

<sup>17</sup> WASC. “SECTION 2 PURPOSE”. “ACS WASC Bylaws and Policy Manual. 2023”. p.1

<sup>18</sup> Ibid., “SECTION 4 BOARD OF DIRECTORS”. p.1

<sup>19</sup> Ibid., “ARTICLE II: THE COMMISSION”. p.2

<sup>20</sup> Ibid., “SECTION 2 COMPOSITION OF THE COMMISSION”. p.3

<sup>21</sup> Ibid., “SECTION 9 MEETINGS OF THE COMMISSION”. p.8

<sup>22</sup> WASC HP. “How are individuals selected to participate in accreditation visits?”.

<https://www.acswasc.org/about/frequently-asked-questions/>

<sup>23</sup> 国際カリキュラム研究会. “平成14年度文部科学省「外国人教育に関する調査研究」委託研究報告書、インターナショナルスクールに係る評価機関の調査研究”. 2003. p.6

<sup>24</sup> WASC HP. “ACS WASC APPLICATION”. <https://www.tfaforms.com/4769115>. プルダウンから、「Application Type」の「International」を選択した。

<sup>25</sup> WASC HP. “ACS WASC Affiliations”. <https://www.acswasc.org/about/acs-wasc-affiliations/>

<sup>26</sup> 国際カリキュラム研究会. “平成14年度文部科学省「外国人教育に関する調査研究」委託研究報告書、インターナショナルスクールに係る評価機関の調査研究”. 2003. p.4

<sup>27</sup> WASC HP. “ACS WASC Fees”. <https://www.acswasc.org/about/acs-wasc-fees/>

<sup>28</sup> WASC HP. “Fee Schedule”. <https://www.acswasc.org/wasc-international/>

<sup>29</sup> WASC HP. “ACS WASC 2023–2024 FEE SCHEDULE International Schools”.

<https://www.acswasc.org/about/acs-wasc-fees/>

<sup>30</sup> WASC HP. “Initial Visit Process”. <https://www.acswasc.org/initial-visit-process-and-procedures/>

<sup>31</sup> 末藤美津子. 世界の外国人学校. 福田誠治・末藤美津子【編】. 東信堂. 2005. p.51

<sup>32</sup> WASC HP. “ACS WASC Conditions of Eligibility”.

<https://acswasc.app.box.com/s/vi3y8wpw1u7jh5ov5xvwil9nyjhmpajy>

<sup>33</sup> WASC HP. “ACS WASC APPLICATION”. <https://www.tfaforms.com/4769115>. プルダウンから、「Application Type」の「International」を選択した。

<sup>34</sup> Ibid., プルダウンから、「Application Type」の「U.S or Pacific Islands」を選択した。

<sup>35</sup> WASC HP. “ACS WASC Accreditation Process”. <https://www.acswasc.org/about/acs-wasc-overview/>.

“ACS WASC Accreditation Steps for International Schools”.

<https://acswasc.app.box.com/s/hrh8w44f0y1xzk13t4qtn1themtcl5rb>

<sup>36</sup> WASC HP. “Initial Accreditation Status Options”. <https://www.acswasc.org/initial-accreditation-status-options/>

<sup>37</sup> WASC. “A3 ACCREDITATION STATUS”. “ACS WASC Bylaws and Policy Manual”. 2023. pp.19-20

<sup>38</sup> WASC. “ACS WASC International Initial Visit Procedures 2021 Edition”. p.1

<sup>39</sup> Ibid., p.3

<sup>40</sup> 本項における基準内容は、次の資料より主なものを抜粋している。WASC. “ACS WASC International Initial Visit Procedures 2021 Edition”. pp.13-36

<sup>41</sup> CDE HP. “Role & Responsibilities”. “Accreditation, Registration, Licensing, and Approval”.

<https://www.cde.ca.gov/eo/mn/rr/index.asp> (最終更新日 2023-10-19).

<sup>42</sup> CDE HP. “Does the CDE regulate private schools?”. <https://www.cde.ca.gov/sp/ps/psfaq.asp> (最終更新日 2023-9-27). 本文中の「一部を除き」については、NPS(Nonpublic nonsectarian schools)と呼ばれる、公立学校の障害のある生徒にサービスを提供する専門の私立学校である。

<sup>43</sup> カリフォルニア州 HP. “California Law”.

<https://leginfo.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=EDC&tocTitle=+Education+C> ode+-+EDC

<sup>44</sup> CDE HP. “Private Schools Frequently Asked Questions”. <https://www.cde.ca.gov/sp/ps/psfaq.asp> (最終更新日 2023-9-27) 及び、米国教育省 HP. “California State Regulations”. <https://www2.ed.gov/about/inits/ed/non-public-education/regulation-map/california.html>

<sup>45</sup> CDE HP. “Private Schools Frequently Asked Questions”. “If a private school is just starting, is there a particular agency which the new school should contact before it begins operation?”.

<https://www.cde.ca.gov/sp/ps/psfaq.asp> (最終更新日 2024-7-30)

<sup>46</sup> Ibid., “Does the CDE accredit schools?”

<sup>47</sup> Ibid., “How do these exemptions to compulsory attendance work?”

<sup>48</sup> CDE HP. “Private School Affidavit Instructions”. <https://www.cde.ca.gov/sp/ps/psinstructions.asp> (最終更新日 2024-5-21)

<sup>49</sup> CDE HP. “Private Schools Frequently Asked Questions”. “Does CDE license private schools?”.

<https://www.cde.ca.gov/sp/ps/psfaq.asp> (最終更新日 2023-9-27)

<sup>50</sup> Ibid., “Do private schools follow a curriculum required by the state?”

- <sup>51</sup> CDE HP. “Content Standards”. <https://www.cde.ca.gov/be/st/ss/>. また、<https://www.cde.ca.gov/sp/ps/psaffedcode.asp> に、7 年生から 12 年生までを対象に採用される学習コースの記述がある。
- <sup>52</sup> CDE HP. “Private Schools Frequently Asked Questions”. “Must private school teachers possess a valid California teaching credential?”. <https://www.cde.ca.gov/sp/ps/psfaq.asp> (最終更新日 2023-9-27)
- <sup>53</sup> Ibid., “Does CDE license private schools?”
- <sup>54</sup> Ibid., “Must private school employees be fingerprinted and submit to a Department of Justice background check?”
- <sup>55</sup> Ibid., “I am transferring my child from a private school to a public school. The public school will not give my child full credit for all his or her courses. Can the public school refuse credits issued by private schools?”
- <sup>56</sup> Ibid., “Does the CDE validate private school diplomas?”
- <sup>57</sup> Ibid., “Are public funds available for private school tuition?”
- <sup>58</sup> 米国教育省 HP. <https://www.ed.gov/laws-and-policy/higher-education-laws-and-policy/college-accreditation/college-accreditation-united-states/college-accreditation-in-the-united-states>
- <sup>59</sup> 末藤美津子. 世界の外国人学校. 福田誠治・末藤美津子【編】. 東信堂. 2005. p.27. なお、この資料において「世界各地に点在する米軍基地に勤務する軍人・軍属の子弟の対象とする学校は国防省の管轄」とある。
- <sup>60</sup> WASC HP. “What is ACS WASC?”. <https://www.acswasc.org/about/frequently-asked-questions/>
- <sup>61</sup> CDE HP. “Focus on Learning Joint WASC/CDE Process”. <https://www.cde.ca.gov/ci/gs/hs/wascsummary.asp> (最終更新日 2023-4-4)
- <sup>62</sup> CDE HP. “Private Schools Frequently Asked Questions”. “Does the CDE validate private school diplomas?”. <https://www.cde.ca.gov/sp/ps/psfaq.asp#a19> (最終更新日 2023-9-27)
- <sup>63</sup> 浜田博文. アメリカにおける学校認証評価の現代的展開. 浜田博文編著. 東信堂. 2014. p.88
- <sup>64</sup> 国際カリキュラム研究会. “平成 14 年度文部科学省「外国人教育に関する調査研究」委託研究報告書、インターナショナルスクールに係る評価機関の調査研究”. 2003. p.3
- <sup>65</sup> 文部科学省. 諸外国の初等中等教育. 明石書店. 2016. p.68

## 4. CIS

CIS(Council of International Schools): インターナショナルスクール協議会

### 4.1. 認証団体の組織概要

(要約)

CIS は国際教育推進を目的として 1965 年に設立された ECIS(European Council of International Schools、インターナショナルスクール欧州協議会)を母体とし、会員校の増加に対応するために 2003 年に新たに設立された。米国デラウェア州の非営利法人であり、主に初等中等教育の学校を対象に認証評価を行う。会員は 120 か国、1,500 校以上であり、400 校以上の中等教育学校を認証している。

評価の目的は、教育の質を評価すること、学校が教育プログラムの質と改善をベンチマークできるようにすることである。理事会(理事5名以上9名以下で構成)が事務局長や委員会の委員任命などを行い、会員資格の承認は事務局長が行う。

#### 4.1.1. 認証団体の概要・認証校数

CIS(Council of International Schools、インターナショナルスクール協議会)は、主に初等中等教育の学校<sup>66</sup>の学校運営と教育プログラムの質を認証する団体である。CIS のコミュニティには、120 か国を代表する 1,525 以上の学校や大学が含まれている<sup>67</sup>。米国デラウェア州の非営利法人であり、オランダのライデンに支社がある<sup>68</sup>。

団体 HP の会員名簿(MEMBERSHIP DIRECTORY)には、918 校の学校(大学を除く)が登録されており、そのうち、中等教育は 736 校で、そのうち、認証校は 449 校である。認証を受けている中等教育の学校は 90 か国あり、中国 29 校、カザフスタン 24 校、インド 22 校、アラブ首長国連邦 20 校、タイ 17 校、トルコ 17 校の順が多い。なお、日本 15 校、米国 7 校、英国 5 校である<sup>69</sup>。

#### 4.1.2. 沿革

インターナショナルスクール欧州協議会(ECIS: European Council of International Schools)を母体とし、組織の拡大と会員校の増加に対応するために 2003 年 7 月に CIS が新たに分離・設立された。ECIS は英国のロンドンに本部を置き、「1965 年に設立された国際教育推進を目的とした会員制の非営利団体、非政府組織で、1972 年以来インターナショナルスクールの評価を行う。」<sup>70</sup>なお、ECIS は 2016 年に、名称から地理的制限を取り除くために、「Educational Collaborative for International Schools」に名称を変更している<sup>71</sup>。

#### 4.1.3. 目的

CIS は国際的な認証機関として、学校が教育プログラムの質と改善について、国際的な先進事例をベンチマークできるようにする<sup>72</sup>。団体が定款として定めている目的は以下のとおりである<sup>73</sup>。

- 会員が質の高い国際教育を行えるよう、サービスを提供する
- 健全で異文化対応能力を持つ(interculturally competent)グローバル市民を育成するための効果的な実践方法を探究(explore)し開発すること、また、国際教育を通じて社会的責任あるリーダーシップを進展(develop)すること、これらにおいてグローバルな会員コミュニティを主導する
- 会員に専門的な意見交換の場(forum)を提供する
- CIS と同様の目的を追求する他の団体や個人と協力する

#### 4.1.4. 組織体制・財務基盤

CIS は、教育、慈善、科学を専らとし、1986 年米国内国歳入法第 501 条の規定において非営利目的として組織され、その目的と活動において、政治的に中立的かつ無宗派的である<sup>74</sup>。

意思決定機関として年次総会があり、そこで年次事業報告・会計報告・監査報告の承認や、理事会(Board of Trustees)の理事の選出を行う<sup>75</sup>。年に少なくとも 4 回開催される理事会(理事 5 名以上 9 名以下で構成)では、事務局長(Executive Director)の任命、委員会の設置と委員の任命、年間予算計画の承認、従業員の報酬や会費の設定などを行う<sup>76</sup>。なお、会員資格の承認は事務局長が行う<sup>77</sup>。

認証評価チームメンバーは、会員校の 3,000 名以上の要件を満たす関係者がボランティア活動として評価を行っている。評価者になる要件は、学士号に相当する学位、教員資格(teaching qualification/license)またはカウンセリングや図書館学などの専門分野における教育資格、適切なバックグラウンドチェックと現在または直近の雇用主からの推薦状、現在から2年間における常勤教育経験、学校の評価に従事するための英語能力である<sup>78</sup>。

財務基盤としては、会員から徴収する会費の他、一般準備金及びその投資から得られる利子／利回り、補助金や寄付金など<sup>79</sup>で、認証評価に係る料金は以下のとおりである<sup>80</sup>。

図表 Ci1. CIS2024 料金表

|                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ○会員                                                                                 |
| ・会員申請及び参加費：€4,325                                                                   |
| ・年会費(小中学校用、生徒 <sup>81</sup> 数による)：生徒数(0～250:€500、251～:€3,300)                       |
| ○認証                                                                                 |
| ・認証登録料(1回限り)：€2,140                                                                 |
| ・年間認証料：€4,350                                                                       |
| 年間認証料は登録料と同時に請求され、登録を完了すると、正式に認証プロセスが開始される。                                         |
| 予備評価またはチーム評価を受ける学校は、キャンパスに訪問する場合、旅費が発生する場合がある。旅費には、評価者全員の交通費、旅行保険、宿泊費、ビザ、食事などが含まれる。 |

## 4.2. 認証に関わる評価手順

(要約)

CIS では、認証評価を受ける際の参加資格として、学校運営許可を含め所在国／地域の法的要件を満たすことに加え、ウェルビーイングと児童保護、及びグローバル・シティズンシップと異文化学習に取り組んでいること、質の高い学習と教育に取り組んでいること、等がある。

評価手順は、「予備評価」、「自己学習プロセス」、「チーム評価」、「年次認証評価」と進み、5年ごとに再評価となる。予備評価では、学校が提出した予備評価のための報告書から、学校の準備状況の評価する。自己学習プロセスは 12 か月以上行い、学校の強みと改善領域を特定し、改善に向けて行動し報告書を提出する。チーム評価では、評価チームが学校訪問し、生徒、保護者を含め学校関係者と面会し、報告書内容を評価・分析する。年次認証評価では、認証校は、学校改善に関する年次認証報告書を提出する。

### 4.2.1. 対象の学校種・参加資格

認証評価を受ける際に、会員資格を得る必要があり、以下がその条件<sup>82</sup>である。対象の学校種は 4.1.1 項に記述のとおり、主に初等中等教育の学校である。

- ・申請時に学校として運営していること
- ・関係当局から運営許可(a license for operation)を取得していること
- ・初等教育や中等教育として、完全な一連の学習コースを提供していること
- ・学校全体として申請する(国際部などの学校の一部や初等部や中等部のみではない)こと
- ・国の機関によって認知(recognize)されていること<sup>83</sup>。または、CIS 会員承認後2年以内に CIS 認証手順を開始すること

会員資格の申請は、WEB フォームから、学校運営許可に関する資料、学校のガバナンス形態や宗教、生徒数、生徒の国籍、リーダー職や教職員数、提供しているカリキュラム、指導言語、他機関会員資格の有無、他機関の認証の有無、等を回答する<sup>84</sup>。なお、他機関の認証として、WEB フォーム上の選択肢には、Cognia、MSA(Middle States Association)、NEASC、WASC、COBIS、BSO (British Schools Overseas)、ISI(Independent Schools Inspectorate)がある。

WEB フォームでの申請の後、以下の CIS 会員基準<sup>85</sup>について、コミュニティにおいてどのように適用しているかを学校に確認する。確認方法として報告書の提出や、学校の理事会、リーダー職、生徒との対話が行われる<sup>86</sup>。

- ・CIS 倫理規定及び国連の「児童の権利に関する条約(1990 年)」の精神に適合していること
- ・学校の目的と方向性を伝え行動していること

- ・質の高い学習と教育に取り組んでいること
- ・ウェルビーイングと児童保護に取り組んでいること
- ・グローバル・シティズンシップと異文化学習に取り組んでいること

#### 4.2.2. 評価手順

評価手順は「予備評価」、「自己学習プロセス」、「チーム評価」、「年次認証評価」のプロセスで行われ、5年ごとに再評価となる。

図表 Ci2. 評価手順とその主な内容 <sup>87</sup>

| 評価手順                                 | 評価手順の主な内容                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 予備評価<br>(Preparatory Evaluation)     | 学校が自己学習プロセスに取り組む準備ができていないかを評価する。評価者は報告書を評価し、優れていること(commendation)や改善すべきこと(recommendation)をフィードバックする。これにより、CISは学校コミュニティに認証プロセスを明示し、学校は自己学習段階に向けて準備する。                               |
| 自己学習プロセス<br>(Self-Study Process)     | 自己学習プロセスは、評価と認証サイクル全体の中で最も重要な部分である。学校の強みと改善すべき領域を特定し、改善に向けた行動を開始する。このプロセスには通常12～18か月を要する。                                                                                          |
| チーム評価(Team Evaluation)               | 自己学習報告書を提出後、認証評価チームが学校を訪問し、報告書内容を評価する。認証評価チームは、他のCIS認証校で訓練を受けた教育者で構成される。このチームは1週間かけて、学校の状況を観察し、生徒・保護者・教職員、学校のリーダー職、ガバナー、オーナーと面談する。認証評価チームは、自己学習報告書や学校の指導指針及びCISの認証基準を考慮して、学校を分析する。 |
| 年次認証報告(Annual Accreditation Reports) | CISが継続的な学校改善を支援しモニターできるように、認証された学校は、学校改善の実践と実質的な進展に関する年次認証報告書を提出する。                                                                                                                |

#### 4.3. 認証に関わる評価項目・認証基準

(要約)

CISの評価項目には、「A. 目的と方向性」、「B. ガバナンス、オーナーシップ、リーダーシップ」、「C. カリキュラム」、「D. 教育と学習」、「E. ウェルビーイング」、「F. スタッフィング」、「G. 施設、設備、テクノロジーシステム、補助サービス」、「H. コミュニティと家庭との連携」、「I. 寄宿舎、ホームステイ」の9つのドメインがある。

各ドメインには複数の基準があり、中核基準とその他基準に分類され、各基準には4段階のルーブリックが設定されている。認証校となるには、中核基準における4段階のルーブリックの3段階目であるチーム評価基準を満たす必要がある。

##### 4.3.1. 認証に関わる評価項目

CISの認証に関わる評価項目と評価基準(Evaluation Framework) <sup>88</sup>は、前述 4.1.3 項に記述した CIS の目的に向けて、学校コミュニティが体系的かつ継続的な学校改善を展開し確かなものとするために、内省・評価・開発に資するように構造化している <sup>89</sup>。

CISの評価項目は、以下の9つのドメインである。各ドメインには複数の基準(standard <sup>90</sup>)があり、中核基準と中核以外のその他基準に分かれる。

○ドメイン A: 目的と方向性(Purpose and direction)

○ドメイン B: ガバナンス、オーナーシップ、リーダーシップ  
(Governance, ownership and leadership)

○ドメイン C: カリキュラム(The curriculum)

○ドメイン D: 教育と学習(Teaching and assessing for learning)

○ドメイン E: ウェルビーイング(Well-being)

○ドメイン F: スタッフィング(Staffing)

○ドメイン G: 施設、設備、テクノロジーシステム、補助サービス

(Premises, facilities, technology systems and auxiliary services)

○ドメイン H: コミュニティと家庭との連携(Community and home partnerships)

○ドメイン I: 寄宿舎、ホームステイ

(Residential services - boarding and/or homestay)

また、各基準には、学校の継続的な改善を支援するための4つの段階を示すルーブリック<sup>91</sup>を設けている。この基準を用いて、学校の実践を評価し、適切な段階における基準との整合性についての証拠を確認する。4つの段階には、基礎評価基準(Foundation Criteria)、予備評価基準(Preparatory Evaluation Criteria)、チーム評価基準(Team Evaluation Criteria)、将来の抱負(Future Aspirations)がある<sup>92</sup>。

CIS 認証校となるには、中核基準におけるチーム評価基準を満たすことが必要である<sup>93</sup>。よって、本調査では、その箇所を中心に記述する。

下表は評価項目と認証基準と基準の主な内容の構成である。例えば、ドメイン「A. 目的と方向性」には、A1～A4の4つの中核基準とA5、A6のその他基準があり、それらを、「団体基準の共通分類」である「学校／学習目的」に対応させている。基準の主な内容には、中核基準のみを記述している。

「団体基準の共通分類」は、本調査における4つの認証団体に共通的な評価項目・認証基準の分類であり、基準内容の整理・可視化の一助として設けており、各認証団体の評価項目・認証基準を対応づけ、その分類順で各認証団体の基準内容を記述している。

図表 Ci3. 評価項目・認証基準と基準の主な内容

| 団体基準の<br>共通分類 | CIS<br>評価項目              | CIS 基準                     | 基準の主な内容<br>※中核基準を記述している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------|--------------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校／学<br>習目的   | A. 目的と<br>方向性            | 中核基準 A1～A4、<br>その他基準 A5、A6 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校の目的、方向性、意思決定は、全ての構成グループのニーズと学校の状況に適した、明確で意欲的な指針に沿っている。(A1)</li> <li>● 指針は、質の高い学習と教育への明確なコミットメントを示し、生徒の発達段階において効果的に実施されている。(A2)</li> <li>● 指針は、グローバル・シティズンシップと異文化学習を発展させるための明確なコミットメントを示している。(A3)</li> <li>● 指針は、ウェルビーイングへの明確なコミットメントを示し、CIS 倫理規定に適合し、国連の「児童の権利に関する条約(1990 年)」に内在する価値へのコミットメントを示している。(A4)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 組織            | B. ガバナンス、オーナーシップ、リーダーシップ | 中核基準 B1～B3、<br>その他基準 B4～B6 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校の持続可能な発展を可能にするために、ガバナンスやオーナーシップ、リーダーシップの役割と責任が、文書で適切に定義され、実践において尊重され、CIS 倫理規定に沿っている。(B1)</li> <li>● 校長は教育におけるリーダーとしての権限を与えられており、ガバナンスやオーナーとのパートナーシップのもと、生徒の学習、ウェルビーイング、グローバル・シティズンシップ、学校の文化に対する明確に定義された責任と説明責任がある。(B2)</li> <li>● ガバナーやオーナー、リーダーは、学校の存続と指針の実施を支える教育・財務(戦略・運営)計画を立て、計画を学校コミュニティに適切に伝えている。(B3)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 教職員           | F. スタッ<br>ピング            | 中核基準 F1～F5、<br>その他基準 F6    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教員と支援スタッフは、適切な経験、資格、能力を持ち、かつ十分な人数で雇用されており、所在国の雇用法及び CIS 倫理規定に従っている。(F1)</li> <li>● 全てのスタッフとボランティアに対して身元、健康状態、その国で働く権利、雇用履歴、犯罪記録、資格、適切な参照情報を確認する徹底的なバックグラウンドチェックが実施されている。このバックグラウンドチェックで得られた情報は、採用可否を決定する際に考慮されている。(F2)</li> <li>● 学校は、教員と支援スタッフに、専門的な研修や訓練を提供している。これにより、学校は、学校の優先事項とスタッフのニーズに対応し、生徒の学習、ウェルビーイング、グローバル・シティズンシップの発展に貢献している。(F3)</li> <li>● パフォーマンス評価は、あらかじめ定められた明確な基準に基づいて、全ての教員と支援スタッフに対して定義され、実施されており、評価結果と学校の優先事項に関連付けられた専門的な研修や訓練によって支えられている。(F4)</li> <li>● リーダー、教員、支援スタッフは、協力して専門的で信頼できる職場環境を作っている。文書化された方針やガイドラインは、全ての教員と支援スタッフのパフォーマンスと行動に対</li> </ul> |

| 団体基準の<br>共通分類 | CIS<br>評価項目                                | CIS 基準                             | 基準の主な内容<br>※中核基準を記述している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------|--------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               |                                            |                                    | する期待を確立しており、公平かつ一貫して適用されている。(F5)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 施設等リ<br>ソース   | G. 施設、設<br>備、テクノ<br>ロジーシス<br>テム、補助サ<br>ービス | 中核基準 G1～G3、<br>その他基準 G4、G5         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校は、学校の目的を果たし、カリキュラムを提供し、生徒のウェルビーイングに寄与することを可能にする、施設と設備、それを支えるシステムとサービスを提供している。(G1)</li> <li>● 施設は、清潔さ、健康、安全、セキュリティの高い基準を満たしており、文書化された方針と効果的な手続きがある。これらの基準は必要に応じて地域の規制要件を上回るものである。(G2)</li> <li>● テクノロジーシステム(インフラとデータ)は、指導、学習、管理上のニーズを支えており、適切で効果的な安全、セキュリティ、機密保持の対策が行われている。(G3)</li> </ul> |
| 教育－カ<br>リキュラム | C. カリキュ<br>ラム                              | 中核基準 C1～C3、<br>その他基準 C4～C6         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● カリキュラムは、その総体として、全ての生徒の知的、身体的、社会的、情緒的ニーズを支援するように、アクセス、取組、挑戦を提供している。(C1)</li> <li>● 文書化されたカリキュラムは、生徒の現在と将来の発達に関連する、知識、理解、技能、特性(ウェルビーイングと異文化能力を含む)の育成を定めている。(C2)</li> <li>● グローバル・シティズンシップ、異文化学習、デジタル・シティズンシップを育むことをカリキュラムの中で意図的に計画し、生徒が卒業後の生活に十分備えられるようにしている。(C3)</li> </ul>                  |
| 教育－学<br>習と指導  | D. 教育と<br>学習                               | 中核基準 D1～D3、<br>その他基準 D4～<br>D6     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指導は、学校が定義する質の高い学習、すなわち、全ての生徒が意欲的に取組、挑戦し、カリキュラムにアクセスし、学習を成功させること、と密接に関係している。(D1)</li> <li>● 全ての生徒が学校のプログラムから恩恵を受けることができるよう、入学時及び在籍中に多様な学習ニーズを特定するための効果的な方針と手続きが整備されている。(D2)</li> <li>● 生徒がグローバル市民として、また異文化学習者として成長するための意味と目的を提供するために、適切な文化的背景や本物の文脈を取り入れた指導が行われている。(D3)</li> </ul>           |
| 教育－評<br>価     |                                            | 中核基準 D2、D3                         | (D2、D3 の一部として記述されている)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 教育－他          | —                                          | —                                  | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| コミュニ<br>ティ    | H. コミュニ<br>ティと家庭<br>との連携                   | 中核基準 H1、<br>その他基準 H2               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 効果的なコミュニケーションが行われ、そのことにより、家庭と学校の生産的なパートナーシップとポジティブな学習コミュニティが育まれている。(H1)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                          |
| ウェルビー<br>イング  | E. ウェルビー<br>イング                            | 中核基準 E1～<br>E3、<br>その他基準 E4～<br>E6 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校の環境は、ウェルビーイングを育めるように、オープンで、公正(fairness)で、信頼と相互尊重を特徴としている。学校は、生徒の意見に耳を傾け、生徒の思いやり、主体性、リーダーシップ能力を伸ばしている。(E1)</li> <li>● 学校は、児童保護に関する方針と手続きを明確に文書化し、効果的に実施している。(E2)</li> <li>● 学校は、在籍する全ての生徒の心身の健康とウェルビーイングを確かなものになっている。(E3)</li> </ul>                                                       |

注：評価項目「ドメイン I：寄宿舎、ホームステイ」は除く。

#### 4.3.2. 認証基準 <sup>94</sup>

認証基準について、上表の団体基準の共通分類(以降、「共通分類」と記述する。)の順に、その内容を説明する。上述のとおり、CIS 認証校となるには、中核基準におけるチーム評価基準を満たすことが必要である。よって、中核基準は基準内容とチーム評価基準を、その他基準は基準内容を記述する。

##### 4.3.2.1. 共通分類－目的

学校の目的に関連して「A. 目的と方向性」に、中核基準として A1～A4、その他基準として A5、A6 がある。

##### A1

学校の目的、方向性、意思決定は、全ての構成グループのニーズと学校の状況に適した、明確で意欲的な指針に沿っている。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・学校の指針は生徒、教員、スタッフ、保護者に十分に理解され、全てのレベルの意思決定に体系的に影響を与えている
- ・オーナーやガバナー、スクールリーダーシップは学校の目的と方向性が、どのように戦略的計画や意思決定に影響を与えているかを具体的な証拠で示すことができる
- ・指針は意欲的なものであり、生徒、教員、保護者によく理解されている

## A2

指針は、質の高い学習と教育への明確なコミットメントを示し、生徒の発達段階(each stage of a student's pathway)において効果的に実施されている。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・生徒の発達段階に適した質の高い学習と指導の定義<sup>95</sup>を実践している

## A3

指針は、グローバル・シティズンシップと異文化学習を発展させるための明確なコミットメントを示している。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・学校は、全ての生徒の学習体験として明らかな形で、教室内外での異文化学習を取り入れた、グローバル・シティズンシップとして定義された内容を実践している

## A4

指針は、ウェルビーイングへの明確なコミットメントを示し、CIS 倫理規定に適合し、国連の「児童の権利に関する条約（1990 年）」に内在する価値へのコミットメントを示している。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・指針は、学校コミュニティのウェルビーイングへの明確なコミットメントを示し広く実践されている
- ・指針は CIS 倫理規定に適合しており、その倫理的基礎は学校全体の運営に影響を与えている
- ・国連の「児童の権利に関する条約」（1990 年）の価値観に沿って成人と生徒は交流している。このことは方針により確認されており、実践により裏付けられている

なお、CIS 倫理規定は、以下のような CIS 会員の道徳的原則を示している<sup>96</sup>。

- ・指針、方針、契約書、広報資料に記載している約束を守る
- ・卓越性に向けて努力する
- ・生徒や他の人々の教育、安全、ウェルビーイングを最優先とするケアの文化を育む
- ・該当する法律と規制を遵守する
- ・全ての個人、集団、文化の尊厳と平等を尊重する
- ・グローバル・シティズンシップを推進する

国連の「児童の権利に関する条約（1990 年）」は、18 歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものである。1989 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効した。日本は 1994 年に批准した。<sup>97</sup>

## A5

学校の目的と方向性のモニタリング、評価、見直しは、学校の構成グループとともに、計画的かつ定期的に行われている。

## A6

学校の入学手続きにおける包摂のアプローチは、学校の指針に沿っている。

### 4.3.2.2. 共通分類－組織

学校組織に関連して、「B. ガバナンス、オーナーシップ、リーダーシップ」には、中核基準として B1～B3、その他基準として B4～B6 がある。

## B1

学校の持続可能な発展を可能にするために、ガバナンスやオーナーシップ、リーダーシップの役割と

責任が、文書で適切に定義され、実践において尊重され、CIS 倫理規定に沿っている。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・ガバナンスやオーナーシップ、リーダーシップ、マネジメントの役割と責任は明文化され、よく理解され、実践に反映されることで、学校の質と持続可能性が向上している
- ・ガバナーやオーナー、リーダーの意思決定、方針決定、実践が、CIS 倫理規定に完全に沿っている

## B2

校長は教育におけるリーダーとしての権限を与えられており、ガバナンスやオーナーシップとのパートナーシップのもと、生徒の学習、ウェルビーイング、グローバル・シティズンシップ、学校の文化に対する明確に定義された責任(responsibility)と説明責任(accountability)がある。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・校長とオーナーやガバナーとの関係は、共通のビジョンと、役割と責任への理解に基づき、相互に支え合うパートナーシップとなっている。このことによって校長は、生徒の学習、ウェルビーイング、グローバル・シティズンシップのためのリーダーシップを発揮し、改善策を講じる権限を与えられている。
- ・ガバナンスとリーダーシップ双方に明確な評価プロセスがあり、生徒の学習、ウェルビーイング、グローバル・シティズンシップ、学校の文化を改善するために、それぞれの目標の整合性と実務上の関係の有効性が見直されている

## B3

ガバナーやオーナー、リーダーは、学校の存続と指針の実施を支える教育・財務(戦略・運営)計画を立て、計画を学校コミュニティに適切に伝えている。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・ガバナーやオーナーは、リーダーとともに、正式に承認され、詳細かつ持続可能な戦略・運営計画を立てている。これらの計画は、教育改善のための確かな方向性を示すために、適切な期間と明確な財務的裏付けを伴っている
- ・承認された戦略・運営計画は、指針と整合し、適切に伝達され、ステークホルダーに広く理解されており、これによって学校運営、ガバナンスやオーナーシップの説明責任と透明性が高められている

## B4

ガバナンスは、学校が明確で適切な目的、方向性、継続性を持てるように実施されている。

## B5

リーダーシップは、学校独自の文化的背景に必要な異文化へのコンピタンス、視野、認識を備えている。

## B6

明確に策定された文書に定められた方針と、一貫した実践が認められ、学校運営に明瞭さをもたらしている。

### 4.3.2.3. 共通分類—教職員

学校の教職員に関連して、「F. スタッフィング」には中核基準として F1～F5、その他基準として F6 がある。

## F1

教員(faculty)と支援スタッフ(support staff)は、適切な経験、資格(qualification)、能力を持ち、かつ十分な人数で雇用されており、所在国の雇用法及び CIS 倫理規定に従っている。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・教員と支援スタッフは十分な人数であり、適切な経験と資格を持ち、生徒は学校の定義する、質の高い学習と指導やカリキュラム、補完的プログラムに沿った学習体験を確実に得られている
- ・全ての教員は、必要なカリキュラムと教授法の専門的な研修(development)や訓練を受けている
- ・スタッフの採用と赴任(retention)について、所在国の雇用法と CIS 倫理規定に従った明確な方針と手続きを定めており、スタッフと採用候補者に広く理解されている

## F2

全てのスタッフとボランティアに対して身元、健康状態、その国で働く権利、雇用履歴、犯罪記録、資格、適切な参照情報を確認する徹底的なバックグラウンドチェックが実施されている。このバックグラウンドチェックで得られた情報は、採用可否を決定する際に考慮されている。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・全てのスタッフ(下請業者(sub-contracted)を含む)、ボランティア、ガバナーやオーナーに対して、犯罪記録とともに徹底的なバックグラウンドチェックが、体系的な方法と公開されたスケジュールに従って行われている
- ・既存のスタッフ、ボランティアと、ガバナーやオーナーに対する適切な審査が完了するまでの間は、学校による暫定的な対応策(remediation exercise)が完了しているか、ほぼ完了に近い状態となるよう手配されている

## F3

学校は、教員と支援スタッフに、専門的な研修(development)や訓練を提供している。これにより、学校は、学校の優先事項とスタッフのニーズに対応し、生徒の学習、ウェルビーイング、グローバル・シティズンシップの発展に貢献している。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・全ての教員と教室での支援スタッフに、専門的な研修を受けるための明確な手順と期待を定義している。これにより、学校の優先事項と自身のニーズに対応し、生徒の学習とウェルビーイングを向上している
- ・学校がより効率的かつ効果的であるために、学校の優先事項に関して、教室外の支援スタッフが専門的な研修や訓練を受けるための明確な手順と期待を定義している

## F4

パフォーマンス評価は、あらかじめ定められた明確な基準に基づいて、全ての教員と支援スタッフに対して定義され、実施されており、評価結果と学校の優先事項に関連付けられた専門的な研修や訓練によって支えられている。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・全ての教員と支援スタッフは、パフォーマンス評価とフィードバックの方針、異議申し立て手続きを理解しており、そのプロセスに適切に関与している。パフォーマンス評価と学校の優先事項、専門的な研修提供には明確な関連性がある

## F5

リーダー、教員、支援スタッフは、協力して専門的で信頼できる職場環境を作っている。文書化された方針やガイドラインは、全ての教員と支援スタッフのパフォーマンスと行動に対する期待を確立しており、公平かつ一貫して適用されている。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・リーダー、教員、支援スタッフは、専門的で信頼のある職場環境を確保するための体系的なアプローチを確立している。このアプローチは、定期的なフィードバックに基づいてモニターされ、評価され、改善されている
- ・職務定義書に加えて、異議申し立て手続きを含む期待事項を全ての教員と支援スタッフが理解し、一貫して適用するために、スタッフハンドブックなどの関連文書を広く配布している
- ・全ての教員、スタッフ、契約事業者(contractor)、ボランティアは、大人が子供やその他の大人に接する際の適切な行動と不適切な行動を定めた大人の行動規範と書面のガイドラインを読んで認識したことを確認する書類に署名している

## F6

全ての教員と支援スタッフは、CIS 倫理規定に従い、学校との間で主要な合意条件を明記した書面による契約または雇用契約に基づき雇用されている。この契約には、職位と学校の状況に適した給与や福利厚生が規定されている。

### 4.3.2.4. 共通分類－施設等リソース

学校の施設等リソースに関して、「G. 施設、設備、テクノロジーシステム、補助サービス」には中核基準として G1～G3、その他基準として G4、G5 がある。

#### G1

学校は、学校の目的を果たし、カリキュラムを提供し、生徒のウェルビーイングに寄与することを可能にする、施設と設備、それを支えるシステムとサービスを提供している。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・学校は、生徒のニーズにより良く応え、学習とウェルビーイングを向上させるために、校舎や設備 (physical accommodation)、インフラ、機器 (equipment) の継続的な更改を確実なものとしている

#### G2

施設は、清潔さ、健康、安全、セキュリティの高い基準を満たしており、文書化された方針と効果的な手続きがある。これらの基準は必要に応じて地域の規制要件を上回るものである。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・学校は、施設を定期的に監視し、方針や手続き、対応の効果について、例えば、健康・安全・環境委員会など組織を通じて見直し、改善計画や専門的な研修や訓練 (training) についての情報提供を行っている
- ・全てのスタッフは、児童保護について、施設の使用に関する学校の方針に従っている
- ・学校は、危機管理計画の一環として、よく練られた方針、手続き、反復訓練 (drill)、コミュニケーション計画があり、必要に応じて地域の規制要件を上回っている
- ・全ての生徒とスタッフの健康、安全、アクセスの自由を確保するために、規定 (provision) は見直され、改善されている

#### G3

テクノロジーシステム (インフラとデータ) は、指導、学習、管理上のニーズを支えており、適切で効果的な安全、セキュリティ、機密保持の対策が行われている。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・テクノロジーは、個別最適化された学習も含め全ての学習プログラムを強化するために、他のメディアやリソースと効果的に統合して提供している
- ・テクノロジーの提供は、戦略的に計画されており、将来の財務計画も含めて計画されている
- ・テクノロジーシステムは、学校の管理及び運営機能を向上しており、厳格なセキュリティとバックアップを確保するために定期的なテストを実施している

#### G4

学校は、健康と安全、効率性の基準を満たし、適切な場合には生涯学習の機会や生徒のウェルビーイングに寄与するような補助サービスを提供している。

#### G5

施設の管理は、地域とグローバル環境に十分配慮し、可能な限り、地域の規制要件を上回るようにしている。

### 4.3.2.5. 共通分類－教育－カリキュラム

学校のカリキュラムに関連して、「C. カリキュラム」には、中核基準として C1～C3、その他基準として C4、C5 がある。

#### C1

カリキュラムは、その総体として、全ての生徒の知的、身体的、社会的、情緒的ニーズを支援するように、アクセス、取組 (engagement)、挑戦を提供している。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・質の高い学習についての明確なビジョンが、各年齢層のカリキュラム計画に反映されており、これにより教員は全ての生徒に対して、魅力的で適切に挑戦的な学習活動を作り出すことができる
- ・カリキュラムの概要は、在籍する全ての生徒の知的、身体的、社会的、情緒的ニーズを満たしており、ステークホルダーによく理解されている

## C2

文書化されたカリキュラムは、生徒の現在と将来の発達に関連する、知識、理解、技能、特性(ウェルビーイングと異文化能力を含む)の育成を定めている。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・文書化されたカリキュラムは、全ての生徒に対して、重要なアクセス、挑戦、個別化(differentiation)を提供している
- ・文書化されたカリキュラムは、ウェルビーイングを促進し、生徒の異文化能力の発達を支援するための、多様な個人やコミュニティ、文化的価値観を探究(explore)する活動を明記している
- ・主体的学習(independent learning)について、教員が計画立案を支援するのに十分な詳細さで、文書化されたカリキュラムにおいて計画されている

## C3

グローバル・シティズンシップ、異文化学習、デジタル・シティズンシップを育むことをカリキュラムの中で意図的に計画し、生徒が卒業後の生活に十分備えられるようにしている。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・明確な学習成果は、地域/グローバルな視点と異文化学習を育む、学習の統合と実施が計画どおり行われていることを証拠としている
- ・学校は、所在国の言語や、可能であれば生徒の母語も含めた多言語学習を支援し、学習を豊かにするリソースとして多言語コミュニティを活用している
- ・全ての年齢層の学習成果は、デジタル・シティズンシップと学習のためのテクノロジー活用スキルの向上を示している

## C4

カリキュラムは、生徒のアクセスや進歩を促進するように順序付けられ、徹底して文書化され、学校内の異なるセクション間の連結性や連続性を高めるために横断的・縦断的に明確化されている。

## C5

カリキュラムは、生徒の成果や主体性、外部の変化の影響に対応し、体系的かつ計画的に監視、評価、見直し、開発されている。

## C6

学校は、質の高い学習、生徒のウェルビーイング、グローバル・シティズンシップを育むにあたり、正式なカリキュラムを補完する幅広いプログラムや活動を提供している

### 4.3.2.6. 共通分類—教育—学習と指導

学校の学習と指導に関連して、「D. 学習のための指導と評価」には、中核基準として D1～D3、その他基準として D4～D6 がある。

## D1

指導は、学校が定義する質の高い学習、すなわち、全ての生徒が意欲的に取組、挑戦し、カリキュラムにアクセスし、学習を成功させること、と密接に関係している。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・生徒は、何を、なぜ、どのように学んでいるのかを明確に説明でき、学習に取組、挑戦する意欲を感じている
- ・教員は、質の高い学習についての学校の定義を理解し、実践している
- ・教員は、全ての生徒が意欲を持ち、挑戦し達成感を得られるような学習機会を作り出している
- ・生徒の多様性とダイバーシティを尊重し、受け入れ、全ての生徒が学習体験を通じて適切に挑戦している
- ・あらゆる学習場面において、特定の学習課題を持つ生徒に対して適切な方法論を用いている
- ・メディア、リソース、各種テクノロジーは、アクセシビリティと必要な個別化(differentiation)に取組、挑戦し、強化するために使用されている

## D2

全ての生徒が学校のプログラムから恩恵を受けることができるよう、入学時及び在籍中に多様な

学習ニーズを特定するための効果的な方針と手続きが整備されている。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・学校は、学校の指針や生徒の属性(demographic)の顕著な変化に合わせ、入学者受入方針と手続き、生徒への学習支援内容について定期的に見直している
- ・学校は、学習支援・向上プログラムの有効性を定期的に評価する一環として、評価データを使用している

#### D3

生徒がグローバル市民として、また異文化学習者として成長するための意味と目的を提供するために、適切な文化的背景や本物の文脈を取り入れた指導が行われている。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・生徒は、グローバル・シティズンシップと異文化学習の証拠となる幅広い理解、技能、態度を示している
- ・生徒は、現在と将来の学習にとって、また、より広い世界に影響を与える可能性(例えば、環境の持続可能性、社会正義、人格形成(human development)の改善など)にとって、自身のグローバル市民としての成長の重要性と関連性を明確に説明できる
- ・学校は、生徒のグローバル・シティズンシップと異文化学習への進歩をどのように見取り(value)、測定し、評価しているかを示すことができる

#### D4

カリキュラムへのアクセスに困難を抱える生徒に対しては、適切な資格者が支援しインクルーシブな方法で学習への障壁を取り除いている。カリキュラムの要求をはるかに超えて取り組める生徒は、学習を向上させる継続的なプロセスの一環として挑戦の機会が設けられている。

#### D5

指導言語への支援が必要な生徒には、適切な資格者が指導し、カリキュラムへのアクセスと適切な進歩を確実にしている。

#### D6

適切なリソース、メディア、テクノロジーを有意義に活用し、生徒の学習の質を高め、現在と将来の生活に必要なスキルと適性の発達を支援している。

### 4.3.2.7. 共通分類—教育—評価

教育の評価に関連して、D2、D3の一部として記述されている。

### 4.3.2.8. 共通分類—教育—他

教育に関連して他に、該当する基準はない。

### 4.3.2.9. 共通分類—コミュニティ

学校のコミュニティに関連して、「H. コミュニティと家庭との連携」には、中核基準として H1、その他基準として H2 がある。

#### H1

効果的なコミュニケーションが行われ、そのことにより、家庭と学校の生産的なパートナーシップとポジティブな学習コミュニティが育まれている。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・学校と家庭のコミュニケーションの質は、生徒の学習とウェルビーイングを高め、学校の指針と合致している
- ・学校は組織として保護者からのフィードバックを要請し、学校改善に向けた適切な対策に活用している
- ・保護者は、生徒の学習、ウェルビーイング、グローバル・シティズンシップに役立つ形で、学校生活への関与が奨励されている
- ・新入生の保護者は学校コミュニティに溶け込んでおり、歓迎されていると感じている

## H2

学校は、生徒の学習機会を充実させるため、地域内外で、外部の組織や学校とのパートナーシップやネットワークを築いている。このような機会には、サービス・ラーニング(service learning)、環境保全(environmental stewardship)、メンタリング、インターンシップ、リーダーシップ能力の開発が含まれる。

### 4.3.2.10. 共通分類ーウェルビーイング

ウェルビーイングに関連して、「E. ウェルビーイング」には、中核基準として E1～E3、その他基準として E4～E6 がある。

#### E1

学校の環境は、ウェルビーイングを育めるように、オープンで、公正(fairness)で、信頼と相互尊重を特徴としている。学校は、生徒の意見に耳を傾け、生徒の思いやり(compassion)、主体性(agency)、リーダーシップ能力を伸ばしている。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・学校は、生徒との効果的な関係、適切な行動、リーダーシップ、様々な文化的観点からの発言力を育み、ウェルビーイングに関する学校の方針や手順について、生徒が学校に意見を述べることができる非公式、公式、非公開の手段を備えている
- ・生徒の発言力、思いやり、リーダーシップ能力は、サービス・ラーニング、環境保全(environmental stewardship)、コミュニティ関連の活動の機会を通じて培われている

#### E2

学校は、児童保護(child protection and safeguarding)に関する方針と手続きを明確に文書化し、効果的に実施している。

これらの方針は、学校が次の事項にどのように対処するかを定めている

- ・安全保護に関する懸念と虐待の申し立ての報告、管理、記録
- ・安全保護を管理・監督するためのスタッフ、リーダー、ガバナーの役割と責任
- ・スタッフの訓練、生徒の教育、保護者の関与
- ・仲間内(peer-on-peer)でのハラスメントと虐待
- ・オンラインの安全

これらの事項は、必要な場合には、地域の規制要件を上回るものである。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・児童保護に関する方針と手続きが効果的に実施され、全ての構成グループによく理解されている。これらの方針と手続き、必要に応じて地域の規制要件を上回るものである
- ・児童保護に関する方針と手続きは、関係する学校の方針であるデータ保護やプライバシー、懲戒や内部告発、その他使用している規程等の定めと一貫性があり、相互に参照することができる形式で定められている
- ・学校は、生徒個人やグループの安全に関する懸念事項を監視し、生徒とその保護者に社会的、精神的支援を提供している
- ・児童保護の方針と手続きは、全ての生徒のニーズを念頭に置いており、生徒が直面する特定のリスクに照らして、定期的(安全保護の場合は毎年)に監視、評価、見直しが行われている
- ・学校は、スタッフまたは学校内の他の大人に対する虐待の申し立てに対応するための措置を講じており、明確に定義された国際的に認められたプロトコルに従って、これらの個人に対する懸念と虐待の申し立てに対応している
- ・学校は、外部の法執行機関や児童保護機関、及び保護と児童保護の問題に関して適切な支援、助言、専門能力の開発手段を提供するその他の組織と、児童保護のために有意義で有効な関係を築いている
- ・記録を残すことで、学校は早期に懸念事項を特定することができており、虐待の疑いや発覚の報告、学校が取った措置は、結果に関わらず記録され、安全に保管されている

#### E3

学校は、在籍する全ての生徒の心身の健康とウェルビーイングを確かなものになっている。

チーム評価基準は、以下のとおりである。

- ・専門スタッフや契約事業者 (contracted provider) は、学校コミュニティ全体の心身の健康を高めるため、保護者向けの教育を提供する
- ・心身の健康の記録は、体系的に、安全に、セキュリティが確保された状態で保管され、より広範な健康政策、プログラム、実践に役立つ情報を提供するために、定期的な調査が実施されている
- ・学校は、資格を持つ又は訓練を受けたスタッフが指導する、安全保護やオンラインでの安全、包括的性教育を含めた、心身の健康に関連した体系的かつ連続的な学習プログラムを実施している
- ・学校は、地域の心身の健康に関するサービス、地域の保健要件、潜在的な健康上の懸念事項について、学校コミュニティの認識と理解を促進している

E4

校外活動を行う生徒とスタッフの健康、安全、セキュリティは、リスク評価と軽減方法を含めて、明確に文書化され、効果的な方針と手続きによって支えられている。

E5

学校は、適切な情報、プログラム、カウンセリング、アドバイスを提供し、必要に応じて地域の機関や外部の専門家を活用することで、生徒とその家族が学校内外で学習環境を移行 (transition) する際の支援を積極的に行っている。

E6

学校は、進学 (continuing education) に関するガイダンスやカウンセリング、年齢に応じたキャリア教育を提供することで、生徒の現在と将来の成長と達成を支援している。

#### 4.4. 各国／州の学校教育制度と認証制度との関係

(要約)

米国は州によって学校教育制度が異なるため、CIS が設立されているデラウェア州の学校教育制度と認証制度との関係について記載する。

デラウェア州教育省は中等教育の公立・私立学校に対して認証評価を行わず、CIS に関する個別の記述はない。一方で、CIS は学校認証における世界のリーダーとしてどの国の教育制度にも依らず、各国の教育省などに認知されている。州の私立学校に対する規制は限定的であるため、CIS の認証を得ることはインターナショナルスクールにとって教育の質が信頼に足ることを対外的に示す方法の一つとなっている。

##### 4.4.1. 米国／デラウェア州の学校教育制度

米国では教育制度は州の専管事項とされ、各州が州憲法に基づき独自に定める。CIS が本部を置くデラウェア州では、デラウェア州教育省 (Delaware Department of Education。以降、「DDOE」と記述する。) は公立学校を管轄<sup>98</sup>している一方で、私立学校に対する規制は限定的である。

デラウェア州に居住する5歳から18歳までの子供は、公立又は非公立 (私立またはホームスクール) 学校に通うことが義務付けられている<sup>99</sup>。私立学校とは、幼稚園から12年生までの一部または全ての学年があり、理事会 (Board of Trustees) の下で運営し、教員と設備を適切に監督・維持している学校を指す<sup>100</sup>。

下表は、デラウェア州法 (Delaware Code) など、デラウェア州での初等中等教育の私立学校に係る主な法規等を抜粋している。私立学校への規制として、毎年 DDOE に在籍及び出席状況を報告すること、合衆国憲法やデラウェア州憲法等について正規のコースを設けること、等がある。

図表 Ci4. 私立学校に係る法規等の主な内容

|        |                                                                                                                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校運営許可 | ・デラウェア州で私立学校を開設するには、DDOE に登録する必要がある。DDOE は、非公立学校の申請を審査し承認または却下する。また、デラウェア州法人局から適切な事業ライセンスを取得する必要がある。DDOE に登録されている私立学校は、デラウェア州内に住所と物理的な場所を持っている必要がある。 <sup>101</sup> |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・非公立学校を登録後、開校し活動を継続するには、毎年7月 31 日までに、年度末の出席(attendance)情報を、9月 30 日までに毎年9月最終授業日時点の在籍(enrollment)状況を報告しなければならない<sup>102</sup>。</li> <li>・認証は任意である<sup>103</sup>。</li> </ul>                                                                                                         |
| カリキュラム | <ul style="list-style-type: none"> <li>・DDOE は、州の非公立学校に対して、カリキュラムを推薦、認証、承認、提供することを行わない<sup>104</sup>。</li> <li>・州内全ての公立及び私立学校において、合衆国憲法、デラウェア州憲法と統治、自由企業体制(the free enterprise system)について、正規のコースを設けなければならない<sup>105</sup>。</li> <li>・DDOE は、全ての公立及びほとんどの非公立学校の 10 年生のクラスに対して、無料で自動車運転教育を行っている<sup>106</sup>。</li> </ul> |
| 教員資格   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員免許は任意である<sup>107</sup>。DDOE は、非公立学校の教員、専門家、管理職に対して任意の免許・資格(licensure and certification)制度を実施する権限がある<sup>108</sup>。</li> </ul>                                                                                                                                                  |
| 健康と安全  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校の教員、生徒、従業員、訪問者は、工業技術クラスなどの保護メガネ着用区域で行われる活動では、保護メガネを使用しなければならない<sup>109</sup>。</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |

上図表以外に、DDOE は、非公立学校の生徒に対して、成績証明書や修了書を発行しない、州の評価テストを実施しない、との記述がある<sup>110</sup>。

#### 4.4.2. 米国／デラウェア州の学校認証制度

##### 4.4.2.1. 学校認証制度と CIS の位置付け

連邦教育省は初等中等教育を対象とした認証制度に直接的に関与していない。CIS 側は、CIS 認証基準はどの国の教育制度にも基づいておらず、どの国の政府からも資金援助を受けていない<sup>111</sup>と述べている。但しその位置付けにおいて、CIS は学校認証におけるリーダーとして、各国の教育省などに認知されていることについて、以下を挙げている(※HP 掲載順)<sup>112</sup>。

- ・オーストラリアのビクトリア州教育訓練省(Victoria Department of Education and Training)とクイーンズランド州教育省(Queensland Department of Education)と協力し、CIS 認証と州教育省の外部審査(Review)を連携させている。
- ・日本の文部科学省は、CIS 認証校の生徒を日本の大学への入学資格があるとしている。
- ・オランダの教育文化科学省(Ministry of Education, Culture and Science)は、CIS の認証を受けた、または認証を受ける予定のインターナショナルスクールや外国人学校を、オランダで義務教育を受ける(fulfill)ことができる学校としている。
- ・英国の COBIS、British Schools of the Middle East(BSME)、Federation of British International Schools in Asia(FOBISIA)は、学校を同団体の会員とする際に、CIS の認証を評価材料としている。
- ・米国の地域認証団体である MSA、NEASC、WASC の二重認証を学校が希望する場合、CIS 認証基準を共同認証の基礎として使用している<sup>113</sup>。

留学生や交流訪問者に対しては、CIS は、米国国土安全保障省移民・関税執行局(U.S. Department of Homeland Security, Immigration and Customs Enforcement)が管轄する学生・交流訪問者プログラム(SEVP: Student and Exchange Visitor Program)において認定している、私立の初等中等教育の学校の認証団体リスト<sup>114</sup>として WASC、NEASC、等とともに掲載されている。

デラウェア州においては、上表のとおり認証は任意であり、DDOE は公立・私立学校ともに認証を行っておらず<sup>115</sup>、各保護者に私立学校が認証されているか確認することを薦めている<sup>116</sup>。また、デラウェア州政府と DDOE の HP において、CIS に関する記述は確認できない<sup>117</sup>。

##### 4.4.2.2. 学校認証制度の効果

認証を受けることの第一義的效果は 4.1.3 項の目的に記述のとおり、学校が教育プログラムの質と改善について、国際的な先進事例をベンチマークできるようにすることである。学校は CIS 認証校となることで、国際教育において高いレベルのパフォーマンスを達成し、継続的な改善に取り組んでいるとともに、以下を特徴とする<sup>118</sup>、と記述している。

- ・生徒への使命とビジョンに専念している。生徒に適した教育理念を掲げている

- ・生徒、保護者、コミュニティに提供するサービスについて深く考えている
- ・指導の質、生徒の学習、生徒の安全保護とウェルビーイングに焦点を当てている
- ・生徒のグローバル・シティズンシップの育成に尽力している
- ・実行可能なことのみを約束している
- ・学校のコミュニティと同業者(peer evaluator)の定期的な評価を受け入れている
- ・学校のあらゆる領域において常に改善を追求し、将来に向けて戦略的な計画を立てている

卒業と入学に関して、CIS に寄せられるよくある質問について、以下のように記述している。<sup>119</sup>

- ・CIS は修了書(diploma)の検証を行うのか  
生徒をどのように評価するかは、各学校が決めることで、CIS はハイスクール修了書の発行要件の規定や検証は行わない。
- ・CIS 認証校を卒業し、ハイスクール修了書を取得した生徒は米国の大学に入学できるのか  
入学志願者の中等教育学校の認証が入学判定にどのように影響するかは、各大学が決めることである。一方で、米国を拠点とする多くの高等教育機関は、CIS 認証を高く評価している。また、世界の 600 校以上の大学が CIS の会員であり、CIS の学校の卒業生に強い関心を持っている。

これらのことから、CIS 認証の効果は、インターナショナルスクールにとっては、教育の質が信頼に足ることを対外的に示し、保護者や生徒から学校を選択される上で、重要なものとなっていると考えられる。

なお、米国では、初等中等教育の全ての段階を通じて、「修了(卒業)(graduation)」という場合、通常ハイスクール修了(卒業)」を意味し<sup>120</sup>、日本と異なり、前期中等教育機関と後期中等教育機関は接続されている。

<sup>66</sup> CIS HP. "MEMBERSHIP DIRECTORY". <https://www.cois.org/membership-directory>. この資料に認証を受けている「Division」の「Early Childhood」が 400 校以上あるため、「主に」初等中等教育としている。

<sup>67</sup> CIS HP. "ABOUT CIS". <https://www.cois.org/about-cis>

<sup>68</sup> CIS HP. "BY-LAWS". "Article II: Domicile". <https://www.cois.org/about-cis/by-laws/>

<sup>69</sup> CIS HP. "MEMBERSHIP DIRECTORY". <https://www.cois.org/membership-directory>. ブルダウンから、「Institution Type」の選択肢「School/University」を「School」のみに、「Division」を「Middle School, Secondary / Senior / High School」の中等教育段階のみに、「School Type」を「CIS Accredited」のみとして抽出した。

<sup>70</sup> 国際カリキュラム研究会, “平成 14 年度文部科学省「外国人教育に関する調査研究」委託研究報告書、インターナショナルスクールに係る評価機関の調査研究”, 2003. p.31

<sup>71</sup> ECIS HP. "History". <https://ecis.org/about-ecis/>

<sup>72</sup> CIS HP. "ABOUT CIS". <https://www.cois.org/about-cis>

<sup>73</sup> CIS HP. "BY-LAWS". "Article III: Purpose". <https://www.cois.org/about-cis/by-laws/>

<sup>74</sup> Ibid., "Article IV: Statement of Not-for-Profit, Non-Political, and Non-Sectarian Character"

<sup>75</sup> Ibid., "Article VII: Membership Meetings and Decisions"

<sup>76</sup> Ibid., "Article VIII: Board of Trustees"

<sup>77</sup> Ibid., "Article V: Membership"

<sup>78</sup> CIS HP. "ACCREDITATION EVALUATION TEAMS". <https://www.cois.org/volunteer-committees-and-teams/evaluation-teams>. なお、これらの要件全てが必要か、選択的であるかについては明記されていない。

<sup>79</sup> CIS HP. "BY-LAWS". "Article VI: Financial Means". <https://www.cois.org/about-cis/by-laws/>

<sup>80</sup> CIS HP. "MEMBERSHIP FEES". <https://www.cois.org/about-cis/membership-fees>

<sup>81</sup> 本調査は、「1.1. 調査の目的」に記述のとおり、中等教育を取り扱うことから、本認証団体に係る以降において、固有の文脈や特に記述のない限り、「student」は「生徒」と訳す。

<sup>82</sup> CIS HP. "How to Apply for School Membership". <https://www.cois.org/for-schools/school-membership/how-to-apply>

<sup>83</sup> この1文は、2つ上の文の「学校の運営許可を取得していること」と or 条件で、学校の運営許可を行わない国や地方政府における条件であると思われる。

<sup>84</sup> CIS HP. "CIS School Membership Eligibility Application". <https://survey.cois.org/s3/CIS-School-Membership-Eligibility-Application>

<sup>85</sup> CIS HP. "Membership Standards". <https://www.cois.org/for-schools/membership-standards>

<sup>86</sup> CIS HP. "How to Apply for School Membership". <https://www.cois.org/for-schools/school-membership/how-to-apply>

<sup>87</sup> CIS HP. "ACCREDITATION CYCLE". <https://www.cois.org/for-schools/international-accreditation/cycle>

<sup>88</sup> CIS. "CIS INTERNATIONAL ACCREDITATION Evaluation Framework". この資料は 1.4 項に記述のとおり、本調査での参照として CIS に個別に依頼し開示いただいた。この資料の著作権は CIS に帰属する。本調査において同資料の内容に基づく引用箇所についても同様である。なお CIS は、2025 年に新たな評価項目・基準を発表する予定である。

<sup>89</sup> Ibid., "Introduction". p.3

<sup>90</sup> 皆見英代, “「基準」と「基準」・criterion と standard の区別と和英照合”, 国立教育政策研究所紀要 第 137 集, p.280. この資料を参考に本調査の記述として、「criterion」と「standard」はともに「基準」としている。

- <sup>91</sup> 中央教育審議会, “新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)”, 2012, p.39. この資料に、ルーブリックについて次のような説明がある。「米国で開発された学修評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難な、パフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化等のメリットがある」
- <sup>92</sup> CIS, “Introduction”. “CIS INTERNATIONAL ACCREDITATION Evaluation Framework”. p.5
- <sup>93</sup> Ibid.
- <sup>94</sup> 本項における基準内容は、次の資料より主なものを抜粋している。CIS, “CIS INTERNATIONAL ACCREDITATION Evaluation Framework”, pp.6-63
- <sup>95</sup> ここでの「定義」は、実践に向けてより明確化された指針のことである。
- <sup>96</sup> CIS HP, “CIS CODE OF ETHICS”. <https://www.cois.org/about-cis/code-of-ethics>
- <sup>97</sup> 外務省 HP, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>
- <sup>98</sup> DDOE HP, “About DDOE”. <https://education.delaware.gov/about-doe/>
- <sup>99</sup> DDOE HP, “Register for a Nonpublic School”. <https://education.delaware.gov/families/k12/homeschools-and-private-schools/opening-a-nonpublic-school/>
- <sup>100</sup> DDOE HP, “Register for a Nonpublic School”. <https://education.delaware.gov/families/k12/homeschools-and-private-schools/opening-a-nonpublic-school/>. 及び  
<https://regulations.delaware.gov/AdminCode/title14/200/255.shtml#TopOfPage>
- <sup>101</sup> DDOE HP, “Register for a Nonpublic School”. <https://education.delaware.gov/families/k12/homeschools-and-private-schools/opening-a-nonpublic-school/>
- <sup>102</sup> Ibid.
- <sup>103</sup> 米国教育省 HP, “Delaware State Regulations”. <https://www2.ed.gov/about/inits/ed/non-public-education/regulation-map/delaware.html>
- <sup>104</sup> DDOE HP, “FAQs”. <https://education.delaware.gov/families/k12/homeschools-and-private-schools/frequently-asked-questions-faqs/>
- <sup>105</sup> デラウェア州法, “Title 14. § 4103”. <https://delcode.delaware.gov/title14/title14.pdf>
- <sup>106</sup> DDOE HP, “Driver Education Resources for Families”.  
<https://education.delaware.gov/families/k12/driver-education-families/>
- <sup>107</sup> 米国教育省 HP, “Delaware State Regulations”. <https://www2.ed.gov/about/inits/ed/non-public-education/regulation-map/delaware.html>
- <sup>108</sup> デラウェア州法, “Title 14. § 121(b)”. <https://delcode.delaware.gov/title14/title14.pdf>
- <sup>109</sup> 米国教育省 HP, “Delaware State Regulations”. <https://www2.ed.gov/about/inits/ed/non-public-education/regulation-map/delaware.html>. ※この資料に「デラウェア州法 Title14, § 8301, § 8302」とある。
- <sup>110</sup> DDOE HP, “FAQs”. <https://education.delaware.gov/families/k12/homeschools-and-private-schools/frequently-asked-questions-faqs/>
- <sup>111</sup> CIS, “CIS Briefing on Recognition of International Accreditation”. p.2
- <sup>112</sup> CIS HP, “RECOGNITION OF CIS INTERNATIONAL ACCREDITATION BY COUNTRY”.  
<https://www.cois.org/for-schools/international-accreditation/global-recognition/by-country>
- <sup>113</sup> CIS, “CIS Briefing on Recognition of International Accreditation”. p.3
- <sup>114</sup> 米国国土安全保障省移民・関税執行局 HP, <https://www.ice.gov/sevis/schools>
- <sup>115</sup> 浜田博文, アメリカにおける学校認証評価の現代的展開, 浜田博文編著, 東信堂, 2014, p.94. この資料に公立学校について「2003 年以降、認証評価制度をアカウンタビリティ制度に置き換えた模様」とある。
- <sup>116</sup> デラウェア州政府 HP, “Non-Public Schools”. <https://delaware.gov/guides/school-k-12/>
- <sup>117</sup> デラウェア州政府 HP と米国教育省 HP のサイト内検索機能から“Council of International Schools”と入力し結果が表示されるかを確認した。
- <sup>118</sup> CIS HP, “Characteristics of a CIS-Accredited School”. <https://www.cois.org/for-schools/international-accreditation>
- <sup>119</sup> CIS, “CIS Briefing on Recognition of International Accreditation”. p.4
- <sup>120</sup> 文部科学省, 諸外国の初等中等教育, 明石書店, 2016, p.68

## 5. NEASC

NEASC (New England Association of Schools and Colleges)  
ニューイングランド協会

### 5.1. 認証団体の組織概要

(要約)

NEASC は米国の地域認証団体の1つであり、マサチューセッツ州に本部を置く。米国ニューイングランド地区と世界 90 か国以上における、幼稚園(Pre-K)から 12 年生を中心に認証評価を行う。認証校は 1,500 校以上(うち、約 78%が米国内)あり、公立は約 43%、独立は約 35%、国際教育は約 22%である。

認証評価の目的は、学校と提携し、認証や専門家による支援、ベストプラクティスの追求を通じて、全ての生徒に対する質の高い教育について、評価し支援し促進することである。1885 年設立の非営利法人であり、理事会監督下の国際教育委員会がインターナショナルスクールを担当し、訪問チームの報告書のレビュー等を行う。

#### 5.1.1. 認証団体の概要

NEASC(New England Association of Schools and Colleges、ニューイングランド協会)は、米国の地域認証団体の1つであり、マサチューセッツ州ローエルに本部を置く。

ニューイングランド地区の6州である、コネチカット州、メイン州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、ロードアイランド州、バーモント州、及び世界 90 か国以上において、幼稚園(Pre-K)から 12 年生までの、公立学校、独立学校(Independent School)、インターナショナルスクールを中心に認証評価を行う。<sup>121</sup>

#### 5.1.2. 認証校数

NEASC HP の学校ディレクトリ<sup>122</sup>には、認証校 1,525 校があり、そのうち、公立は 657 校、独立は 531 校、国際教育は 337 校である。

HP のプルダウンリストには 85 か国あり、米国は 1,185 校(認証校全体の約 78%)である。米国外では、アラブ首長国連邦 46 校、スペイン 43 校、ドイツ 18 校、カタール 16 校、スイス 15 校である<sup>123</sup>。その他の国の例として、イギリス7校、中国6校、フランス4校、日本4校、韓国2校、カナダ2校等であり、広く世界を対象としている。

米国内では、マサチューセッツ州 480 校、コネチカット州 310 校、ニューハンプシャー州 122 校、メイン州 114 校、ロードアイランド州 87 校、バーモント州 63 校で、6州の合計は 1,176 校である。

#### 5.1.3. 沿革

1885 年に、高等教育の質を評価し、保証できる専門組織を作りたいという思いから、ハーバード大学、イエール大学、ウェルズリー大学などの名門校のリーダーによって設立された<sup>124</sup>米国で最古の認証団体である<sup>125</sup>。実際に認証評価を開始したのは、「第二次大戦後、復員軍人復学法等成立に伴う連邦政府からの要求(復学先機関への政府補助金支給には当該機関の水準にかかる認定が必要)の強まりを背景に 1952 年、協会は認証評価の実施を決定した。認証評価活動の着手後、協会は対象校種を大学や中等教育の学校以外にも順次拡大し」<sup>126</sup>、1971 年に「The New England Association of Colleges and Preparatory Schools」から、現在の名称に変更した。

なお、2018 年に、カレッジや大学を認証する高等教育委員会は、米国教育省の求めに応じ、独立組織である、The New England Commission of Higher Education, Inc.(NECHE)となっている<sup>127</sup>。よって、現在は幼稚園から 12 年生までの初等中等教育の学校が認証評価の対象となっている。

#### 5.1.4. 目的<sup>128</sup>

NEASC の使命は、「学校と提携し、認証評価、専門家による支援、ベストプラクティスの追求を通じて、全ての生徒(student<sup>129</sup>)に対する質の高い教育について、評価し支援し促進する」である。

目標は「支援する各教育機関の独自の文化と背景(context)を尊重しながら、学校全体にとって有意義で継続的(ongoing)な改善と成長のプロセスを提供することを目指す」とある。

## 5.1.5. 組織体制・財務基盤

### 5.1.5.1. 組織体制と委員

NEASC は、マサチューセッツ州一般法第 180 章 § 7 の修正条項に基づく、役員 17 名の非営利法人である<sup>130</sup>。NEASC の業務は理事会 (Board of Trustees) が監督 (oversee) し、独立学校委員会、国際教育委員会、公立学校委員会の 3 つの委員会を管理下に置く<sup>131</sup>。インターナショナルスクールを担当する国際教育委員会は、20 名の委員 (19 名の教育専門者と一般会員 1 名) であり、国際教育委員会は年に 4 回会合を開き、訪問チームの報告書のレビュー等を行う<sup>132</sup>。

認証評価は、「NEASC 加盟校の現場で教えている教育者で、経験豊富な幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育に携わっている教員、学校長などが適格評価のための査察に無報酬でボランティアとして参加する」<sup>133</sup>。毎年、千名超のボランティアの教育者が学校訪問に参加し、例えばインターナショナルスクールの訪問チームメンバーになる要件として、最低 5 年の教育経験、中級から上級レベルのリーダーシップ経験、学習と教育に対する現代的なアプローチや、学校全体の運営、NEASC の理念と認証手順への理解、優れた対人コミュニケーション能力と英語での技術文章力が設けられている<sup>134</sup>。

### 5.1.5.2. 協力団体

NEASC は、CIS との共同認証を含め、下表の団体<sup>135</sup>と協力して活動している。

図表 N1. 協力 (partnership) 団体

| 団体名                                                 | 団体略名  |
|-----------------------------------------------------|-------|
| American Montessori Society                         | AMS   |
| Association of Waldorf Schools of North America     | AWSNA |
| Canadian Accredited Independent Schools             | CAIS  |
| Connecticut Association of Independent Schools      | CAIS  |
| Council of British International Schools            | COBIS |
| Council of International Schools                    | CIS   |
| Educational Collaborative for International Schools | ECIS  |
| International Baccalaureate                         | IBO   |

### 5.1.5.3. 財務基盤

NEASC の活動資金は、認証手数料や会員校の支払う会費で賄われる<sup>136</sup>。インターナショナルスクールにおける認証評価に係る料金として、生徒 500 名の学校で 5 年間計 \$ 18,980 (USD) とその内訳が例示されている (認証手順に遅れがない場合。認証経路に関わらず、申請から 2 回目の認証サイクル開始までの費用を含む。2023 年の料金体系に基づく。)<sup>137</sup>。

- ・申請料 \$ 1,600
- ・基礎基準訪問 \$ 2,300
- ・準備訪問 (認証候補) \$ 2,900
- ・外部審査 (訪問チーム) (301-600 名) \$ 4,060
- ・4～5 年目の年会費 (年間 4,060 ドル) \$ 8,120

但し、訪問チームの査察訪問に関連する適切な旅費や宿泊費などは学校が負担する。

## 5.2. 認証に関わる評価手順

(要約)

NEASC では、認証評価を受ける際の参加資格として、インターナショナルスクールの場合、学校での指導とコミュニケーションの主要言語が英語であること、学校の国際性を示せること、等がある。

評価手順は、複数あるアプローチのうち、最も一般的な、ACE ラーニング・パスウェイの場合、「基礎基準」、「準備」、「内省」、「外部レビュー」と進む。新規認証の場合この手順は少なくとも約 3 年を要し、5 年ごとに再認証となる。

学校は「基礎基準」と「準備」の各段階で報告書を提出し NEASC の訪問を受ける。「基礎基準」では、所在国／地域の法的要件を満たしていることも確認される。「内省」段階は、学習コミュニティ全体が参加し、認証基準を基に 1 年間以上かけて自己評価を行う。「外部レビュー」段階は、NEASC の訪問チームが「内省」をレビューし、その結果から認証を決定する。学校は毎年、継続的改善についての年次報告書を提出する。

### 5.2.1. 対象の学校種・参加資格

認証評価の申込みは、学校種別に、公立学校、独立学校、国際教育(International Education)に分かれている。国際教育は、米国内及び米国外のインターナショナルスクールの認証を行っている<sup>138</sup>ため、以降、国際教育としての参加資格、認証手順、認証基準について記述する。インターナショナルスクールが認証を受ける際の条件<sup>139</sup>は以下のとおりである。

○学校での指導及びコミュニケーションの主要言語が英語であること。

NEASC は、認証校の生徒が世界中の同様の学校に転校(transfer)できたり、高校卒業後、英語を主要な教育媒体とするカレッジや大学に進学できることを期待しているため。

○国際的な市民を育成する使命、生徒やスタッフの属性(demographic)、課外活動(co-curricular experience)やプログラムを通じて、学校の国際性を示せること。

○カリキュラムの内容・設計・実施・評価において、米国及び国際教育のベストプラクティスを反映したカリキュラムを提供すること。

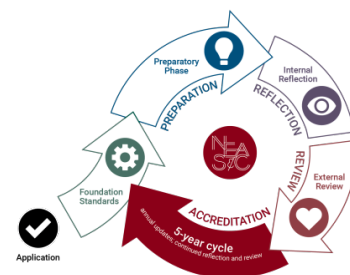
○学校は数年間の運営実績があること。

○米国外で運営されているか、または米国内のインターナショナルスクールであること。

### 5.2.2. 評価手順

NEASC では、学校の発展段階や個別のアプローチへのニーズに応じ、認証を受ける経路を複数設けており<sup>140</sup>、そのうち多くの学校で選ばれるアプローチである、ACE ラーニング・パスウェイ<sup>141</sup>を記述する。

新規申込みの学校の評価は遅延なく進んだ場合において約3年を要する。評価手順は申込み後の基礎基準(Foundation Standards)／適格性(Eligibility)の段階、準備(Preparatory)／候補段階(Candidate)の段階、自己学習(Self-Study)とも呼ばれる12～18ヶ月の内省(Internal Reflection)段階、これらを経て、最終的に学校の認証ステータスを決定する外部レビュー(External Review)に至る<sup>142</sup>。右図はNEASC が示す新規と再認証校の両方の手順イメージ<sup>143</sup>であり、5年ごとに再認証となることが示されている。



図表 N2. 評価手順とその主な内容<sup>144</sup>

| 評価手順                       | 評価手順の主な内容                                                                                                                          |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基礎基準(Foundation Standards) | 学校は適格と評価されるための徹底した基礎基準報告書と必要な証拠を提出する。この証拠には、所在国／地域の法的要件を満たしているかの資料も含まれる。NEASC の訪問(2～3日間、1～2名)を受け、認証経路について合意する。【適格(eligibility)を授与】 |
| 準備(Preparatory Phase)      | 学校は次の段階(内省)のための準備ができていることを示す <sup>145</sup> 準備報告書を提出し、NEASC の準備訪問を受け、内省段階についてのガイダンスを受ける。【認証候補の授与】                                  |
| 内省(Internal Reflection)    | 学校は、準備段階でのガイダンスに従い、1年間以上の内省を実施する。このプロセスは、ステークホルダーの意見を収集するための学習コミュニティ(※1)調査から始まる。                                                   |
| 外部レビュー(External Review)    | 学校は訪問チームのレビュー(5日以上)を受ける。訪問チームは学校の内省をレビューし、推奨と指導を含む詳細な報告書を作成する。作成した報告書は国際教育委員会など関係機関によりレビューされ、結果が決定される。【認証の授与】                      |
| 認証(Accreditation)          | NEASC の認証後、学校は継続的改善(5-year cycle)に入り、3～5年目に NEASC に年次報告書を提出し、基礎基準やその他の関連情報を報告する。                                                   |

※1: NEASC における「学習者」は、生徒のみを指すのではなく、関係する全ての大人を含む。そのため学習コミュニティには、教職員、保護者、学校幹部が含まれる。

「NEASC に沿った学校は、学習者のコミュニティによって特徴づけられると信じている。理想として、スタッフ、教員、保護者、幹部(board member)を含む全ての大人は子供たちと同

様に、絶えず学び、適応し、新しいことに挑戦している。また、組織自体も、コミュニティ全員によりよく奉仕するために、学び、内省し、改善している。NEASC は生徒だけでなく、全ての学習者を念頭に置いて認証評価に取組ことを奨励する。」<sup>146</sup>

### 5.3. 認証に関わる評価項目・認証基準

(要約)

NEASC のインターナショナルスクール向け評価項目には、6つの基礎基準と 10 の学習原則がある。基礎基準は「1. 学習構造」、「2. 組織構造」、「3. 健康、安全、セキュリティ」、「4. 財務、施設、リソース」、「5. 倫理的実践」、「6. 寄宿舍／寮」である。学習原則は「1. 学習目的」、「2. 学習の次元」、「3. 学習の証拠」、「4. 学習の視点」、「5. 学習者の自律性と関与」、「6. 研究、内省、行動」、「7. 包摂、多様性、公平性、帰属意識」、「8. 学習のためのガバナンスとリーダーシップ」、「9. 学習空間と時間」、「10. 学習コミュニティのウェルビーイング」である。

各基礎基準は指標と必要な証拠のセットで構成される。学習原則は、学校に対し、より現代的アプローチとしての学習と教授法への移行を促すものである。学校は裏付けとなる情報を提示し、基礎基準と学習原則の内容が効果的に行われているかについて評価を受ける。

#### 5.3.1. 認証に関わる評価項目

NEASC の認証に関わる評価項目には、コンプライアンス指向で達成的(transactional)な性質をもつ基礎基準(NEASC Foundation Standards)と、達成以上に変革をより重視する、意欲的内容である ACE 学習原則(ACE Learning Principles)がある<sup>147</sup>。

基礎基準には、以下の6つの基準がある<sup>148</sup>。

- ・基準1. 学習構造(Learning Structure)
- ・基準2. 組織構造(Organizational Structure)
- ・基準3. 健康、安全、セキュリティ(Health, Safety, and Security)
- ・基準4. 財務、施設、リソース(Finance, Facilities, and Resources)
- ・基準5. 倫理的実践(Ethical Practice)
- ・基準6. 寄宿舍／寮(Boarding/Residential) ※提供している場合

ACE 学習原則には、以下の 10 の原則がある<sup>149</sup>。

- ・原則1. 学習目的(Learning Purposes)
- ・原則2. 学習の次元(Dimensions of Learning)
- ・原則3. 学習の証拠(Evidence of Learning)
- ・原則4. 学習の視点(Learning Perspectives)
- ・原則5. 学習者の自律性と関与(Learner Autonomy and Engagement)
- ・原則6. 研究、内省、行動(Research, Reflection, and Action)
- ・原則7. 包摂、多様性、公平性、帰属意識  
(Inclusion, Diversity, Equity, and Belonging)
- ・原則8. 学習のためのガバナンスとリーダーシップ  
(Governance and Leadership for Learning)
- ・原則9. 学習空間と時間(Learning Space and Time)
- ・原則10. 学習コミュニティのウェルビーイング(Learning Community Wellbeing)

下表は基礎基準と ACE 学習原則の主な内容の構成である。基礎基準の一部は、その内容から本調査の分類上、細分化し採番している。例えば、「基準1.学習構造」は図表 N3 のように「1a.」と「1b.」に分け、その上で、「1a.」の基準内容を「団体基準の共通分類」の「学校／学習目的」に対応させている。

「団体基準の共通分類」は、本調査における4つの認証団体に共通的な評価項目と認証基準の分類であり、基準内容の整理・可視化の一助として設けており、各認証団体の評価項目・認証基準を対応づけ、その分類順で各認証団体の基準内容を記述している。

図表 N3. NEASC の基礎基準と ACE 学習原則の主な内容

| 団体基準の<br>共通分類 | 基礎基準と ACE 学習原則<br>【】は図表 N3 内の採番                            | 基準の主な内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校／学<br>習目的   | 基準 1. 学習構造【1a】<br><br>原則 1. 学習目的<br><br>原則 6. 研究、内省、行動     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校には、学校の目的と学習コミュニティとしての望ましい成果を記述した指針がある。(基準 1a)</li> <li>● 学習は、様々な状況で応用できる理解力、達成力、知識、態度を育成している。学習者は、複雑な実社会の問題に積極的に関わることで、責任ある成功したグローバル・シティズンとなっている。(原則 1)</li> <li>● 学習コミュニティは、最新の研究を用い、他の学習コミュニティと連携し、未来志向で全ての人の学習を改善している。(原則 6)</li> </ul>                                                   |
| 組織            | 基準 2. 組織構造【2a, 2c】<br><br>原則 8. 学習のためのガバナンスとリーダーシップ        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校は、定義された役割と責任を伴う明確なガバナンスとリーダーシップの構造を設定している。(基準 2a)</li> <li>● 方針の中に定義された期待は実施されており、それらの期待は実践の中に見出される。学校の組織構造の有効性と機能性を評価する仕組みがある。(基準 2c)</li> <li>● リーダーシップとガバナンスの役割は、学校の学習目標と整合し、学習者を支援するために、情報に基づいた分析、コミュニケーション、意思決定を可能にする体制として整理されている。</li> </ul>                                           |
| 教職員           | 基準 2. 組織構造【2b】                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 役割に適格(qualified)な教員とスタッフが配置されている。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 施設等リ<br>ソース   | 基準 4. 財務、施設、リソース<br><br>原則 9. 学習空間と時間                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校は、財務の健全性と経済的な持続可能性を確かにするための方針、実践、手続きを整備している。財務管理の原則は、学校の学習プログラムと目的を支援するために必要なリソース(人材、設備、施設)を提供するように設計されている(基準 4a)。学校施設は目的に適合している(基準 4b)。</li> <li>● 学習コミュニティは、物理的環境、仮想的な機会、時間を最適化して、全ての人の学習とウェルビーイングを支援している。(原則 9)</li> </ul>                                                                |
| 教育一カ<br>リキュラム | 基準 1. 学習構造【1b】                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての学年と学習内容(content)を対象とした書面によるカリキュラムがあり、学習者の目標、関連する評価方法、期待される教育実践が説明されている。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                          |
| 教育一学<br>習と指導  | 原則 2. 学習の次元<br><br>原則 4. 学習の視点<br><br>原則 5. 学習者の自律性に関与     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学習者は、創造的、倫理的、对人的、技術的、環境的、身体的、起業家的な体験への定期的な関わりを通じて成長している。学習者は、自身を超えて影響を与え得るアイデアを探究し、解決策を開発している。(原則 2)</li> <li>● 学習者に、深い学びを促す複雑で解決すべき問題、検討すべき事項、困難な課題に直面させ、学習者は複数の視点を考慮し、十分な情報を得た上でリスクを取ることができている。(原則 4)</li> <li>● 学習者は、年齢に応じた、目標志向の自律性を持ち、教室内外での助言に支えられて、十分な情報に基づいた選択を行っている。(原則 5)</li> </ul> |
| 教育一評<br>価     | 原則 3. 学習の証拠                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学習者は、自己認識、改善、習得を促すフィードバックと関わっている。学習者は、様々な形で、成長と発達を示している。(原則 3)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                      |
| 教育一他          | —                                                          | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| コミュニ<br>ティ    | 基準 5. 倫理的実践<br><br>原則 7. 包摂、多様性、公平性、帰属意識                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校は、従業員、学習者、保護者が公正、公平、倫理的に扱われるよう、確立された透明性の高い方針があり、実践している。</li> <li>● 学習コミュニティは、全ての学習者とコミュニティメンバーの多様なニーズ、アイデンティティ、関心を認める包摂的な文化である。(原則 7)</li> </ul>                                                                                                                                             |
| ウェルビー<br>イング  | 基準 3. 健康、安全、セキュリ<br>ティ<br><br>原則 10. 学習コミュニティ<br>のウェルビーイング | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学習環境は、学校コミュニティの全てのメンバーにとって健康的で、安全で、安心できるものである(基準 3a)。効果的で確立された方針と手続きが存在し、それに基づいて行動することで、児童、大人、訪問者を同様に保護する(基準 3b)。</li> <li>● 学習コミュニティは、全てのメンバーが成長できる健全な環境である。(原則 10)</li> </ul>                                                                                                                |

注:「基準 6. 寄宿舎／寮」は除く。

### 5.3.2. 認証基準(基礎基準:NEASC Foundation Standards)

NEASC の基礎基準には、各基準内容、基準の主要機能(key feature)、必要となる証拠(evidence)、指標(indicator)が示されている。下表では基準内容と必要となる証拠のうち必須のものを記述している。基礎基準の一部は、上述のとおり、その内容から本調査の分類上、細分化し採番し、「団体基準の共通分類」に対応させている。

図表 N4. 基礎基準の基準内容、必須の証拠 <sup>150</sup>

| 基礎基準名                 | 基礎基準の内容 ※図表 N3 の再掲                                                                                                                                                          | 主な証拠書類                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基準 1.<br>学習構造         | 1a. 学校には、学校の目的と学習コミュニティとしての望ましい成果を記述した指針がある。<br>1b. 全ての学年と学習内容(content)を対象とした書面によるカリキュラムがあり、学習者の目標、関連する評価方法、期待される教育実践が説明されている。                                              | ・学校の使命や学習の定義などを含むガイドライン<br>・学校全体のカリキュラム文書<br>・評価方針と手続き、言語方針と手続き、入学者受入方針と手続き                                                                                                                                                             |
| 基準 2.<br>組織構造         | 2a. 学校は、定義された役割と責任を伴う明確なガバナンスとリーダーシップの構造を設定している。<br><br>2b. 役割に適格(qualified)な教員とスタッフが配置されている。<br><br>2c. 方針の中に定義された期待は実施されており、それらの期待は実践の中に見出される。学校の組織構造の有効性と機能性を評価する仕組みがある。 | ・統治機関方針や内規など指針文書、統治機関のメンバー名と役割を記した名簿、組織図<br><br>・職務記述書<br>・教員リスト(現在の職位、資格(学術/産業)、教職年数、専門的訓練、英語の熟達レベル、国籍/その他の属性(demographic)<br>・教職員ハンドブック(faculty/instructor/staff)<br><br>・統治機関とスクールリーダーの評価手順、従業員の専門的成長と評価手順<br>・戦略的枠組み/学校行動計画(該当する場合) |
| 基準 3.<br>健康、安全、セキュリティ | 3a. 学習環境は、学校コミュニティ <sup>151</sup> の全てのメンバーにとって健康的で、安全で、安心できるものである。<br>3b. 効果的で確立された方針と手続きが存在し、それに基づいて行動することで、子供、大人、訪問者を同様に保護する。                                             | ・健康/医療の提供と施設<br><br>・安全保護(Safeguarding)方針/オンラインの安全に関する方針、緊急時対応と危機における手続き、地方条例(code)遵守文書、生徒とスタッフの倫理/行動規範、記録/データ保護方針                                                                                                                      |
| 基準 4.<br>財務、施設、リソース   | 4a. 学校は、財務の健全性と経済的な持続可能性を確かにするための方針、実践、手続きを整備している。財務管理の原則は、学校の学習プログラムと目的を支援するために必要なリソース(人材、設備、施設)を提供するように設計されている。<br>4b. 学校施設は目的に適合している。                                    | ・最新の監査済み財務諸表、キャッシュフロー計算書、現在と過去2年間の運営予算、財務概要-年次運営報告(NEASC-CIE 様式使用)、給与体系/その他報酬のガイドライン                                                                                                                                                    |
| 基準 5.<br>倫理的実践        | 学校は、従業員、学習者、保護者が公正、公平、倫理的に扱われるよう、確立された透明性の高い方針(policy)があり、実践している。                                                                                                           | ・教員/スタッフ向けハンドブック又は指針(guide)、生徒/保護者向けハンドブック又は指針、採用/継続雇用/解雇に関する方針と手続き、雇用契約書サンプル、懲戒方針と手続き、差別禁止方針                                                                                                                                           |

注: 基準6の寄宿舎/寮は除く。

### 5.3.3. 認証基準(ACE 学習原則: ACE Learning Principles)

ACE 学習原則は、学校に対し、より現代的アプローチとしての学習と教授法への移行を促す(invite)ものである。学習原則にはそれぞれ、学習原則の中核的な指針(statement)、その根拠、学習者への影響(通常、学習者における長期的な変容(transformational change)となる) <sup>152</sup>などが示されている。そのうち、学習原則の中核的な指針 <sup>153</sup>と、指針を補足する上で、根拠の一部を記述する。

#### 5.3.3.1. 共通分類—目的

学校の目的に関連して、「学習原則1. 学習目的」と「学習原則6. 研究、反省、行動」がある。

#### 学習原則1. 学習目的(Learning Purposes)

学習は、様々な状況で応用できる理解力、達成力(コンピタンス)、知識、態度を育成している。学習者は、複雑な実社会の問題に積極的に関わることで、責任ある成功したグローバル・シティズンとなっている。

#### 学習原則6. 研究、内省、行動(Research, Reflection, and Action)

学習コミュニティは、最新(current)の研究を適用し、他の学習コミュニティと連携し、未来志向で全ての人の学習を改善している。

なお、図表 N3 のとおり、学習目的については、基礎基準1【1a】でも評価される。

### 5.3.2.2. 共通分類—組織

学校組織に関連して、「学習原則8.学習のためのガバナンスとリーダーシップ」がある。

#### 学習原則8. 学習のためのガバナンスとリーダーシップ (Governance and Leadership for Learning)

リーダーシップとガバナンスの役割は、学校の学習目標と整合し、共通の使命を通じて一つとなり、学習者を支援する上で、情報に基づいた分析、コミュニケーション、意思決定を可能にする、よく整合した体制として整理されている。

なお、図表 N3 のとおり、組織については、基礎基準2【2a,2c】でも評価される。

### 5.3.2.3. 共通分類—施設等リソース

学校の施設等リソースに関連して、「学習原則9:学習空間と時間」がある。

#### 学習原則9. 学習空間と時間(Learning Space and Time)

学習コミュニティは、物理的環境、仮想的な機会、時間を最適化して、全ての人の学習とウェルビーイングを支援している。

その根拠の一つとして、「学習は、様々な方法、空間、時間で構成(organize)され、行われる。空間と時間に柔軟性を持たせることで、学習者の自律性とセルフナビゲーションがより高まる。」<sup>154</sup>とある。

なお、図表 N3 のとおり、施設等リソースについては、基礎基準4でも評価される。

### 5.3.2.4. 共通分類—教育—学習と指導

学校の学習と指導に関連して、「学習原則2. 学習の次元」と「学習原則4. 学習の視点」と「学習原則5. 学習者の自律性と関与」がある。

#### 学習原則2. 学習の次元(Dimensions of Learning)

学習者は、創造的、倫理的、対人的、技術的、環境的、身体的、起業家的な体験への定期的な関わりを通じて成長している。学習者は、自身を超えて影響を与える可能性のあるアイデアを探究し、解決策を開発している。

#### 学習原則4. 学習の視点(Learning Perspectives)

学習者は、深い学びを促す複雑な解決すべき問題(problems)、検討すべき事項(challenges)、困難な課題(issues)に直面している。学習者は複数の視点を考慮し、十分な情報を得た上でリスクを取っている。

#### 学習原則5. 学習者の自律性と関与(Learner Autonomy and Engagement)

学習者は、学習に対して年齢に応じた、目標志向の自律性を持ち、教室内外での助言(guidance)に支えられて、十分な情報に基づいた選択を行っている。

### 5.3.2.5. 共通分類—教育—評価

教育の評価に関連して、「学習原則3. 学習の証拠」がある。

### 学習原則3. 学習の証拠(Evidence of Learning)

学習者は、自己認識、改善、習得を促すフィードバックと関わっている。学習者は、様々な形で、成長と発達を示している。

その根拠の一つとして、「評価が成長を生み出すためには、学習者は、個人的な目標に沿った継続的な形成的フィードバックを必要とする。学習者は何が評価されるかについて明確である必要があり、作業の成果物における「質」がどのようなものかを知る必要がある。」<sup>155</sup>とある。

#### 5.3.2.6. 共通分類—教育—他

教育に関連して他に、該当する基礎基準や学習原則はない。

#### 5.3.2.7. 共通分類—コミュニティ

コミュニティに関連して、「学習原則7. 包摂、多様性、公平性、帰属意識」がある。

学習原則7. 包摂、多様性、公平性、帰属意識  
(Inclusion, Diversity, Equity, and Belonging)

学習コミュニティは、全ての学習者とコミュニティメンバーの多様なニーズ、アイデンティティ、関心を認め、積極的に称賛し対処する包摂的な文化を示している。異なる視点や意見は、情報に基づいたコミュニティを追求する中で、歓迎され受容されている。

なお、図表 N3 のとおり、コミュニティについては、基礎基準5でも評価される。

#### 5.3.2.8. 共通分類—ウェルビーイング

ウェルビーイングに関連して、「学習原則 10. 学習コミュニティのウェルビーイング」がある。

学習原則 10. 学習コミュニティのウェルビーイング(Learning Community Wellbeing)

学習コミュニティは、全てのメンバーが成長できる健全な環境である。尊重し合い、健全で、倫理的で、誠実な人間関係が、真の共同体意識を生み出している。コミュニティの価値観は明確に表され、積極的に実践され、明確で持続的なアイデンティティが定義されている。

なお、図表 N3 のとおり、ウェルビーイングについては、基礎基準3でも評価される。

## 5.4. 各国／州の学校教育制度と認証制度との関係

(要約)

米国は州によって学校教育制度が異なるため、NEASC が本部を置き、米国内で認証校が最も多いマサチューセッツ州の学校教育制度と認証制度との関係について記載する。

マサチューセッツ州教育省は中等教育の公立・私立学校に対して認証評価を行わない。NEASC は州教育省 HP に認証団体として個別に掲載され、州における認証を行う第一の機関となっている。また、州教育省は、地域の公立学校と同等の運営や指導のレベルと見なされた場合に私立学校を承認するとしつつも、私立学校に対する規制は限定的である。そのため、NEASC の認証を得ることはインターナショナルスクールにとって学校の教育と運営の質が信頼に足ることを対外的に示す方法の一つとなっている。NEASC はまた、米国国務省が後援する学校を認証する4つの地域アクレディターの1つとしても認められている。

### 5.4.1. 米国／マサチューセッツ州の学校教育制度

米国では教育制度は州の専管事項とされ、各州が州憲法に基づき独自に定める。NEASC が本部を置くマサチューセッツ州において、マサチューセッツ州教育省(Massachusetts Department of Education。以降、「DOE」と記述する。)の初等中等教育局(Massachusetts Department of Elementary and Secondary Education。以降、「DESE」と記述する。)は公立学校を管轄<sup>156</sup>している一方で、私立学校に対する規制は限定的である。

下表は、マサチューセッツ州一般法など初等中等教育の私立学校に係る主な法規等を抜粋している。私立学校は、地域の公立学校と同等の運営や指導のレベルと見なされた場合に承認される。認証

は任意である。

図表 N5. 私立学校に係る法規等の主な内容

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校運営許可<br>(Permission to Operate) | ・NEASC には、私立学校の認証プログラムがある。但し、認証を受けることは任意である <sup>157</sup> 。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                                   | 学校の登録は必須(requirement)である <sup>158</sup> 。<br>・私立学校は、州や地域当局から独立して運営されている。但し、障害のある生徒を対象とするプログラムなどの一部は州法の規制の対象となる。ほとんどの私立学校は、ディレクトリ <sup>159</sup> に校長の名前、住所、連絡先が記載されている <sup>160</sup> 。<br>・全ての私立学校は、義務教育年齢の子供が入学または登録された後 30 日以内に、その氏名、年齢、居住地を、居住地の教育長に報告しなければならない(州一般法第 72 章 § 2) <sup>161</sup> 。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                   | 承認(approval)は必須(mandatory)である <sup>162</sup> 。<br>・マサチューセッツ州の義務教育就学年齢(6～16 歳)の生徒を教育するためには、私立学校は、学校が所在する市や町の学校委員会(school committee)の承認を得なければならない。学校委員会は、法律で要求される全ての学習の指導において、同じ町にある公立学校と同等の完全性と効率性、進捗(progress)を有すると確信した場合に、私立学校を承認するものとする。(州一般法第 76 章 § 1)<br>・学校委員会の承認責任に加え、DESE は、州一般法第 71B 章 § 10 に基づき、障害のある州の子供に対して、公費でサービスを提供する私立特殊教育学校の承認責任がある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                   | ・免許(licensing)は交付しない <sup>163</sup> 。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| カリキュラム                            | ・私立学校が教えるべき義務のある科目はない <sup>164</sup> 。但し、DESE は、私立学校の指導の「完全性と効率性」を測る基準のガイドラインとして、数学、科学技術、歴史と社会科学、英語、外国語、芸術、体育を提供されるカリキュラムとしてサンプルに挙げている <sup>165</sup> 。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 教員資格                              | ・州の方針は存在しない <sup>166</sup> 。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 健康と安全                             | ・DESE は、私立学校の指導の「完全性と効率性」を測る基準のガイドラインとして、物理的設備／安全性の証拠(火災検査、安全検査など)があること等が挙げている <sup>167</sup> 。<br>・私立学校の校長または最高管理者は、少なくとも3年に1回、学校の現職または候補の従業員やボランティアで「学校関連の交通手段を定期的に提供している個人を含め、子供と直接かつ監視なしで接触する可能性のある者」について、刑事司法情報サービス部門から入手可能な全ての犯罪者記録情報を取得しなければならない。また、従業員について州及び国の指紋によるチェックを取得しなければならない。ボランティアの指紋チェックについては、各学校の裁量に委ねられる。(州一般法第 71 章 § 38R) <sup>168</sup><br>・私立学校の教員は、18 歳未満の子供が虐待またはネグレクトにより身体的または精神的傷害を受けていると信じるに足る合理的な理由がある場合、その状況を州当局または学校管理者に直ちに報告する義務があり、学校管理者は州当局に通知する責任がある。(州一般法第 119 章 § § 21 及び 51A) <sup>169</sup><br>・各中等教育機関は、学校が生徒にいじめの禁止を知らせ、いじめの首謀者及び参加者に対する懲戒方針を適用(adopt)して周知したことを証明する報告書を少なくとも年に1回教育委員会に提出しなければならない。(州一般法第 269 章 § 19) <sup>170</sup> 。 |

## 5.4.2. 米国／マサチューセッツ州の学校認証制度

### 5.4.2.1. 学校認証制度と NEASC の位置付け

連邦教育省は初等中等教育を対象とした認証制度に直接的に関与していない。「米国では認証は、非政府機関によって進められる自発的(voluntary)プロセスである。連邦政府・州政府ともに、認証を教育機関とそのプログラムの正当性を確かにする仕組みとして認め(recognize)ている。」<sup>171</sup>と NEASC は述べている。

NEASC は非営利、非政府組織として、会員の利益を最優先とし、政府と法的またはビジネス上の関係を持っていないが、連邦教育省によって認証機関として認められている<sup>172</sup>。また、駐在員や民間

企業の子弟のための海外の学校に対しては、米国国務省(U.S. Department of State)の海外学校局(Office of Oversea Schools)が管轄しており、NEASC の認証を公式に認めている<sup>173</sup>。

マサチューセッツ州においては、上表のとおり認証は任意であり、DESE は公立<sup>174</sup>・私立学校ともに認証を行わない。NEASC は認証団体の一つとして、DESE の HP に個別の記述があり、学校の認証を行う代表的機関である。

#### 5.4.2.2. 学校認証制度の効果

認証を受けることの第一義的效果は 5.1.4 項の目的に記述のとおり、学校全体にとって有意義で継続的な改善と成長のプロセスが提供されることである。加えて、認証校になることの効果として、次の記述がある<sup>175</sup>。

NEASC による認証は、学校が高い国際基準を満たしていることと、米国で最も歴史のある認証機関の公式認証の両方を示し、このステータスは、世界の国際教育の政府当局(education ministry)と中等教育後の教育機関(post-secondary institution)に不可欠と考えられている。

NEASC は厳密には学校を認証するものであり、修了書(diploma)を認証するものではないが、学校が NEASC の認証ステータスを全ての当事者と共有し、生徒の修了書や成績証明書を含む関連書類に記載することを奨励している。特に、アメリカ式の4年制高校プログラムを提供する学校は、NEASC 認証を取得し、維持することを奨励する。

これらのことから、NEASC 認証の効果は、学校が保護者や生徒から学校を選択される上で、重要なものとなっていると考えられる。

なお、米国では、初等中等教育の全ての段階を通じて、「修了(卒業)(graduation)」という場合、通常ハイスクール修了(卒業)」を意味し<sup>176</sup>、日本と異なり、前期中等教育機関と後期中等教育機関は接続されている。

<sup>121</sup> NEASC HP. <https://www.neasc.org/about>

<sup>122</sup> NEASC HP. "School Directory". <https://www.neasc.org/school-directory>. 「Accredited」のみ抽出

<sup>123</sup> Wikipedia. [https://en.wikipedia.org/wiki/New\\_England\\_Association\\_of\\_Schools\\_and\\_Colleges](https://en.wikipedia.org/wiki/New_England_Association_of_Schools_and_Colleges)

<sup>124</sup> NEASC HP. "Our Story". <https://www.neasc.org/our-story>

<sup>125</sup> NEASC. "Accreditation Pathways for International Schools". 2022. p.1

<sup>126</sup> 大野裕己. アメリカにおける学校認証評価の現代的展開. 浜田博文編著. 東信堂. 2014. p.20

<sup>127</sup> NEASC HP. "Our Story". "NEASC and NECHE: Separate organizations, common goals". <https://www.neasc.org/our-story>

<sup>128</sup> NEASC HP. "Mission". <https://www.neasc.org/mission>

<sup>129</sup> 本調査は、「1.1. 調査の目的」に記述のとおり、中等教育を取り扱うことから、本認証団体に係る以降において、固有の文脈や特に記述のない限り、「student」は「生徒」と訳す。

<sup>130</sup> NEASC HP. "Our Story". <https://www.neasc.org/our-story>

<sup>131</sup> NEASC HP. "The NEASC Team". <https://www.neasc.org/neasc-team>

<sup>132</sup> NEASC HP. "Commission Members - International Schools". <https://www.neasc.org/commission-members-international>

<sup>133</sup> 国際カリキュラム研究会. 「平成 14 年度文部科学省「外国人教育に関する調査研究」委託研究報告書、インターナショナルスクールに係る評価機関の調査研究」. 2003. p.153

<sup>134</sup> NEASC HP. "Volunteers / Visiting Teams". <https://www.neasc.org/our-volunteers>

<sup>135</sup> NEASC HP. "Partnershipshttps". <https://www.neasc.org/partnerships-affiliations>

<sup>136</sup> 国際カリキュラム研究会. 「平成 14 年度文部科学省「外国人教育に関する調査研究」委託研究報告書、インターナショナルスクールに係る評価機関の調査研究」. 2003. p.153

<sup>137</sup> NEASC HP. "How much should we budget for NEASC accreditation?". <https://www.neasc.org/questions-international>

<sup>138</sup> NEASC HP. <https://www.neasc.org/>

<sup>139</sup> NEASC HP. "Become Accredited". "Step 1 - Review eligibility requirements".

<https://www.neasc.org/become-accredited#international>

<sup>140</sup> NEASC HP. "Pathways to Accreditation - International Education". <https://www.neasc.org/pathways-international>

<sup>141</sup> NEASC HP. "What are the pathways available to receive NEASC accreditation?".

<https://www.neasc.org/questions-international>

<sup>142</sup> NEASC HP. "How long does it take to become accredited by NEASC?". <https://www.neasc.org/questions-international>

<sup>143</sup> NEASC HP. "What is the sequence of the accreditation cycle?". <https://www.neasc.org/questions-international>

<sup>144</sup> NEASC. "Accreditation Pathways for International Schools". 2022. p.2

<sup>145</sup> NEASC HP. "Preparatory Phase". <https://www.neasc.org/preparatory-phase-international>

- 146 NEASC HP. “What do you mean by “learners”? Is it only students?”. <https://www.neasc.org/questions-international>
- 147 NEASC HP. “Pathways to Accreditation - International Education”. <https://www.neasc.org/ace-learning-principles>
- 148 NEASC HP. “Foundation Standards”. <https://www.neasc.org/foundation-standards-international>
- 149 NEASC HP. “Learning Principles ACE 2.0”. <https://www.neasc.org/ace-learning-principles>
- 150 NEASC. “Quick Reference to the Foundation Standards Evidence and Indicators”. 2023. pp.2-11
- 151 学習コミュニティではなく、元資料の記述「school community」のとおりとしている。
- 152 NEASC. “ACE LEARNING GUIDE and ECOSYSTEM 2.0”. 2024. p.35
- 153 NEASC HP. “Learning Principles ACE 2.0”. <https://www.neasc.org/ace-learning-principles>
- 154 NEASC. “ACE LEARNING GUIDE and ECOSYSTEM 2.0”. 2024. p.53
- 155 Ibid., p.41
- 156 DESE HP. “Massachusetts Department of Elementary and Secondary Education.Commissioner’s Office”. <https://www.doe.mass.edu/commissioner/>
- 157 DESE HP. “Advisory on Approval of Massachusetts Private Schools Pursuant to Mass. Gen. Laws c.76, §1”. 及び、“Frequently Asked Questions and Answers 1”.<https://www.doe.mass.edu/lawsregs/advisory/100207privateschool.html>(最終更新日 2007-10-2)
- 158 米国教育省 HP. “Massachusetts State Regulations”. “Accreditation, Registration, Licensing, and Approval”. <https://www2.ed.gov/about/inits/ed/non-public-education/regulation-map/massachusetts.html>(最終更新日 2016-11-16)
- 159 DESE HP. “Directories” <https://profiles.doe.mass.edu/search/search.aspx?leftNavId=11238>
- 160 DESE HP. <https://profiles.doe.mass.edu/profiles/general.aspx?topNavId=10001&orgcode=03300805&orgtypecode=11&leftNavId=10003&>
- 161 DESE HP. “NOTIFICATION OF NEW PRIVATE SCHOOL”. <https://www.doe.mass.edu/infoservices/data/diradmin/new-private.docx>
- 162 米国教育省 HP. “Massachusetts State Regulations”. <https://www2.ed.gov/about/inits/ed/non-public-education/regulation-map/massachusetts.html>(最終更新日 2016-11-16)
- 163 米国教育省 HP. “Massachusetts State Regulations”. “Curriculum”. <https://www2.ed.gov/about/inits/ed/non-public-education/regulation-map/massachusetts.html>(最終更新日 2016-11-16)
- 164 Ibid., “Accreditation, Registration, Licensing, and Approval”
- 165 DESE. “Advisory on Approval of Massachusetts Private Schools Pursuant to Mass. Gen. Laws c.76, §1 “. ” Sample Criteria for Approval of a Private School by a School Committee“
- 166 米国教育省 HP. “Massachusetts State Regulations”. “Teacher Certification”. <https://www2.ed.gov/about/inits/ed/non-public-education/regulation-map/massachusetts.html>(最終更新日 2016-11-16)
- 167 DESE. “Advisory on Approval of Massachusetts Private Schools Pursuant to Mass. Gen. Laws c.76, §1 “. ” Sample Criteria for Approval of a Private School by a School Committee“
- 168 米国教育省 HP. “Massachusetts State Regulations”. “Health and Safety Requirements”. <https://www2.ed.gov/about/inits/ed/non-public-education/regulation-map/massachusetts.html>(最終更新日 2016-11-16)
- 169 Ibid.
- 170 Ibid.
- 171 NEASC HP. “Can an institution in the US be accredited by the government?”. <https://www.neasc.org/faq>
- 172 Ibid., “Is NEASC a part of the US Department of Education?”.
- 173 Ibid.
- 174 浜田博文. アメリカにおける学校認証評価の現代的展開. 浜田博文編著. 東信堂. 2014, p.92. この資料の表中のマサチューセッツ州・認証評価の項目において、「州の法規定及び州初等中等教育省ウェブサイト確認の限りでは、州認証評価制度の存在を確認できない」とある。
- 175 NEASC HP. “Questions and Answers - International School Accreditation”. “What should we know before offering a US-style high school diploma?”. <https://www.neasc.org/faq>
- 176 文部科学省. 諸外国の初等中等教育. 明石書店. 2016. p.68

## 6. COBIS

COBIS(Council of British International Schools):英国インターナショナルスクール協議会

### 6.1. 認証団体の組織概要

(要約)

COBIS は、主に英国外の英国学校(2歳から 18 歳まで)を対象とし、学校改善のための認証などの会員校への支援を行う。英国ロンドンに本部を置き、世界 80 か国以上の 290 校以上が会員である。

組織の目的は、会員を支援し英国内外において特に政府、教育当局、教育団体に対して、会員の利益を代表すること、会員校に認証を通じて最高水準の品質保証を提供すること等である。1989 年設立の非営利法人で、理事会はインターナショナルスクールの校長や政府関係者、教育専門家で構成している。

#### 6.1.1. 認証団体の概要・会員数

COBIS(Council of British International Schools)は、英国のロンドンに本部を置き、主に英国外の英国学校<sup>177</sup>(2歳から 18 歳まで<sup>178</sup>)を対象に、学校改善のための認証などを行う。

会員校は世界 80 か国以上にあり、地域別には、ヨーロッパ 103 校、中東 82 校、アジア 58 校、アフリカ 42 校、アメリカ 10 校の計 295 校である<sup>179</sup>。国別には例えば、英国 7 校、日本 3 校、韓国 2 校、米国 1 校が確認できる<sup>180</sup>。

#### 6.1.2. 沿革

1989 年に、ディック・パントリン卿(Sir Dick Pantlin CBE)によって、高品質の教育を提供する学校のネットワークを形成するために、Council of British Independent Schools in the European Communities (COBISEC)との名称で設立された。ディック・パントリン卿は、1969 年にベルギーにインターナショナルスクールである、ブリュッセル英国学校(British School of Brussels)を設立<sup>181</sup>するなど、英国の国際教育に貢献した人物である。

その後、COBISEC の活動が西ヨーロッパ地域から世界に広がり、2010 年に COBIS と改名した<sup>182</sup>。

#### 6.1.3. 目的

COBIS の使命(mission)は、学校と生徒(student<sup>183</sup>)の成長を支援するため、学校改善に深くコミットして活動し、会員<sup>184</sup>を支援し代表して世界水準の英国教育を輸出し、そのグローバルな成長を促進するために存在する<sup>185</sup>とある。

COBIS の第一の目的(aim)<sup>186</sup>は、会員を支援し、英国内外において、特に政府・教育当局・教育団体に対して、会員の利益を代表することである。英国外の英国学校や、教育リソース・製品・サービスを輸出する営利団体の利益を促進する。また、ビジネス・通商省及び教育省と緊密に連携している。

業務内容は以下<sup>187</sup>のとおりである。

- ・会員の利益を代表し会員に代わって、政府・教育当局・教育団体に対して働きかける(lobbying)。
- ・認証(Patron's Accreditation)とコンプライアンス(Compliance)により、最高水準の品質保証を提供する。
- ・専門学習と CPD(Continuing Professional Development:継続的専門能力開発)コースを通じてキャリア向上の機会を提供する。
- ・世界中の会員向けに、オンラインと対面の両方でネットワーキングの機会を提供する。
- ・全ての年齢の生徒を対象に、学校間競技会やイベントを開催する。
- ・優れた児童保護とより安全な採用基準を促進し維持するためのリソースを提供する。

#### 6.1.4. 組織体制・財務基盤

COBIS は英国の企業登記において、株式資本のない保証有限会社(Private company limited by guarantee without share capital)とある<sup>188</sup>。保証有限会社は、商事会社以外の団体や慈善団体に使用されることが多い<sup>189</sup>形態であり、非営利ベースで運営<sup>190</sup>される組織である。

理事会(Board)は、インターナショナルスクールの校長や政府関係者、教育専門家で構成され、団体 HP には 12 名が、経営陣(Executive Team)は、20 名が掲載されている<sup>191</sup>。

学校への認証評価は、200 名を超える COBIS の訓練を受けたリード改善パートナーとピア認証者で行われる。リード改善パートナー(LIP:Lead Improvement Partner。以降、「LIP」と記述する。)は、質の高い学校の元／現在の上級リーダーであり豊富な国際経験を持つ<sup>192</sup>。ピア認証者は教員資格を有し、学習観察とフィードバック提供の実践経験を持つ中級／上級リーダー職に就いている等の条件を満たしている必要がある。ピア認証者はボランティアであり、旅費、宿泊費、経費は訪問先の学校が負担する<sup>193</sup>。

下表<sup>194</sup>は認証に関する費用である。初等教育と中等教育を行う学校の場合、セクション数は2つとなる。

図表 Co1. 認証関係の主な費用(2023 年9月1日時点)

|                                 |         |
|---------------------------------|---------|
| ・会員申請料                          | £342    |
| ・コンプライアンス評価(基本料金-1セクション)        | £6,001  |
| ・コンプライアンス評価(追加セクションごとの追加料金)     | £1,087  |
| ・認証評価(基本料金-1セクション)              | £10,915 |
| ・認証評価(追加セクションごとの追加料金)           | £2,725  |
| *すべて付加価値税が適用される。寄宿舎がある場合は加算される。 |         |

## 6.2. 認証に関わる評価手順

(要約)

COBIS では、認証評価を受ける際の参加資格として、カリキュラムが英国または英国のインターナショナルスクールで認められるものであること、所在国の法律に従うこと、等がある。

評価手順は、「学校訪問前の支援」、「学校訪問」、「訪問後の結果検討」、「継続フォロー」と進み、5 年ごとに再評価となる。学校訪問前の支援では、COBIS は学校担当の LIP を決め、認証基準に照らした証拠提出の指導等、学校訪問に向けた支援を行う。学校訪問では、3日間の訪問において、コンプライアンス基準や認証基準を満たしているかについて学校を観察等し評価する。訪問後の結果検討では、訪問後6週間以内に、認証チームの報告、質保証委員会の審査、理事会の承認が行われ、学校はその検討結果を受け取る。継続フォローでは改善勧告に対する進捗状況を毎年確認する。

### 6.2.1. 対象の学校種・参加資格

対象の学校種は 6.1.1 項に記述のとおり、幼児教育から中等教育である。COBIS の認証評価を受けるに当たり、以下の条件がある。

- ・学校が最低6か月間運営されている必要がある。(但し、学校がまだ運営されていない場合は、「暫定学校」のステータスを申請でき、運営開始後 12 か月以内に COBIS またはその他の認証団体による品質保証を受ける必要がある<sup>195</sup>。
- ・カリキュラムは、英国または英国のインターナショナルスクールで認められるもの(ナショナルカリキュラム、IB、IPC など)が基本となる<sup>196</sup>。
- ・所在国の法律に従うこと<sup>197</sup>。

COBIS の認証評価には、コンプライアンス(Compliance。以降、「コンプライアンス基準」と記述する。)と、パトロン認証(Patron's Accreditation。以降、「COBIS 認証基準または認証基準」と記述する。)がある。コンプライアンス基準は、生徒の安全に関する必須事項に重点を置いており、この基準を満たすと「COBIS 会員(コンプライアンス)」のステータスとなる。COBIS 認証基準を満たすと「COBIS 認証会員」のステータスとなり認証校となる<sup>198</sup>。

また、認証パートナーである BSO(British School Overseas)認証機関、CIS、ISI (Independent School Inspectorate)、NEASC、WASC の認証評価を通じて、認証校となることもできる。その際は、評価結果や COBIS 書式の学校開発計画等を提出し審査を経て理事会で承認される。BSO 認証機関と ISI 以外は、英国の教育理念と価値観へのコミットメントも必要である<sup>199</sup>。BSO 認証機関と ISI の概略については、6.4.2.1 項に記述している。

以降では、「COBIS 会員(コンプライアンス)」と「COBIS 認証会員」ステータスを得るための、認証評価について記述する。

## 6.2.2. 評価手順

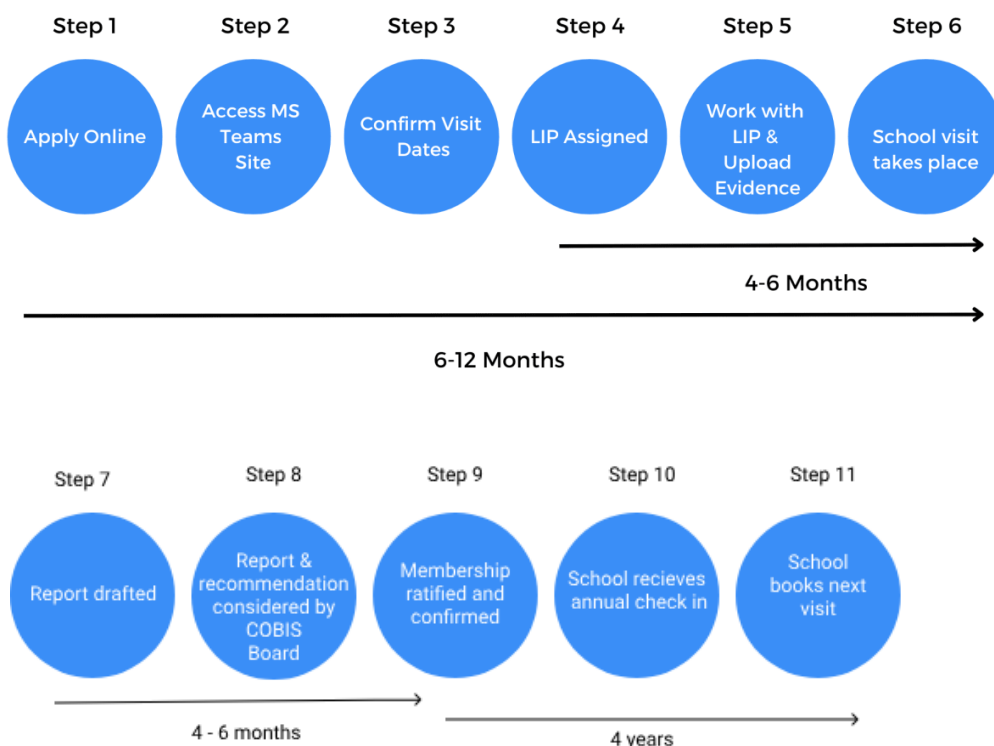
評価手順は、学校訪問前の支援、学校訪問、訪問後の結果検討、継続フォローと進み、5年後に再評価となる。

図表 Co2. 評価手順とその主な内容 <sup>200</sup>

| 評価手順                             | 評価手順の主な内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校訪問<br>前の支援<br>(pre-<br>visit)  | <p>認証申込を受けた後、その学校を担当する LIP を決め、認証基準に照らした証拠提出の指導等、学校訪問に向けた支援を行う。</p> <p>(訪問6～12 か月前)</p> <p>Step1: 学校は、オンライン申請し、認証費用を全額支払う。</p> <p>Step2: 学校は、所定のフォームから、概要情報と自己評価を提出する。</p> <p>Step3: COBIS は、学校と訪問日程を調整する。</p> <p>(訪問4～6 か月前)</p> <p>Step4: 訪問日程合意の後、COBIS は学校を担当する LIP を決め、コンプライアンス／認証基準に照らした証拠提出プロセスを指導(guide)する。</p> <p>Step5: 学校は、LIP との対話を通じて、コンプライアンス／認証基準への自己評価と証拠を提出する <sup>201</sup>。LIP は、訪問前に面接やビデオ会議等を行い、校長と合意した重点分野を網羅する訪問スケジュールを立てる。</p> |
| 学校訪問                             | <p>Step6:</p> <p>3日間の学校訪問を行い、コンプライアンス基準や認証基準を満たしているかについて、学校を訪問し評価(validate)する。COBIS 会員(コンプライアンス)ステータスを得るための評価は、LIP の他1名が、COBIS 認証会員ステータスを得るための評価は、LIP とピア認証者チームが、学校を訪問する。 <sup>202</sup></p>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 訪問後の<br>結果検討<br>(post-<br>visit) | <p>訪問後6週間以内に、認証チームの報告、質保証委員会の審査、理事会の承認が行われ、学校はその検討結果を受け取る。</p> <p>Step7: 訪問調査終了後、認証チームは会員ステータスの推薦を含む報告書案を作成する。</p> <p>Step8: 報告書と会員ステータスの推薦が品質保証委員会で審査され、理事会で承認される。</p> <p>Step9: 学校訪問から4～6週間以内に、会員ステータスに関連する書類と詳細な報告書が送付される。</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| 継続フォ<br>ロー                       | <p>LIP は、1年及び3年ごとにレビュー会議を開催し、改善勧告に対する進捗状況を確認する。5年ごとに再評価となる。</p> <p>Step10: LIP は1年ごと及び3年ごとにレビュー会議を開催し、改善勧告に対する進捗状況を確認する。Step11: 訪問調査から4年後、COBIS は次回の訪問調査の日程を1年前に通知する。4年後、次回の訪問の予定を通知する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                            |

なお、COBIS は認証評価について、学校から提出された証拠の検証(validate)に基づいており、検査制度(an inspection regime)ではなく、5年サイクルの双方向的なプロセスであり、協力的な対話を通じて、確固たる専門的関係と永続的なパートナーシップを築くものである <sup>203</sup>、と記述している。学校がコンプライアンス基準を満たさなかった場合は、認証チームは学校と合意した期限内での具体的な行動を記した行動計画を作成し、LIP はこの期間、継続して支援する <sup>204</sup>。

評価手順(ステップごと)の図 <sup>205</sup>



## 6.3. 認証に関わる評価項目・認証基準

(要約)

COBIS の評価項目には、「1. 安全保護と安全な採用」、「2. 生徒の福利厚生」、「3. 施設」、「4. ガバナンス」、「5. 理念と価値観」、「6. 寄宿舍」、「7. 学習と指導」、「8. 学校におけるリーダーシップ」、「9. コミュニケーション」、「10. 課外活動、エンリッチメント、エンゲージメント」の 10 の基準がある。1～6はコンプライアンス基準であり、認証校となるには7～10 の COBIS 認証基準を含めた 10 全ての基準を満たす必要がある。

10 の基準には、更に複数の基準が設定されており、それぞれの基準を満たしていることを示す複数の証拠が提示されている。

### 6.3.1. 認証に関わる評価項目

COBIS の認証評価は、前述 6.1.3 項に記述の COBIS の目的のうち「認証とコンプライアンスにより、最高水準の品質保証を提供する。」「優れた児童保護とより安全な採用基準を促進し維持するためのリソースを提供する。」に対応する。各学校との協力とパートナーシップに基づき、学校改善に根ざし、また、英国及び国際的なベストプラクティスを参考にしている <sup>206</sup>。

COBIS の評価項目には以下 <sup>207</sup>のとおり、コンプライアンス基準として基準1～6、COBIS 認証基準としてコンプライアンス基準に加えて、基準7～10 の基準がある。認証校となるには1～10 全ての基準を満たす必要がある。1～10 の基準には、更に複数の基準が設定されている。

#### ●コンプライアンス基準

基準1: 安全保護と安全な採用(Safeguarding and Safer Recruitment)

基準2: 生徒の福利厚生(Student Welfare)

基準3: 施設(Facilities)

基準4: ガバナンス(Governance)

基準5: 理念と価値観(Ethos and Values)

基準6: 寄宿舍(Boarding) ※該当する場合

●COBIS 認証基準(コンプライアンス基準1～6を含む。)

基準7: 学習と指導(Learning and Teaching)

基準8: 学校におけるリーダーシップ(Leadership in the School)

基準9: コミュニケーション(Communication)

基準10: 課外活動、エンリッチメント、エンゲージメント

(Extra-Curricular, Enrichment and Engagement)

下表は評価項目と認証基準と基準の主な内容の構成である。上述の基準1～10を「評価項目」列に、各基準に設定の複数基準を「COBIS 基準」列に記述している。

例えば、「基準1: 安全保護と安全な採用」には基準1Aと基準1Bの2つの基準があり、それらを「団体基準の共通分類」である「教職員」に対応させている。

「団体基準の共通分類」は、本調査における4つの認証団体に共通的な評価項目・認証基準の分類であり、基準内容の整理・可視化の一助として設けており、各認証団体の評価項目・認証基準を対応づけ、その分類順で各認証団体の基準内容を記述している。

図表 Co3. COBIS の評価項目・認証基準と基準の主な内容

| 団体基準の<br>共通分類 | COBIS 評価項目<br>※10の基準 | COBIS<br>基準 | 基準の主な内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------|----------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校／学<br>習目的   | 5. 理念と価値観            | 5A          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 英国の教育理念と価値観は、学習と学習者の資質向上に向けた総合的アプローチの核である。(5A)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 組織            | 4. ガバナンス             | 4A～4F       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全てのガバナーとプロプリエーター(proprietor)は、若者に接する大人としての全ての要件を満たしており、学校内の安全保護を強化している。(4A)</li> <li>● ガバナー／プロプリエーターが利益に関して登録し、利益相反を管理するための対策を講じている。(4B)</li> <li>● ガバナーの職務権限に関する手続きとプロトコルが文書化されている。(4C)</li> <li>● 新任ガバナーへの適切な研修(induction)が行われている。(4D)</li> <li>● ガバナー／プロプリエーターは、自らの訓練や能力開発(development)に取り組んでいる。(4E)</li> <li>● ガバナー／プロプリエーターは、ガバナンスに積極的に関与していることを示す会議資料や決定事項を提供している。ガバナー／プロプリエーターのプロフィールや連絡先を、主な方針とともに保護者に公開している。(4F)</li> </ul> |
|               | 8. 学校におけるリーダーシップ     | 8A～8D       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校のあらゆるレベルのリーダーシップが、生徒と教職員(staff)のウェルビーイングを積極的に促進している。(8A)</li> <li>● 学校のあらゆるレベルのリーダーシップが高い期待を持ち、全ての生徒の学習体験を向上させ、より豊かなものにするよう努めている。(8B)</li> <li>● リーダーシップは、学校の発展のために明確な方向性とビジョンを提供している。(8C)</li> <li>● 生徒のリーダーシップと生徒の声が、学校の発展と生徒の体験の質に貢献している。(8D)</li> </ul>                                                                                                                                                                        |
| 教職員           | 1. 安全保護と安全な採用        | 1A、1B       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校は、児童保護を含む生徒と教職員の安全保護、及び適切な資格(appropriately qualified)を持ち経験豊富な教職員の安全な採用に、高い優先順位を置いている。(1A)</li> <li>● 学校の採用手順は、公正、徹底、透明であり、全ての任命に一貫して適用される。(1B)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 施設等リ<br>ソース   | 3. 施設                | 3A～3D       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設は、全ての生徒の学習ニーズを支援する。(3A)</li> <li>● 施設は、全ての生徒、教職員、訪問者にセキュアな環境を提供する。(3B)</li> <li>● 学校施設の構造は、効果的で安全な作業環境を提供する。(3C)</li> <li>● 施設全体が、追加的な教育ニーズや身体障害のある全ての生徒のニーズを満たしている。(3D)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                |
| 教育ーカリ<br>キュラム | 5. 理念と価値観            | 5B          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校は、外向きの視点を持ち、幅広いカリキュラムを通じて、他の文化やグローバルな問題に対する意識を高める機会を提供し、学校の価値観を促進している。(所在国で許容される範囲内において)(5B)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|               | 7. 学習と指導             | 7A          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● カリキュラムは学習者の資質と技能を育成することを目指すべきであり、幅広くバランスの取れたものであるべきである。(7A)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

| 団体基準の<br>共通分類 | COBIS 評価項目<br>※10 の基準              | COBIS<br>基準        | 基準の主な内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------|------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育—学<br>習と指導  | 5. 理念と価値観<br>7. 学習と指導              | 5C<br>7B、7C、7<br>E | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校は、ほとんどの教科を英語で教えている。(5C)</li> <li>● 指導は一貫して、生徒の発達を促し可能にしている。(7B)</li> <li>● 学習と指導の質は、改善を確実にし、ベストプラクティスを特定して共有・賞賛するために、学校全体で効果的にモニターされている。(7C)</li> <li>● 生徒の学習態度(への指導)(7D)</li> </ul>                                                                                                                                          |
| 教育—評<br>価     | 7. 学習と指導                           | 7D                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 採点・評価・フィードバックは、生徒の発達を支援し可能にしている。生徒の幅広い学習ニーズに対応している。(7D)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 教育—他          | 10. 課外活動、エ<br>ンリッチメント、エ<br>ンゲージメント | 10A、10B            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校は、全ての生徒に対して幅広い課外活動と充実した学習機会を提供している。(10A)</li> <li>● 全ての生徒が外の世界(地元・地域・国際的)と関わる様々な機会がある。これにより学校の教育理念と価値観が支援・強化され、また豊かな学習体験が提供されている。(10B)</li> </ul>                                                                                                                                                                             |
| コミュニテ<br>ィ    | 9. コミュニケーシ<br>ョン                   | 9A～9D              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者は学校の目的と理念を認識しており、定期的に生徒や学校の取組みに関連する最新情報の提供を受けている。(9A)</li> <li>● 保護者は、生徒の発達やパストラル福祉(pastoral welfare)の他、カリキュラムやより広範な機会、進級などの重要な移行段階についても、適切に情報を得ている。(9B)</li> <li>● 保護者は、主要な担当者への最も適切な連絡方法、問題提起の方法、助言や情報を求める方法を知っている。(9C)</li> <li>● 保護者は入学に関する取り決めを知っており、関連する学校の方針に自由にアクセスできる。(9D)</li> </ul>                               |
| ウェルビー<br>イング  | 2. 生徒の福祉                           | 2A～2D              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校は、全ての生徒のニーズに応え、人格形成(personal development)を促進する、包括的なパストラル体制(inclusive pastoral structure)を提供している。(2A)</li> <li>● 学校は、全ての生徒への心身の健康と安全な監督のための効果的な規定(provision)があり、生徒が学校環境で活躍(flourish)できるようにしている。(2B)</li> <li>● 学校は、積極的な行動管理を通じて、生徒の学習、人格的・情緒的発達、安全が支援されることを確実にしている。(2C)</li> <li>● 学校は、校外活動が適切で安全であることを確実にしている。(2D)</li> </ul> |

注:「基準6:寄宿舎」は除く。

### 6.3.2. 認証基準 208

認証基準について、上表の団体基準の共通分類(以下、「共通分類」と記述する。)の順に、その内容を記述する。1～10の基準に設定されている複数の基準には、それぞれの基準を満たしていることを示す複数の証拠が提示されている。証拠には、必ず含めなければならないもの(以降、「必須証拠」と記述する。)、含めることが望ましいもの(以降、「推奨証拠」と記述する。)、証拠としての例示であるもの(以降、「証拠例」と記述する。)、に分かれている。

#### 6.3.2.1. 共通分類—目的

学校の目的に関連して、「基準5. 理念と価値観(Ethos and Values)」に基準5Aがある。

基準5. 理念と価値観(Ethos and Values)

学校は英国的な教育理念を持ち、外向的で、国際的な視野を促している。

基準5A

英国の教育理念と価値観は、学習と学習者の資質向上に向けた総合的アプローチの核である。

証拠例

- 学校の価値観と倫理観が教育への全体的なアプローチを支え、積極的な行動の遵守を促していること、適切な指導スタイルを取り入れた学習に取り組んでいること、一般的な英国式の評価・フィードバック・報告モデルを使用していること、等

### 6.3.2.2. 共通分類—組織

学校組織に関連して、「基準4. ガバナンス(Governance)」に基準4A～4Fがあり、「基準8. 学校におけるリーダーシップ(Leadership in the school)」に基準8A～8Dがある。

#### 基準4. ガバナンス(Governance)

学校のガバナーは、生徒と学校の戦略的方向性を支援するために活動している。

##### 基準4A

全てのガバナーとプロプリエーター(proprietor)は、若者に接する大人としての全ての要件を満たしており、学校内での安全保護を強化している。

必須証拠:

- ・SCR(Single Central Record<sup>209</sup>)、全ガバナーの最新の保護研修受講、DGS(Designated Governor for Safeguarding)の任命、DGSとDSL(Designated Safeguarding Lead)との少なくとも学期ごとでの定期的会合、DGSの理事会での児童保護の結果報告、DGSのためのより高度な研修

##### 基準4B

ガバナー／プロプリエーターが利益に関して登録し、利益相反を管理するための対策を講じている。

推奨証拠:

- ・最新で定期的にメンテナンスされた利害関係登録簿、紛争/利益相反について使用可能な解決の手順、等

##### 基準4C

ガバナーの職務権限に関する手続きとプロトコルが文書化されている。

証拠例: ガバナンスや理事会、委員会に関する規則、等

##### 基準4D

新任ガバナーへの適切な研修(induction)が行われている。

必須証拠:

- ・新ガバナーの任命時に、適切な安全保護研修を優先的に実施していること

##### 基準4E

ガバナー／プロプリエーターは、自らの訓練や能力開発(development)に取り組んでいる。

証拠例: 毎年更新される保護研修の受講、より安全な採用や児童保護に関する研修、等

##### 基準4F

ガバナー／プロプリエーターは、ガバナンスに積極的に関与していることを示す会議資料や決定事項を提供している。ガバナー／プロプリエーターのプロフィールや連絡先を、主な方針とともに保護者に公開している。

推奨証拠:

- ・理事会や小委員会(がある場合は)を少なくとも学期ごとに開催している証拠、学校の戦略的方向性に関する理事会や小委員会の議事録、保護と健康、安全が理事会の議題に常に含まれている証拠、等

#### 基準8. 学校におけるリーダーシップ(Leadership in the school)

教育機関の教育理念と価値観に基づき、あらゆるレベル、様々な分野で質の高いリーダーシップが発揮され、生徒、教職員(staff<sup>210</sup>)、学校が成長・発展できる環境が整っている。

##### 基準8A

学校のあらゆるレベルのリーダーシップが、生徒と教職員(staff)のウェルビーイングを積極的に促進している。

証拠例:

- ・上級リーダーが生徒のウェルビーイングを促進する方法、スクールリーダーシップが教職員のウェルビーイングを促進していること、等

#### 基準8B

学校のあらゆるレベルのリーダーシップが高い期待を持ち、全ての生徒の学習体験を向上させ、より豊かなものにするよう努めている。

証拠例:

- ・生徒や教職員からのフィードバックをどのように学習体験の改善や指導に役立てているか、等

#### 基準8C

リーダーシップは、学校の発展のために明確な方向性とビジョンを提供している。

証拠例:

- ・校長、上級、中間リーダー、教職員、運営スタッフ、ガバナーが学校の将来の発展に対する明確で一貫したビジョンを表現できること、等

#### 基準8D

生徒のリーダーシップと生徒の声が、学校の発展と生徒の体験の質に貢献している。

証拠例: 生徒からの正式/非正式なフィードバックの機会があるか、等

### 6.3.2.3. 共通分類—教職員

学校の教職員に関連して、「基準 1. 安全保護と安全な採用(Safeguarding and Safer Recruitment)」に基準1A、1B がある。

#### 基準 1. 安全保護と安全な採用(Safeguarding and Safer Recruitment)

学校は、児童保護を含む生徒と教職員の安全保護、及び適切な資格(appropriately qualified)を持ち経験豊富な教職員の安全な採用に、高い優先順位を置いている。

#### 基準1A

学校の採用手順は、公正、徹底、透明であり、全ての任命に一貫して適用される。

必須証拠:

- ・採用方針、機会均等方針、求人広告や申請書における保護に関する声明、インタビュー録、契約書例、全教職員とガバナーの SCR、SCR と照合するための教職員ファイル、その他の人員(清掃、給食、警備などの外部委託を含む)に対する適切なチェック

#### 基準1B

学校内の全教職員、ボランティアを含め、児童保護及び安全保護への高い基準を満たしている。

必須証拠:

- ・生徒の保護/児童保護方針と手順、ADSL(Assistant Designated Safeguarding Lead)の配置と明確な職務定義、DSL による児童保護記録の維持・バックアップ・保管、DSL・ADSL・DGS の学校コミュニティへの周知、DSL/ADSL への高レベルのトレーニング証明書があり、教職員、ボランティア、ガバナー、外部委託者にトレーニングを提供できる、等

### 6.3.2.4. 共通分類—施設等リソース

学校の施設等リソースに関連して、「基準3. 施設(Facilities)」に基準3A～3D がある。

#### 基準3. 施設(Facilities)

学校は、全ての生徒が安全に学習できる環境を提供する。

#### 基準3A

施設は、全ての生徒の学習ニーズを支援する。

証拠例:

- ・給排水や飲料水へのアクセス提供、地域の建物に関する規制遵守、カリキュラムに適した十分なスペース、等

#### 基準3B

施設は、全ての生徒、教職員、訪問者にセキュアな環境を提供する。

証拠例：

- ・施設のセキュリティ、訪問者や車両の入出手順、非常口へのアクセス、火災時の避難や封鎖手順、等

基準3C

学校施設の構造は、効果的で安全な作業環境を提供する。

証拠例：

- ・設備・装飾・床・建具の安全、科学実験室、体育館、プール等の安全衛生の手順、屋内外の清掃と保守、等

基準3D

施設全体が、追加的な教育ニーズや身体障害のある全ての生徒のニーズを満たしている。

証拠例：

- ・生徒に適したトイレと洗面設備へのアクセス提供、AEN(Additional Educational Needs)/EAL(English as an Additional Language)の提供方針、等

#### 6.3.2.5. 共通分類—教育—カリキュラム

学校のカリキュラムに関連して、「基準5. 理念と価値観(Ethos and Values)」に基準5Bがあり、「基準7. 学習と指導(Learning and Teaching)」に基準7Aがある。

基準5. 理念と価値観(Ethos and Values)【再掲】

学校は英国的な教育理念を持ち、外向的で、国際的な視野を促している。

基準5B

学校は、外向きの視点を持ち、幅広いカリキュラムを通じて、他の文化やグローバルな問題に対する意識を高める機会を提供し、学校の価値観を促進している。(所在国で許容される範囲内において)

証拠例：

- ・国際的な考え方や異文化学習、グローバル・シティズンシップ育成へのコミットメントを示すもの、等

基準7. 学習と指導(Learning and Teaching)

学校の中核業務は学習と指導であり、その質が学校の特徴づけに資することを認識している。学校は、全ての生徒へ質の高い教育を進展させることを支援し、生徒の学習への前向きな姿勢を促している。

基準7A

カリキュラムは学習者の資質と技能を育成することを目指すべきであり、幅広くバランスの取れたものであるべきである。

証拠例：

- ・カリキュラム方針、時間割、入学者受入方針、等

#### 6.3.2.6. 共通分類—教育—学習と指導

学校のカリキュラムに関連して、「基準5. 理念と価値観(Ethos and Values)」に基準5Cがあり、「基準7. 学習と指導(Learning and Teaching)」に基準7B、7C、7Eがある。

基準5. 理念と価値観(Ethos and Values)【再掲】

学校は英国的な教育理念を持ち、外向的で、国際的な視野を促している。

基準5C

学校は、ほとんどの教科を英語で教えている。

証拠例：

- ・カリキュラムや指導計画、EAL や必要に応じた母国語の支援、等

#### 基準 7. 学習と指導(Learning and Teaching)【再掲】

学校の中核業務は学習と指導であり、その質が学校の特徴づけに資することを認識している。学校は、全ての生徒へ質の高い教育を進展させることを支援し、生徒の学習への前向きな姿勢を促している。

##### 基準7B

指導は一貫して、生徒の発達を促し可能にしている。

証拠例:

- ・教育方針や指導に関するハンドブック、教室内外での全ての生徒の挑戦を促している方法、教員が採用する教授法の多様性や有効性、等

##### 基準7C

学習と指導の質は、改善を確かにし、ベストプラクティスを特定して共有・賞賛するために、学校全体で効果的にモニターされている。

証拠例:

- ・リーダーシップによるモニター実施、教育の質確保へのアプローチへの取組、相互観察、ベストプラクティスの共有、アクションリサーチを含むプロジェクト、学習データ活用、等

##### 基準7E

生徒の学習態度(への指導)

証拠例:

- ・学習に対する生徒の意見、態度に関するデータ、等

#### 6.3.2.7. 共通分類—教育—評価

教育の評価に関連して、「基準 7. 学習と指導(Learning and Teaching)」に基準7D がある。

#### 基準 7. 学習と指導(Learning and Teaching)【再掲】

学校の中核業務は学習と指導であり、その質が学校の特徴づけに資することを認識している。学校は、全ての生徒へ質の高い教育を進展させることを支援し、生徒の学習への前向きな姿勢を促している。

##### 基準7D

採点・評価・フィードバックは、生徒の発達を支援し可能にしている。生徒の幅広い学習ニーズに対応している。

証拠例:

- ・評価の方針、公式／非公式での評価の範囲、フィードバックのアプローチ方法とその効果、等

#### 6.3.2.8. 共通分類—教育—他

教育に関連して他に、「基準 10. 課外活動、エンリッチメント、エンゲージメント(Extra-Curricular, Enrichment and Engagement)」に基準 10A、10B がある。

#### 基準 10. 課外活動、エンリッチメント、エンゲージメント

学校は、幅広い課外活動(クラブ・アクティビティ・慈善活動・地域及び国際的な活動)の機会を提供している。これにより、学校の教育理念と価値観を具現・強化し、健康とウェルビーイングを促進し、外の世界と積極的・倫理的・目的意識を持って関わり、学習を豊かにし、学習者の人間性を発達させている。

##### 基準 10A

学校は、全ての生徒に対して幅広い課外活動と充実した学習機会を提供している。

証拠例: 提供している活動の範囲や分野、等

##### 基準 10B

全ての生徒が外の世界(地元・地域・国際的)と関わる様々な機会がある。これにより学校の教育理念と価値観が支援・強化され、また豊かな学習体験が提供されている

証拠例：

- ・地域コミュニティとの連携や地域での活動、模擬国連や国際問題に関する大会など関連するイベントへの参加、等

#### 6.3.2.9. 共通分類ーコミュニティ

コミュニティに関連して、COBIS では保護者とのコミュニケーションについて、「基準 9. コミュニケーション(Communication)」に基準 9A～9D がある。

##### 基準 9. コミュニケーション(Communication)

学校は保護者と効果的にコミュニケーションをとり、保護者に常に情報を提供し、生徒の発達を支援している。保護者は学校生活に積極的に関与する機会がある。

##### 基準 9A

保護者は学校の目的と理念を理解しており、定期的に生徒や学校に関する最新情報の提供を受けている。

証拠例：

- ・保護者向けオリエンテーション、ニュースレターなど保護者への提供資料、学校コミュニティでの活動、等

##### 基準 9B

保護者は、生徒の発達やパストラル福祉(pastoral<sup>211</sup> welfare)の他、カリキュラムやより広範な機会、進級などの重要な移行段階についても、適切に情報を得ている。

証拠例：

- ・教員・保護者・生徒の三者での年齢に応じた対話、生徒の発達や福祉に関するコミュニケーションやフィードバック、等

##### 基準 9C

保護者は、主要な担当者への連絡方法や、問題を提起したり、助言や情報を求める方法を知っている。

証拠例：

- ・教職員との連絡や面接の手順、保護者会の保護者代表や委員の連絡先、学校の苦情処理方針と手順の公開、等

##### 基準 9D

保護者は入学に関する取り決めを知っており、関連する学校の方針に自由にアクセスできる。

証拠例：

- ・入学者受入方針、行動や退学に関する規約(プロトコル)や方針、等

#### 6.3.2.10. 共通分類ーウェルビーイング

ウェルビーイングに関連して、「基準 2. 生徒の福祉(Student Welfare)」に基準 2A～2D がある。

##### 基準 2. 生徒の福祉(Student Welfare)

学校は、全ての生徒に安全で支援的な環境を提供する。

##### 基準 2A

学校は、全ての生徒のニーズに応え、人格形成(personal development)を促進する、包括的なパストラル体制(inclusive pastoral structure)を提供している。

証拠例：

- ・パストラル支援方針と実践、パストラル支援について明確化された役割と責任及び実践の有効性、等

#### 基準2B

学校は、全ての生徒への心身の健康と安全な監督のための効果的な規定(provision)があり、生徒が学校環境で活躍(flourish)できるようにしている。

証拠例:

- ・安全衛生に関する地域規制の遵守、コミュニケーションと行動の両面で効果的な安全衛生上の懸念事項の報告方法、会議の議事録を含む、安全衛生に関する適切かつ効果的に実施された方針、手順、規約、等

#### 基準2C

学校は、積極的な行動管理を通じて、生徒の学習、人格的・情緒的発達、安全が支援されることを確実にしている。

証拠例:

- ・積極的行動方針、学校にいる間、安全で安心だと感じていることを示す生徒の認識、人格形成、社会性、健康及び経済教育(PSHE: Personal, Social Health and Economic Education)のプログラム、等

#### 基準2D

学校は、校外活動が適切で安全であることを確実にしている。

証拠例:

- ・校外活動/旅行方針、保護者の承認/連絡先や関連する医療情報など、校外活動手順、等

## 6.4. 各国／州の学校教育制度と認証制度との関係

(要約)

本調査では英国の全人口の8割以上を占めるイングランドについて記述する。イングランド教育省は、国内のインターナショナルスクールには独立学校に適用する教育・運営基準に基づく査察を義務付けており、国外の英国学校には独立学校とほぼ同様の基準に基づく任意の認証制度(BSO 制度)を設け、各学校の査察結果報告書を公開している。

COBIS は、BSO 制度において認証の手配と準備を支援する組織であり、また、BSO での認証を通じて COBIS 認証を取得する方法を用意している。英国外のインターナショナルスクールにとって COBIS 認証校となることは、英国の教育と学校運営の水準を満たしていることを保護者に示す方法の一つとなっている。

### 6.4.1. 英国(イングランド)の学校教育制度

英国は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドの4つの地域(country)から成る連合王国であり、それぞれに学校教育制度の特色がある<sup>212</sup>。本調査では英国の全人口の8割以上<sup>213</sup>を占めるイングランドについて記述<sup>214</sup>する。

#### 6.4.1.1. 教育行政機関

英国では、教育省(Department for Education。以降、「DfE」と記述する。)が中央の機関として初等中等教育政策を策定・実施し、教育サービスの全般的な提供に責任を負い、地方には教育その他を所管する地方当局(地方自治体)が置かれている<sup>215</sup>。

DfE は、内閣の構成員である教育担当大臣の下に置かれた組織で、主に就学前教育を含む初等中等教育及び継続教育に必要な条件を確保する責任を負い、学校教育制度を監督・規制(conduct, regulate)する<sup>216</sup>。

地方当局については、英国には米国のように、教育行政だけを担当する特別な組織もなければ、「日本のように自治体の中で教育行政を担当する特有の組織もなく、一般の広域自治体において他の行政分野と同様な組織が教育行政も担当している。しかしながら、それは首長が教育行政を直接担当することを意味するものではない。教職員の人事や、授業で使用する教科書の決定のみならず、人件費を含めた学校予算の使途の決定など、日本では自治体の教育委員会が担う機能を学校レベルにおける合議制組織である学校理事会(school governing body)に委ねている。学校理事会を学校に

おける意思決定機関とし、学校理事となる保護者と教職員は互選で選出される。」<sup>217</sup>

英国の学校は、OECD 加盟国の中でも特に学校自治の度合いが高い<sup>218</sup>。公立の前期中等教育学校における決定事項の割合<sup>219</sup>、との分類において、学校が 81%、地方政府(基礎自治体)が 19% であり、OECD 平均は学校が 41%、地方政府が 17%、日本は学校が 21%、地方政府が 35%と比べて、学校は教育行政の決定において大きな役割を担っている。

学校は、大別すると「公費が投入される公費維持学校(maintained school)と公費が投入されない独立学校(independent school)がある。公費維持学校においても、歴史的経緯に基づき設立母体等が多様<sup>220</sup>であり、学校の施設設備等の所有者や教員の雇用者、学校理事会の構成員などがそれぞれ異なる。」<sup>221</sup>

#### 6.4.1.2. インターナショナルスクールの法的位置づけ

「短期滞在する外国人の子どもたちの通う学校はいわゆる外国人学校であり、イギリスの場合、独立学校(independent school)の法的地位にある」<sup>222</sup>。「イギリスにおいては、一定の基準を満たし「学校」と認められた教育施設は、それがイギリス市民を対象とするものであっても、また外国人を対象とするものであっても、法的あるいは制度的には一律に「独立学校」として分類される。」<sup>223</sup>

独立学校は 2015 年において 2,357 校あり、初等中等教育の学校全体の 1 割を占め、様々な段階・規模のものがあるが、伝統的な中等教育の学校であるパブリック・スクール(public school、11 歳又は 13~17 歳)と、これに接続するプレパトリー・スクール(7~10 歳又は 12 歳)、及びブレ・プレパトリー・スクール(5 歳又はそれ以下~6 歳)がその代表例である<sup>224</sup>。

「独立学校は行政当局から財政などの面で独立(independent)した学校であることから、伝統的に行政当局による管理・統制は非常に緩く、さほど高い関心もはられてこなかった。しかし、労働党政権による近年(中略)は、独立学校に対する管理が厳密なものとする傾向にある。」<sup>225</sup>

#### 6.4.1.3. 独立学校への規制

独立学校の教育と学校運営は、教育(独立学校基準)規則(The Education (Independent School Standards) Regulations 2014<sup>226</sup>。以降、「ISS」と記述する。)が適用される。下表は ISS や、そのガイダンス<sup>227</sup>、等から、独立学校への規制についての主な内容である。

図表 Co4. 独立学校に係る法規等の主な内容

|        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校運営許可 | 登録 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・フルタイムの教育を提供する独立学校<sup>228</sup>は、DfE への登録義務がある。<sup>229</sup></li> <li>・ISS には、全ての独立学校が登録条件として満たすべき基準に次の内容がある<sup>230</sup>。<br/>提供する教育の質、生徒の精神的・道徳的・社会的・文化的発達、生徒の福祉・健康・安全、教職員と経営者の適性、学校の施設・宿泊施設、情報提供、苦情処理への対処、学校のリーダーシップとマネジメントの質。</li> <li>・登録申請時に申請書に加えて次の資料を提出する<sup>231</sup>。<br/>施設計画、カリキュラム方針、カリキュラム計画、授業計画(schemes of work)、生徒評価手続き、いじめ防止方針、安全保護方針、安全衛生方針、行動方針、苦情処理手続き、学校の声明書、経営者に関する詳細情報。</li> </ul> |
|        | 査察 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録申請後、教育水準局(Ofsted。詳細は 6.4.2.1 項に記述。)は、ISS に基づき学校が登録後にどの程度基準を満たし得るかを査察(inspect)する。登録された学校<sup>232</sup>は、学校が運営を開始した年に Ofsted から、その後は定期的に Ofsted または独立学校査察団(ISI。詳細は 6.4.2.1 項に記述。)から査察を受ける。<sup>233</sup></li> </ul>                                                                                                                                                                                            |
|        | 認証 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・英国外の英国学校(BSO。詳細は 6.4.2.1 項に記述。)向けに、DfE が行う任意の認証(accredit)制度がある<sup>234</sup>。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| カリキュラム |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・英国の教育課程基準である全国共通教育課程(National Curriculum)は、独立学校には適用されず<sup>235</sup>、その採用は任意である。<sup>236</sup></li> <li>・ISS の「PART1. 提供する教育の質」の記載例として以下がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民主主義、法の支配、個人の自由、異なる信仰や信念を持つ人々に対する相互尊重と寛容という英国の基本的価値を損なうものであってはならない。</li> <li>・指導の主要言語が英語以外である場合、英語の筆記及び口語による授業(書く技能と話す技能<sup>237</sup>)を行うこと。但し、英国に一時的に居住する生徒に教育を提供し、かつ、他国の教育課程に従う学校については、適用されない。</li> </ul> </li> </ul>  |
| 教員資格   |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立学校の教員は、教員資格(QTS:Qualified Teacher Status)や特定の教科の資格を持っている必要はないが、指導教科の内容について十分な知識と理解を持っていること。(ガイダンス 2.28)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | ・教員の実践と行動に対する最低限の要件について基準(教員基準)があり、独立学校においても周知することが望ましい。(ガイダンス 2.23)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 施設    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISS の「PART5. 学校の施設・宿泊施設」の記載例として以下がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の施設に関する基準がある。トイレと洗面設備、医療施設、健康・安全・福祉関連、音響、照明、給水設備、屋外スペース、その他。</li> <li>・本規則の多くで定めている、施設は「適切」であること、とは学校は生徒の年齢、人数、性別、そして生徒が持つ特別な要求を考慮に入れて、適切かどうかを判断しなければならないことである。</li> </ul> </li> <li>・ISS の施設規則は、公立(営)学校の施設規則である SRC(The School Premises (England) Regulations 2012)の要件とほぼ同様である。<sup>238</sup></li> </ul>                                                                                                                    |
| 健康と安全 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISS の「PART3. 生徒の福祉・健康・安全」の記載例として以下がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の福祉を保護し、促進するための取り決めがなされていること。</li> <li>・次の内容に関する基準がある。生徒の良好な行動、いじめ防止、安全衛生、火災安全、応急処置、入学・出席簿維持、リスク対応、等。</li> </ul> </li> <li>・ISS の「PART4. 教職員と経営者の適性」の記載例として以下がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校は、子供と関わる教職員をチェックする法的責任を遵守し、要求以上のチェックを行うかについて適切な判断を下し、ボランティアが適切に監督されているかを確認することで、子供を害するリスクのある者が子供と接することを防ぐ必要がある。</li> <li>・学校の経営者(proprietor)は、犯罪歴チェック(DBS チェック)を受ける必要がある。<sup>239</sup></li> </ul> </li> </ul> |

## 6.4.2. 英国の学校認証制度

### 6.4.2.1. 学校評価に関連する機関や制度

英国では DfE と関連機関が管理する、説明責任を主軸とした学校評価制度が高度に整えられている<sup>240</sup>。独立学校の学校評価制度には以下があり、BSO 制度は学校が任意で行う認証制度である。

#### ○教育水準局(Ofsted: the Office for Standards in Education, Children's Services and Skills)

Ofsted は、学校教育の他、あらゆる年齢の学習者に教育と技能を提供するサービスや、子供や若者をケアするサービスを査察する<sup>241</sup>。DfE 関連の非内閣構成省庁(Non-ministerial Department)として、教育水準の向上や教育の質の改善を目指し、学校等の監査活動やその結果報告を議会に直接行う独立した、不偏不党(impartial)な組織である<sup>242</sup>。各学校の査察結果報告書は4段階評価とともに、Ofsted の HP に公開される<sup>243</sup>。

学校教育における主な役割は、「中央政府が設定した教育内容に対する各学校の到達水準を事後評価・統制することで、教育の質を一定水準に保ち学校改善を促すこと、親の学校選択に資する情報を提供すること、公的投資に対するアカウンタビリティを確保することなどである。(中略)先進国でも類を見ない強力な学校査察機関とも称される。」<sup>244</sup>

#### ○独立学校査察団(ISI:Independent Schools Inspectorate)

ISI は DfE より、独立学校協議会(ISC:Independent Schools Council)の会員校<sup>245</sup>の査察を任命されている独立した機関である<sup>246</sup>。ISC 等に加盟していない独立学校は Ofsted が査察を行う<sup>247</sup>。

ISI の査察結果報告書は、「法定の独立学校基準がどの程度満たされているかについて、DfE に報告するものである」<sup>248</sup>。各学校の「査察結果報告書は ISI の HP に公開され、学校も公開する必要がある」<sup>249</sup>。

また、「内務省(Home Office)からは、私立の継続教育カレッジ(further education colleges)や語学学校の査察を承認されている」<sup>250</sup>。

#### ○BSO(British Schools Overseas)制度<sup>251</sup>

BSO 制度は DfE が所管する、英国外の英国学校に対する任意の認証制度(accreditation scheme)である。学校は、DfE が承認し Ofsted が監視する、ISI を含む3つの指定機関のいずれかから査察を受ける。適用する基準や制度の概略は以下<sup>252</sup>のとおりである。

適用する基準: British schools overseas: standards for schools、  
(以下「BSO 基準」と記述する。)

- ・BSO 基準は、ISS と「寄宿学校のための全国最低基準」とほぼ同等の内容(の一部)である
- ・所在国に基準と同等の法律がない場合は、指定機関に報告すること。それを以って認証が禁

止されることはない

- ・基準と所在国の法律に矛盾がある場合、所在国の法律が優先される

制度の概略

- ・基準を満たした学校は DfE より BSO 校として認証される。査察結果報告書は HP で公開<sup>253</sup>され、学校も公開する必要がある
- ・認証を維持するには、少なくとも3年ごとの査察を受ける
- ・認証校になることは、教員資格(QTS:Qualified Teacher Status)または国際教員資格(iQTS:International Qualified Teacher Status)を持つ若手教員(Early Career Teacher)に法定研修を提供するための要件の一つである

なお、BSO 認証の手配と準備を支援する機関として、COBIS を含め7つの機関が DfE の HP に掲載されている。

#### 6.4.2.2. 学校認証制度と COBIS の位置付け

○英国の学校認証制度と COBIS の関係

英国では、国内のインターナショナルスクールは独立学校として査察を義務付け、国外の英国学校は BSO 制度という任意の認証制度を設けている。COBIS は上述のとおり BSO 制度において、認証の手配と準備を支援する組織として、DfE から HP で個別の記述があり、一定の役割を担っている。

また、6.2.1 項のとおり COBIS は、BSO 認証機関と ISI を CIS、NEASC、WASC とともに認証パートナーとしており、同機関で認証済みであれば、評価結果提出等一定の手続きで COBIS の認証を取得する手段を用意している。このような形で、英国外の独立学校に対する認証制度との連携を組み込んでいる。

○学校認証制度における COBIS 認証評価の特徴・役割

COBIS は、自身の認証基準の特徴について、BSO、Ofsted、国連の「児童の権利に関する条約」、等のベストプラクティスを組み込んでいること、会員の要望を反映し、安全と文化的配慮に重点を置いていること、説明責任ではなく、学校との継続的な専門的関係を重視するアプローチであること、等を述べている<sup>254</sup>。

これらは、DfE が認証制度を整備している中で、COBIS の認証評価の役割を示すものであると考える。

○英国の国際教育戦略と認証機関及び COBIS の関係

DfE と国際貿易省(2023 年にビジネス・通商省に再編された。)の共同による 2019 年の国際教育戦略において、「2030 年までに教育輸出額を年間 350 億ポンドに増加」等の目標が示され、その中で、英国外の英国学校に対する認証機関の重要性の記述がある<sup>255</sup>。また COBIS は同資料で戦略策定関連組織の一つとして記載されており、英国政府と連携し、その戦略と 6.1.3 項の同団体の目的に対して、近しく同様にして活動していることが確認できる。

#### 6.4.2.3. 学校認証制度の効果

学校が、認証を受けることの第一義的效果は 6.1.3 項の目的に記述のとおり、認証とコンプライアンスにより、最高水準の品質保証を受けることである。加えて、認証校になることの効果として次の記述がある(以下は、保護者向けの主なもの)。<sup>256</sup>

●COBIS 認証基準が、英国の教育理念と価値観及びカリキュラムに沿っていること

- ・子供に対する全人的な教育と、バランスの取れた様々に適切な指導スタイルでの学習にコミットしている
- ・セキュアで刺激的な学習環境にコミットしている
- ・児童保護に揺ぎなくコミットするだけでなく、全ての子供の情緒的、身体的、精神的な健康とウェルビーイングを含めた強力な安全保護文化を持つ
- ・十分な資質(well-qualified)を持ち、適切な訓練を受けているだけでなく、身元や犯罪歴が徹底的にチェックされ、一緒に働いたことのあるスクールリーダーによって経験が確認されている教職員を採用する
- ・全ての子供の学習と福祉を支援するパストラルシステムを持つ
- ・英国で一般的な評価、フィードバック、報告モデルを使用する
- ・スクールリーダーシップに説明責任を持たせ、戦略的な方向性と重要な友好関係を提供する積極的なガバナンスを持つ

- ・生徒に英国や他国の英国インターナショナルスクールに転校(transfer)できる能力を提供する
- ・世界中の高等教育機関に出願する生徒に、質の高いガイダンスを提供する
- COBIS の取組みによる効果
  - ・COBIS の高水準の品質保証により、子供が力強く育ち安全な環境で学習できることを判断できる
  - ・COBIS の様々なコンテストやイベントのプログラムを通じて、全ての生徒がグローバル コミュニティに参加できる
  - ・COBIS は優れた CPD(Continuing Professional Development:継続的専門能力開発)のプログラムを提供し、教職員の育成を支援する

これらのことから、COBIS 認証校となることは、学校が保護者や生徒から学校を選択される上で、英国の教育・運営の水準を満たしていることを示す方法の一つとなっていると考えられる。

なお、英国では、各学校が課程修了者に修了証・卒業証書を出すという制度はなく、学校外部の試験機関による様々な資格を取得することが制度化されている<sup>257</sup>。学校が認証を取得することが、生徒の修了や入学資格に有利に影響するといった記述は、COBIS の資料からは確認できない。

<sup>177</sup> 「英国外の英国学校:British schools overseas」の定義は、団体及び英国教育省から確認できないが、本調査では、「英国式の教育を提供すると主張する英国外の教育機関」とする。但し、6.4.2.1 項で記述している BSO 認証校の場合は、英国教育省の基準を満たしている学校のことを指す。COBIS HP. また、「COBIS School Search」. <https://www.cobis.org.uk/our-network/search-for-cobis-members/cobis-school-search>. この検索サイトにおいて、英国内の認証校が7校あるため「主に」としている。

<sup>178</sup> COBIS. “COBIS Development Plan 2022-2025”. p.4

<sup>179</sup> COBIS からの情報提供による。

<sup>180</sup> COBIS HP. “COBIS School Search”. <https://www.cobis.org.uk/our-network/search-for-cobis-members/cobis-school-search>. このサイトの地図上に配置された学校数をカウントしている。

<sup>181</sup> COBIS からの情報提供による。

<sup>182</sup> COBIS からの情報提供による。

<sup>183</sup> 本調査は「1.1. 調査の目的」に記述のとおり、中等教育を取り扱うことから、本認証団体に係る以降において、固有の文脈や特に記述のない限り、「student」と「pupil」は、「生徒」と訳す。

<sup>184</sup> 会員には、学校の他、学校にサービス等を提供する 190 団体以上のサポートアソシエートがある。

<sup>185</sup> COBIS. “Development Plan 2022-2025”. p.2

<sup>186</sup> COBIS HP. <https://cobis-2-eu-west2-01.preview.finalsitecdn.com/about-us>. 及び COBIS からの情報提供による。

<sup>187</sup> COBIS HP. <https://www.cobis.org.uk/about-us>

<sup>188</sup> Companies House HP. <https://www.gov.uk/government/organisations/companies-house>. このサイトの検索からの次の URL による. <https://find-and-update.company-information.service.gov.uk/company/07348782>. ※注: 英国政府機関の公表する資料(以降の資料も同様)は、通常 Crown copyright と記されており、Open Government Licence (<https://www.nationalarchives.gov.uk/doc/open-government-licence/version/3/>)のもと、自由に使うことが認められている。

<sup>189</sup> 独立行政法人日本貿易振興機構. 英国事業拠点設立ガイドブック. 2022. p.3

<sup>190</sup> Wikipedia. [https://en.wikipedia.org/wiki/Council\\_of\\_British\\_International\\_Schools](https://en.wikipedia.org/wiki/Council_of_British_International_Schools)

<sup>191</sup> COBIS HP. <https://www.cobis.org.uk/about-us/meet-the-team>

<sup>192</sup> COBIS からの情報提供による。

<sup>193</sup> COBIS HP. <https://www.cobis.org.uk/services/accreditation/become-a-cobis-peer-accreditor>. ※LIP もボランティアである可能性がある。

<sup>194</sup> COBIS HP. <https://www.cobis.org.uk/services/accreditation/pricing>

<sup>195</sup> COBIS HP. <https://www.cobis.org.uk/membership/for-schools/school-membership-categories>

<sup>196</sup> COBIS HP. Membership Application Form. <https://form.jotform.com/241352819280355>

<sup>197</sup> COBIS HP. <https://www.cobis.org.uk/about-us/policies/cobis-code-of-ethical-conduct>

<sup>198</sup> COBIS HP. FAQs. “What is the difference between COBIS Accreditation and Compliance?”. <https://www.cobis.org.uk/services/accreditation#fs-panel-7641>

<sup>199</sup> COBIS HP. <https://www.cobis.org.uk/membership/for-schools/school-membership-categories>

<sup>200</sup> COBIS HP. <https://www.cobis.org.uk/membership/renew-your-membership>. 及び FAQs. “The Process – step by step”. <https://www.cobis.org.uk/services/accreditation#fs-panel-7641>

<sup>201</sup> COBIS からの情報提供による。

<sup>202</sup> COBIS HP. FAQs. “What is the difference between COBIS Accreditation and Compliance?”. “What is the COBIS approach to Accreditation and Compliance?”. “Key Programme Facts”. <https://www.cobis.org.uk/services/accreditation#fs-panel-7641>

<sup>203</sup> Ibid., “What is the COBIS approach to Accreditation and Compliance?”

<sup>204</sup> Ibid., “What if a school does not meet all the Standards?”

<sup>205</sup> COBIS HP. <https://www.cobis.org.uk/membership/renew-your-membership>

<sup>206</sup> COBIS. “COBIS Patron’s Accreditation and Compliance Standards Revised Summer 2020”. p.1

<sup>207</sup> Ibid., p.3

- <sup>208</sup> 本項における基準内容は、次の資料より主なものを抜粋している。COBIS. "COBIS Patron's Accreditation and Compliance Standards Revised Summer 2020".
- <sup>209</sup> DfE. "Keeping children safe in education 2024". 2024. この資料に、学校は、任命前チェックに関する記録である SCR (Single Central Record、ISS 等規則では「登録簿」と呼ばれる)を維持しなければならない、とある。
- <sup>210</sup> ここでの「staff」は、学校に雇用されている全ての個人を指し、教員と非教員の両方が含まれる。次の資料での文脈に依る。 Department for Education (DfE). "Staffing and employment advice for schools". 2021. p.2. <https://www.gov.uk/government/publications/staffing-and-employment-advice-for-schools>
- <sup>211</sup> 「pastoral」の定義は、6.5.1.10 項に記述している。
- <sup>212</sup> 文部科学省、諸外国の初等中等教育、明石書店、2016. p.94
- <sup>213</sup> 英国国家統計局 HP. <https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/populationestimates/bulletins/annualmidyearpopulationestimates/mid2022#:~:text=1.,Main%20points,square%20kilometre%20at%20mid%2D2022>.
- <sup>214</sup> 以降の「英国」は、特に記述がなければイングランドを指すか、又は包含する。
- <sup>215</sup> 文部科学省、諸外国の初等中等教育、明石書店、2016. p.94
- <sup>216</sup> 国立教育政策研究所、地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究、2019. p.47
- <sup>217</sup> Ibid., p.20
- <sup>218</sup> 経済協力開発機構 OECD. "EDUCATION AT A GLANCE 2018". "UNITED KINGDOM". p.6
- <sup>219</sup> 経済協力開発機構 OECD. "EDUCATION AT A GLANCE 2012". "Table D6.1. ercentage of decisions taken at each level of government in public lower secondary education (2011)"
- <sup>220</sup> 文部科学省、諸外国の教育統計 令和 5(2023)年版、学校の設立母体等の多様性について、同資料に次の記述がある。「近年、国の直接補助により維持されるが設置・運営面で独立校に近いアカデミー(公営独立学校)が増えている。」「中等教育は、通常 11 歳から始まり、7 年間続く。公費により維持される中等学校は原則無選抜(コンプリヘンシブ・スクールと呼ばれる)だが、選抜制の学校(グラマー・スクール)とモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。」
- <sup>221</sup> 国立教育政策研究所、地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究、2019. p.48
- <sup>222</sup> 佐藤千津、世界の外国人学校、福田誠治・末藤美津子【編】、東信堂、2005. p.102
- <sup>223</sup> Ibid., p104
- <sup>224</sup> 文部科学省、諸外国の初等中等教育、明石書店、2016. p.94
- <sup>225</sup> 福田誠治・末藤美津子、世界の外国人学校、東信堂、2005. p.104
- <sup>226</sup> 英国政府 HP. <https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2014/3283>
- <sup>227</sup> DfE. "The Independent School Standards Guidance for independent". 2019
- <sup>228</sup> 水森ゆりか、多様なニーズを持つ子どもが通う教育施設の質保証、p.28. 及び 1996 年教育法 463 条、<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1996/56/section/463>。これら資料による独立学校の定義として 1996 年教育法を要約すれば、「地方当局によって維持されておらず、義務教育段階の 5 人以上の子供、義務教育段階の 1 人以上の EHC 計画を持つ(特別な教育ニーズを持つと認定されている)子供、等に対してフルタイムの教育を提供する学校」である。
- <sup>229</sup> 英国政府 HP. "Independent school registration". <https://www.gov.uk/government/publications/independent-school-registration>
- <sup>230</sup> DfE. "Registration of independent schools. Departmental guidance for proprietors and prospective proprietors of independent schools in England". 2019. p.4
- <sup>231</sup> 英国政府 HP. "Register an independent school: application guidance and checklist". <https://www.gov.uk/government/publications/register-an-independent-school-application-form/register-an-independent-school-application-guidance-and-checklist>
- <sup>232</sup> 英国政府 HP. "Get Information about Schools". <https://www.get-information-schools.service.gov.uk/Search?SelectedTab=Establishments>
- <sup>233</sup> DfE. "Registration of independent schools. Departmental guidance for proprietors and prospective proprietors of independent schools in England". 2019. p.6
- <sup>234</sup> 英国政府 HP. "British schools overseas: how to get accredited". <https://www.gov.uk/guidance/british-schools-overseas-how-to-get-accredited>
- <sup>235</sup> 英国政府 HP. "Private schools". <https://www.gov.uk/types-of-school/private-schools>
- <sup>236</sup> 文部科学省、諸外国の初等中等教育、明石書店、2016. p.103
- <sup>237</sup> 福田誠治・末藤美津子、世界の外国人学校、東信堂、2005. pp.105-106
- <sup>238</sup> 文部科学省、諸外国の初等中等教育、明石書店、2016. p.124
- <sup>239</sup> DfE. "Independent schools: change of proprietor guidance". 2023. p.7. この資料の 4p に、独立学校の「proprietor」とは、学校の所有権(ownership control over the school)を有し、学校管理者(management)が説明責任を負う個人または法人等のこと、とある。
- <sup>240</sup> 経済協力開発機構 OECD. "EDUCATION POLICY OUTLOOK UNITED KINGDOM". 2015. p.20
- <sup>241</sup> 英国政府 HP. "About us". <https://www.gov.uk/government/organisations/ofsted/about>
- <sup>242</sup> 国立教育政策研究所、地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究、2019. p.47. この資料での追加の記述として、「非内閣構成省庁とは、組織のトップに大臣を置かない省庁(Department)で、特定の専門性の高い政策領域において、その企画立案と執行とを一体的に推進する必要性から設けられた政府内の組織である。法人格はなく職員は公務員である。首相から任命される組織のトップが議会に対して説明責任を負う。」とある。
- <sup>243</sup> Ofsted HP. "Find an inspection report". <https://reports.ofsted.gov.uk/>
- <sup>244</sup> 白川正樹、イギリスの学校査察の現代的展開、2022. pp.2-3
- <sup>245</sup> 文部科学省、英国パブリック・スクールの教育像とその諸相、日英教育学会第 32 回年次大会、p.5. この資料に、独立学校に含まれる学校規模として、全ての独立学校(約 2,500 校)のうち、ISC 加盟校は約 1,400 校で、そのうち校長会議(HMC)加盟校(約 300 校)、そのうちグレートスクールズ(9 校)、とある。なお、パブリック・スクールについては、公的定義はなく、社会通念的に有名で学校自体が裕福で、受け入れる生徒も裕福な者が多い私立中等学校(HMC 加盟校内辺りの独立学校)、とある。
- <sup>246</sup> ISI HP. "Our role and remit". <https://www.isi.net/about/who-we-are/about-isi>
- <sup>247</sup> 英国政府 HP. "Inspecting non-association independent schools". <https://www.gov.uk/guidance/being-inspected-as-a-non-association-independent-school>
- <sup>248</sup> ISI HP. "School inspections in England". <https://www.isi.net/about/what-we-do/school-inspections-in-england>
- <sup>249</sup> ISI HP. "Inspection framework". <https://www.isi.net/inspection-explained/inspection-framework/interactive-version/>

---

<sup>250</sup> ISI HP. “Our role and remit”. <https://www.isi.net/about/who-we-are/about-isi>

<sup>251</sup> 英国政府 HP. <https://www.gov.uk/guidance/british-schools-overseas-how-to-get-accredited>

<sup>252</sup> DfE. “Standards for British Schools Overseas”. 2023. pp.4-5

<sup>253</sup> 英国政府 HP. <https://www.gov.uk/government/publications/british-schools-overseas-inspection-reports/british-schools-overseas-accredited-schools-inspection-reports>(参照 2024-7-3 更新版)。この資料に、277 校の査察報告書が掲載されている。

<sup>254</sup> COBIS HP. “Why take the COBIS Patron’s Accreditation and Compliance Route?”. <https://www.cobis.org.uk/blog/why-take-the-cobis-patrons-accreditation-and-compliance-route>

<sup>255</sup> 英国政府 HP. “Policy paper:International Education Strategy: global potential, global growth”. <https://www.gov.uk/government/publications/international-education-strategy-global-potential-global-growth/international-education-strategy-global-potential-global-growth#foreword>. 及び、COBIS HP. “MEDIA STATEMENT 18 MAR 2019”. <https://www.cobis.org.uk/our-network/news/news-hub/news-demo-page/~board/migrated-news/post/media-statement-cobis-welcomes-launch-by-her-majestys-government-of-new-international-education-strategy-global-potential-global-growth>

<sup>256</sup> COBIS HP. <https://www.cobis.org.uk/about-us/advice-for-parents>

<sup>257</sup> 文部科学省. 諸外国の初等中等教育. 明石書店. 2016. p.118

(以 上)